

第2期

八幡浜市地域福祉計画



令和7年4月
八幡浜市

ご挨拶

現在、少子高齢化・人口減少の急激な進行により、社会構造の変化を余儀なくされています。本市においても、令和3（2021）年に高齢化率が40%台に到達し、2.5人に1人が65歳以上の高齢者である状況です。また、単身世帯や核家族の増加に伴って社会的孤立が発生し、地域コミュニティの人間関係が希薄になるなど、地域の活力低下やその持続可能性が危惧されています。一方で、度重なる災害や「南海トラフ地震臨時情報」の発表などを受け、非常時はもちろん、日頃から地域で助け合うことの重要性が再認識されています。このような時代だからこそ、私たち八幡浜市民一人一人が、互いに手を取り合い、助け合いながら、変化の波を乗り越えていく必要があると強く感じています。

国は、地域共生社会の実現をめざし、制度や分野の垣根を越えた、地域全体での支え合いを推進しています。本市においても、この流れを捉え、市民の皆様が、それぞれの個性や強みを生かしながら、地域の中で役割をもち、安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。これまでの「支える側」「支えられる側」という関係性を超えて、誰もが主体的に地域活動に参加し、つながりを深め、困ったときにはお互いに支え合える、そんな温かいコミュニティを育んでいきたいと考えています。

本市では、令和2（2020）年に「八幡浜市地域福祉計画」を策定し、「誰もがつながり、地域で支え合うまち 八幡浜」の実現に向けて取り組んでまいりました。令和6（2024）年度で期間が満了となることから、施策を継続的に推し進めるべく、本計画を策定します。

最後に、今回の改定に当たってアンケートにご協力いただいた市民の皆様、策定委員会の皆様に心より感謝を申し上げます。これからも皆様のご理解とご協力を賜りつつ、八幡浜市がめざす「地域共生社会」に向けた取組を進めてまいります。引き続きのご協力とご支援を心よりお願い申し上げます。

令和7年4月

八幡浜市長 大城 一郎

目 次

第1章 計画の策定に当たって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 社会的背景.....	1
3 地域福祉とは.....	2
4 主な国の動き.....	2
5 計画の位置づけ.....	5
6 計画の期間.....	6
7 計画の策定体制.....	7
第2章 八幡浜市の現状と課題.....	8
1 統計からみる八幡浜市の現状.....	8
2 アンケート調査からみる八幡浜市の現状.....	16
3 前回計画の評価.....	36
4 地域福祉の課題.....	39
第3章 計画の基本的な考え方.....	41
1 基本理念.....	41
2 基本目標.....	42
3 施策体系.....	43
第4章 取組施策の展開.....	43
基本目標1 誰もが地域福祉の主体となる基盤づくり.....	44
基本目標2 誰もが安心して暮らせる相談・支援体制づくり.....	52
基本目標3 地域福祉を推進する環境づくり.....	62
第5章 成年後見制度利用促進基本計画.....	70
1 計画策定の趣旨.....	70
2 現状と課題.....	70
3 取組施策.....	71
第6章 再犯防止推進計画.....	74
1 計画策定の趣旨.....	74
2 現状と課題.....	74
3 取組施策.....	75
第7章 計画の推進.....	77
1 支え合うための地域の範囲.....	77
2 住民及び関係機関などとの連携・協働.....	78
3 計画の進捗管理.....	80
資料編.....	81

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

地域福祉計画は、社会福祉法第107条第1項第1号から5号に基づき、市町村が、地域福祉の推進に関する事項として、「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」、「地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項」、「地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項」、「地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項」、「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項」を一体的に定める計画です。

八幡浜市（以下、「本市」という。）では、令和2（2020）年に第1期に当たる「八幡浜市地域福祉計画」を策定しました。この計画の期間が満了することから、これまでの取組の評価を行い、国・県の動向を踏まえ、本市の地域福祉に関する取組の方向性を示す指針として「第2期八幡浜市地域福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

なお、市町村では、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（成年後見制度利用促進法）に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」、「再犯の防止等の推進に関する法律」（再犯防止推進法）に基づく「再犯防止推進計画」、「生活困窮者自立支援法」に基づく「生活困窮者自立支援計画」の策定が求められていることから、本計画は、これらの計画の内容を包含するものとします。

2 社会的背景

全国的に、少子高齢化、単身世帯の増加、非正規労働者の増加が進行し、これらの複合的な要因を背景として、自助のみでは日常生活や地域生活を営むことが困難な人が増加しています。暮らしの支援ニーズは増大し、その内容も複雑化・多様化の一途を辿っています。

他方で、地域における人間関係の希薄化が進むとともに、従来の地域福祉活動を支えてきた担い手の高齢化や後継者不足も深刻化しており、地域における互助の力は弱まりつつあります。これらの結果として、ダブルケアや生活困窮者の社会的な孤立、8050問題等、必要な支援につながりにくい事例が各地で顕在化しています。

本市においても例外ではなく、急激な高齢化の進行に伴い、これまで地域福祉を担ってきたボランティア団体や自治会活動などの担い手不足が深刻となっています。新たな担い手を確保するとともに、地域における互助の力を育むことが求められます。

3 地域福祉とは

地域福祉とは、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域住民や社会福祉関係者が互いに協力し、地域社会全体で住民の福祉を支える仕組みです。また、改正社会福祉法第4条第1項では「地域住民」を地域福祉の推進に努める主体と位置づけています。

地域での支え合いを築いていくための考え方として、「自助」・「互助」・「共助」・「公助」というものがあり、これらが相互に働き合い、地域福祉活動に取り組んでいく必要があります。

自助(個人):自分自身や家族でできることは自ら行う
互助(近隣):隣近所や友人・知人とお互いに支え合い、助け合う
共助(保険):制度化された相互扶助(医療、年金、介護保険など)
公助(行政):行政機関などが提供する福祉サービス
(生活保護、人権擁護、虐待対策など)

■自助・互助・共助・公助のイメージ



4 主な国の動き

令和2（2020）年に社会福祉法が改正され、包括的な支援体制を整備するための方策として「重層的支援体制整備事業」が創設されたほか、孤独・孤立対策推進法をはじめとする様々な法律が施行されるなど、地域共生社会の実現に向けた取組が推進されています。

（1）重層的支援体制整備事業

市町村、民間団体、地域住民など地域の構成員が協働して、属性を問わない包括的な支援を総合的に推進し、多様なつながりを地域に生み出すことを通じて、身近な地域でのセーフティネットの充実と地域の持続可能性の向上を図る、社会福祉法（第106条の4）に規定された事業です。人々の生活そのものや、生活を送る中で直面する困難・生きづらさの多様性・複雑性に応えるものとして創設されました。

「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することとされています。

（2）災害対策基本法の改正

平成23（2011）年の東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上りました。この教訓を踏まえ、平成25（2013）年に災害対策基本法が改正され、市町村に避難行動要支援者名簿の作成が義務化されました。

しかしながら、令和元（2019）年東日本台風（台風第19号）、令和2（2020）年7月豪雨等による災害等においても多くの高齢者が被害を受けており、避難の実効性の確保に課題がありました。これらを踏まえ、令和3（2021）年に災害対策基本法が改正され、市町村で避難行動要支援者ごとに個別避難計画の作成が努力義務化されました。

また、令和5（2023）年には、災害応急対策を実施することとされている指定行政機関等の車両については、災害対策基本法施行令に基づく確認を事前に行えるように改正されました。

（3）こども家庭庁の設立・こども基本法の施行

少子化の進展、児童虐待、いじめ等こどもを取り巻く社会問題に対して本質的な対策を進め解決することを目的に、それまで内閣府や文部科学省、厚生労働省等複数の省庁にまたがり実施されていたこどもに関する政策や支援を一元的に実施するため、令和5（2023）年にこども家庭庁が発足しました。

また、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4（2022）年に「こども基本法」が成立し、令和5（2023）年に施行されました。こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざし、こども政策を

総合的に推進することを目的としています。同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映等について定められています。

なお、令和6（2024）年には「子ども・若者育成支援推進法」と「子どもの貧困対策の推進に関する法律（改正後「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」）」が改正され、こどもの将来や社会構造等に大きな影響を及ぼすヤングケアラーや貧困予防への対策が法律に明記されるなど、こども大綱がめざす「こどもまんなか社会」の実現に向けて様々な施策が展開されています。

（4）孤独・孤立対策推進法の施行

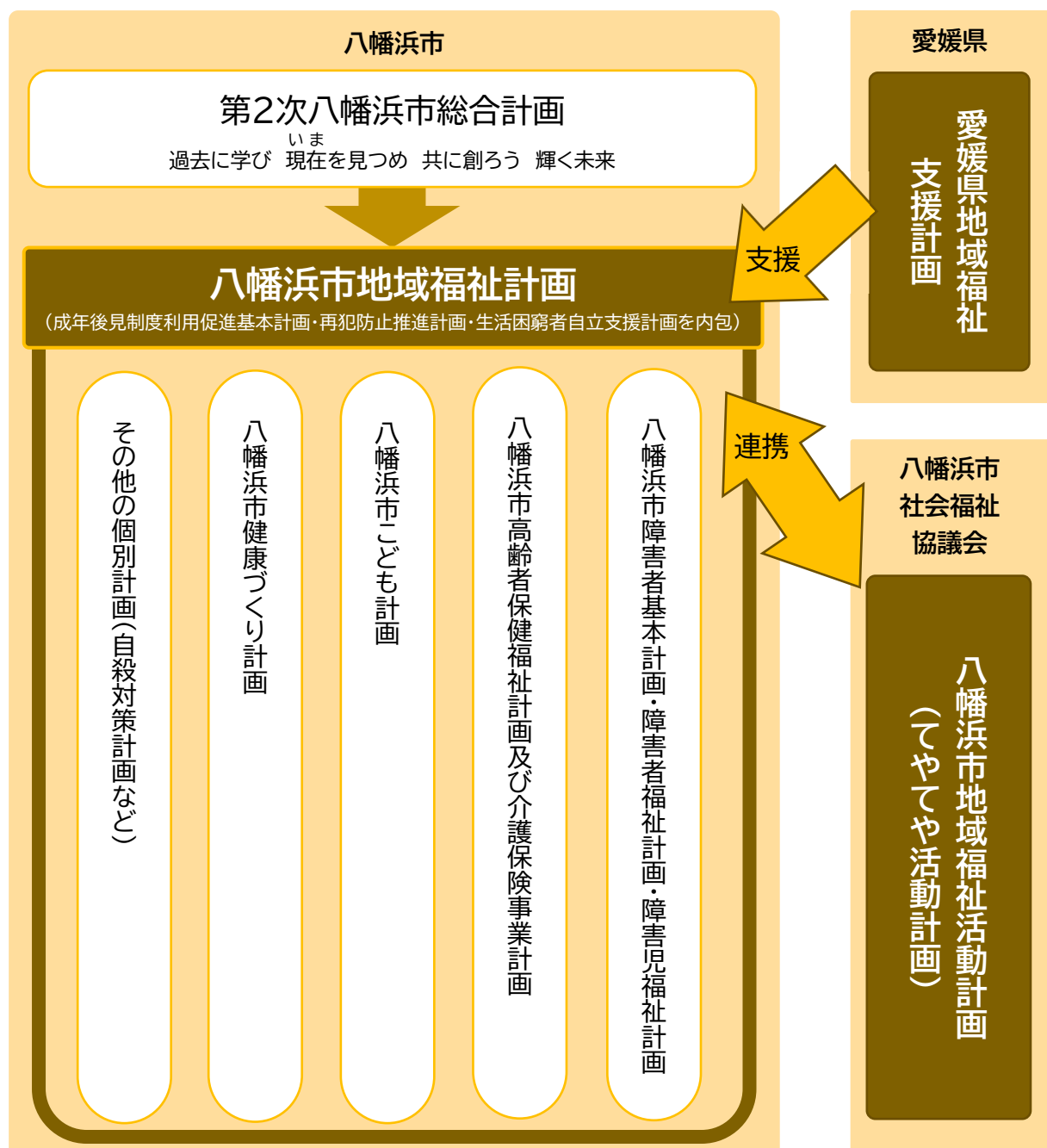
社会構造の変化によって個人と社会及び他者との関わりが希薄になり、誰もが孤独・孤立状態に陥りやすい状況となっています。今後、単身世帯や単身高齢世帯の増加が見込まれる中、一層の孤独・孤立の問題の深刻化が懸念されます。

こうした状況を受け、令和6（2024）年に孤独・孤立対策推進法が施行され、国及び地方公共団体において総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進するため、その基本理念や国等の責務、施策の基本となる事項、国及び地方公共団体の推進体制等について規定されました。

5 計画の位置づけ

地域福祉計画とは、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画であり、福祉各分野の共通事項を記載した上位計画として位置づけられました。地域における生活課題を解決するため、高齢者や障がいのある人、子育てなどの分野別の福祉施策を地域という視点でつなぐ役割があります。

本計画は、八幡浜市総合計画に即して策定するもので、その他の関連計画との整合性及び連携を図るものとします。また、本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」と、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく「再犯防止推進計画」、生活困窮者自立支援法に基づく「生活困窮者自立支援計画」を包含したものとなっています。



6 計画の期間

本計画の期間は、令和 7（2025）年度から令和 11（2029）年度までの 5 年間とします。

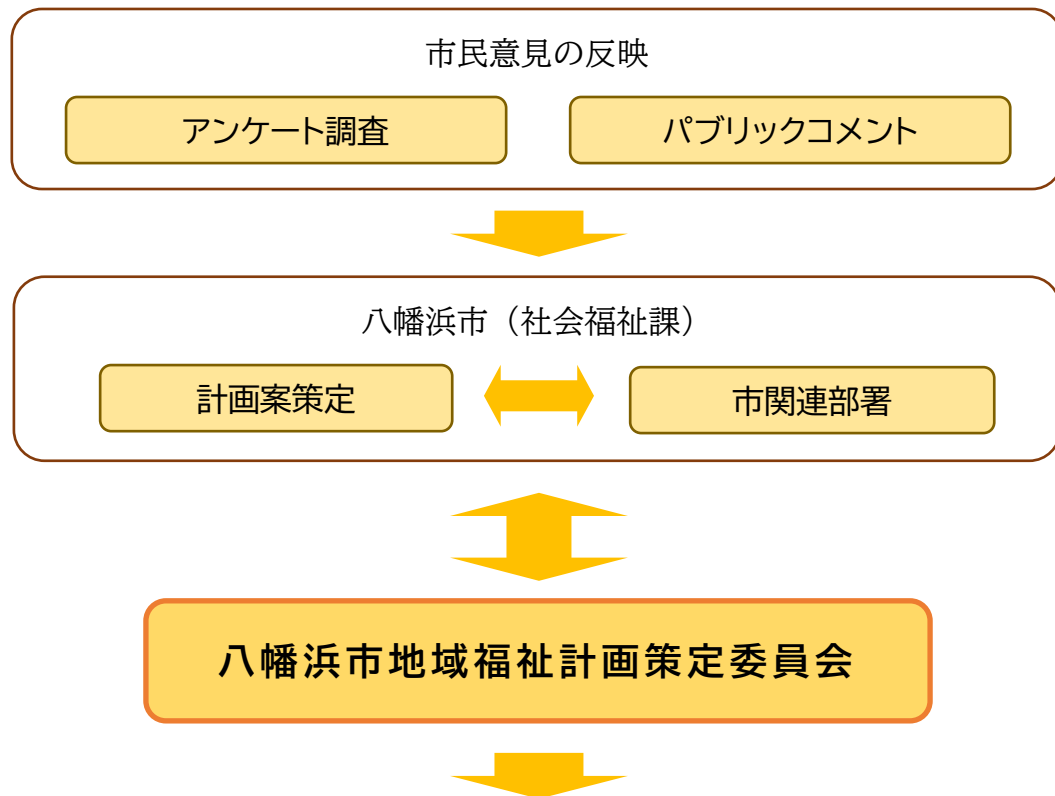
なお、社会情勢や住民ニーズの変化などに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

	令和 2 年度 2020	3 年度 2021	4 年度 2022	5 年度 2023	6 年度 2024	7 年度 2025	8 年度 2026	9 年度 2027	10 年度 2028	11 年度 2029
八幡浜市総合計画	第2次									
本計画	第1期					第2期				
八幡浜市 高齢者保健福祉計画及び 介護保険事業計画		第9次 第8期			第10次 第9期					
八幡浜市障害者基本計画 障害者福祉計画及び 障害児福祉計画		第5期、第6期 第2期			第6期、第7期 第3期					
健康増進計画 (八幡浜市 健康づくり計画)	第3次					第4次 R7(2025)年度～R17(2035)年度				
八幡浜市 こども計画	子ども・子育て支援事業計画 第2期					こども計画				
八幡浜市 自殺対策計画	第1次					第2次				

7 計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、市民及び地域福祉関係団体を対象としたアンケート調査を実施し、市役所内部の地域福祉に関係する分野で施策の検討を行いました。

また、学識経験者や地域福祉に関係する市内各種団体の代表者、社会福祉協議会職員などで構成する「八幡浜市地域福祉計画策定委員会」において審議をいただき、パブリックコメントの実施を通して、広く市民の意見を反映した計画策定に努めました。



第2期八幡浜市地域福祉計画

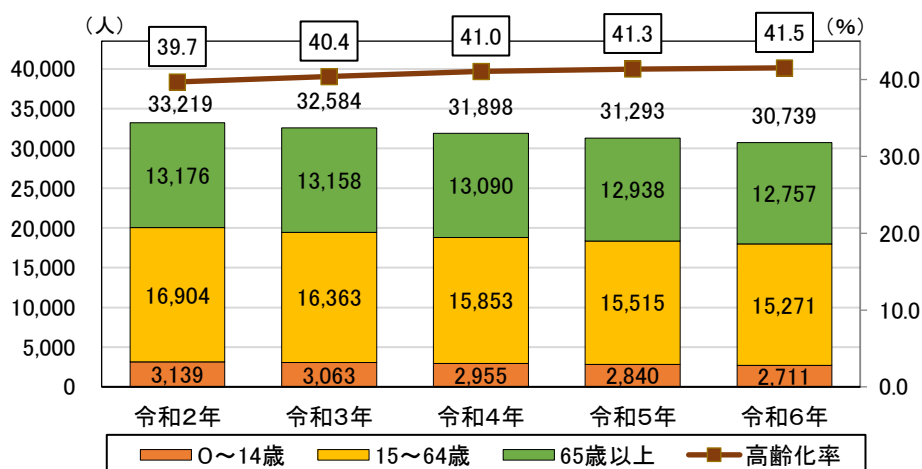
第2章 八幡浜市の現状と課題

1 統計からみる八幡浜市の現状

(1)人口と世帯の状況

本市の総人口は減少が続いており、令和6（2024）年には30,739人となっています。年齢3区分別にみると、いずれも減少しています。高齢化率（65歳以上の割合）は上昇しており、令和6（2024）年には41.5%と高齢化の進行がみられます。

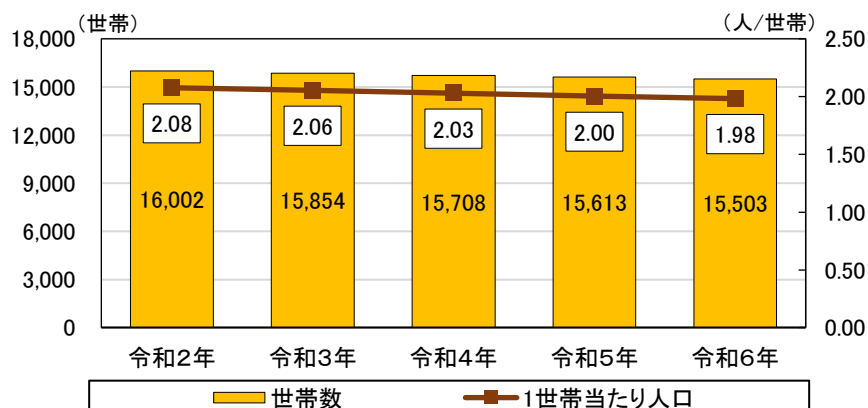
■総人口と年齢3区分別人口、高齢化率の推移



資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

世帯数と1世帯当たり人員の推移をみると、共に減少が続いており、令和6（2024）年には世帯数が15,503世帯、1世帯当たりの人員が1.98人となっています。

■世帯数と1世帯当たり人員の推移

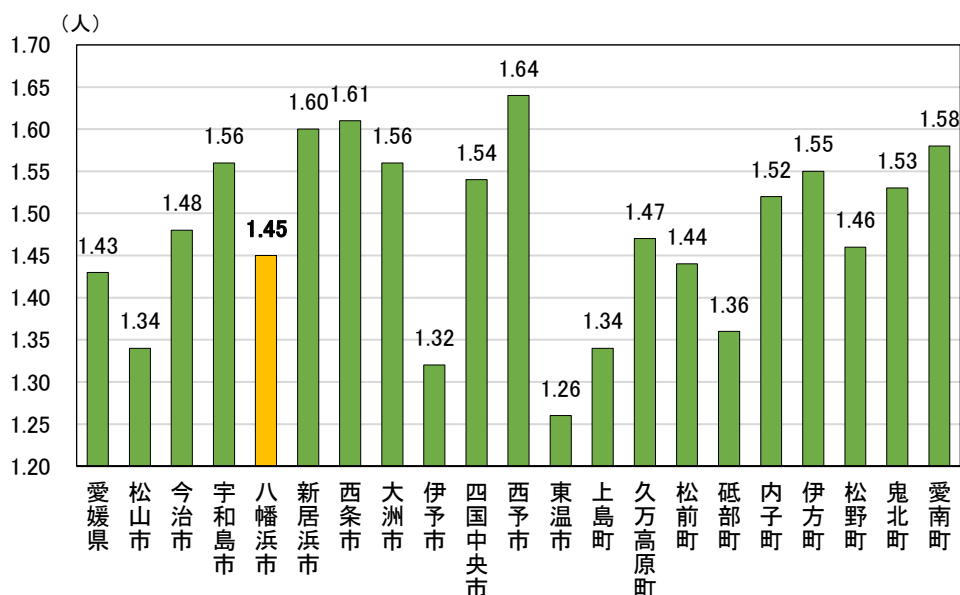


資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

(2)合計特殊出生率

当市の合計特殊出生率は 1.45 となっており、愛媛県の 1.43 を上回っているものの、県下 20 市町中 14 番目と決して高くはありません。

■愛媛県下の合計特殊出生率

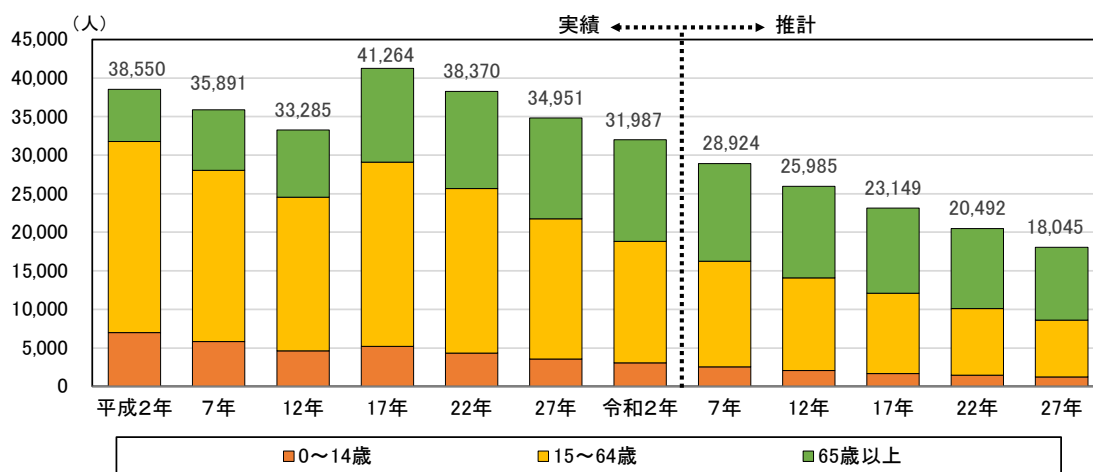


資料：人口動態保健所・市区町村別統計(平成30年～令和4年)

(3)将来推計人口

令和 5（2023）年の推計によると、総人口は減少の一途を辿り、令和 27（2045）年までに 2 万人を割ることが予想されています。

■総人口の推計

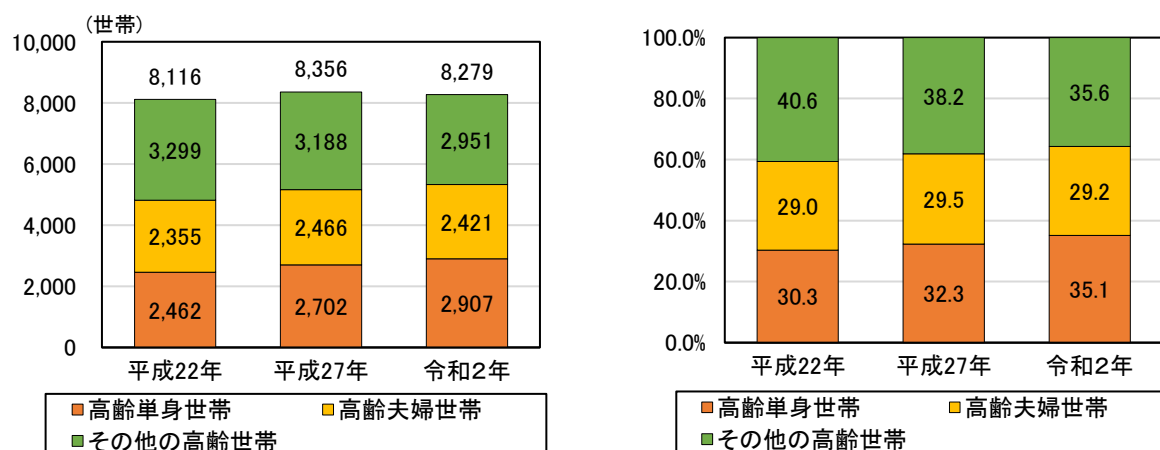


資料：国立社会保障・人口問題研究所(令和2年までは国勢調査の実績値)

(4)高齢者の状況

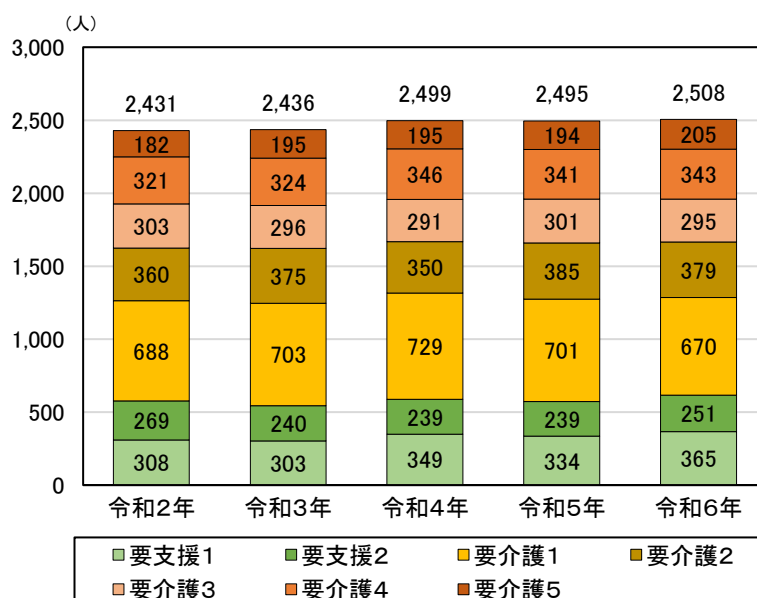
高齢者のいる世帯の推移をみると、高齢単身世帯数・割合ともに年々上昇しており、令和2（2020）年では2,907世帯、35.1%となっています。平成27（2015）年以降、高齢者のいる世帯の6割以上を高齢者のみの世帯が占めています。

■高齢者のいる世帯の推移(高齢者世帯数、高齢者世帯数比)



要支援・要介護認定者数の推移をみると、増減を繰り返しながらも総数は徐々に増加する傾向にあり、令和6（2024）年で2,508人となっています。要介護度の割合はおおむね横ばいが続いています。

■要支援・要介護認定者数の推移

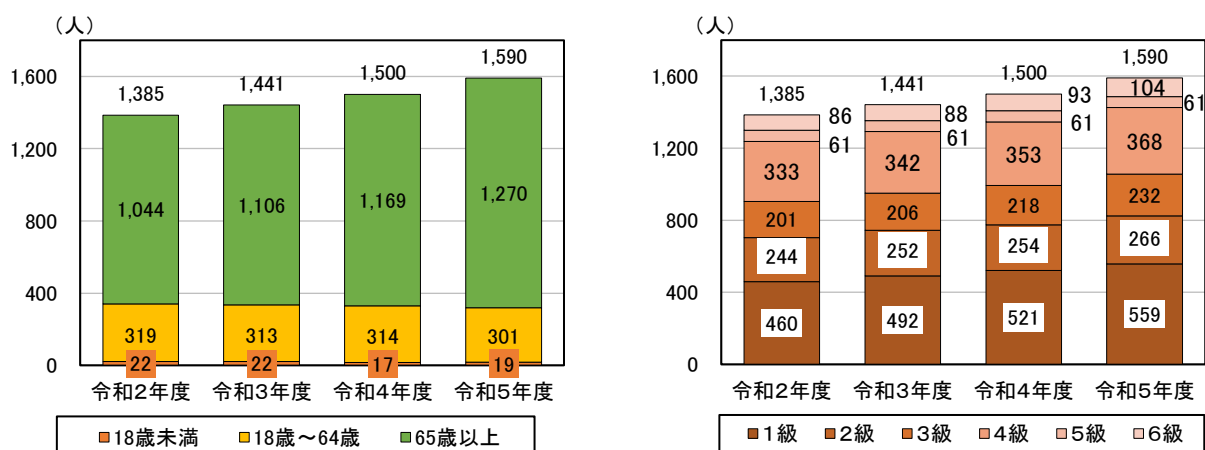


(5)障がいのある人の状況

身体障害者手帳

身体障害者手帳保持者数の推移をみると、65歳以上の年齢で増加しています。等級別では、5級は横ばいであるものの、その他の等級はいずれも増加しており、特に1級の人数が著しく増加しています。

■身体障害者手帳保持者数の推移(年齢別・等級別)

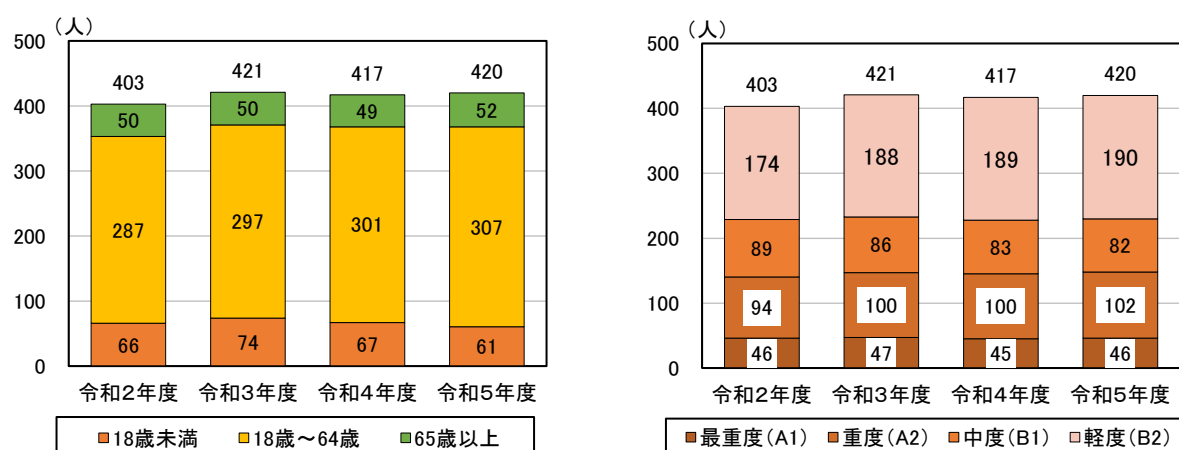


資料：八幡浜市 定期監査(各年度3月末日現在)

療育手帳

療育手帳保持者数の推移をみると、増減を繰り返しており、令和5（2023）年度は420人となっています。等級別では、横ばいが続いています。

■療育手帳保持者数の推移(年齢別・等級別)

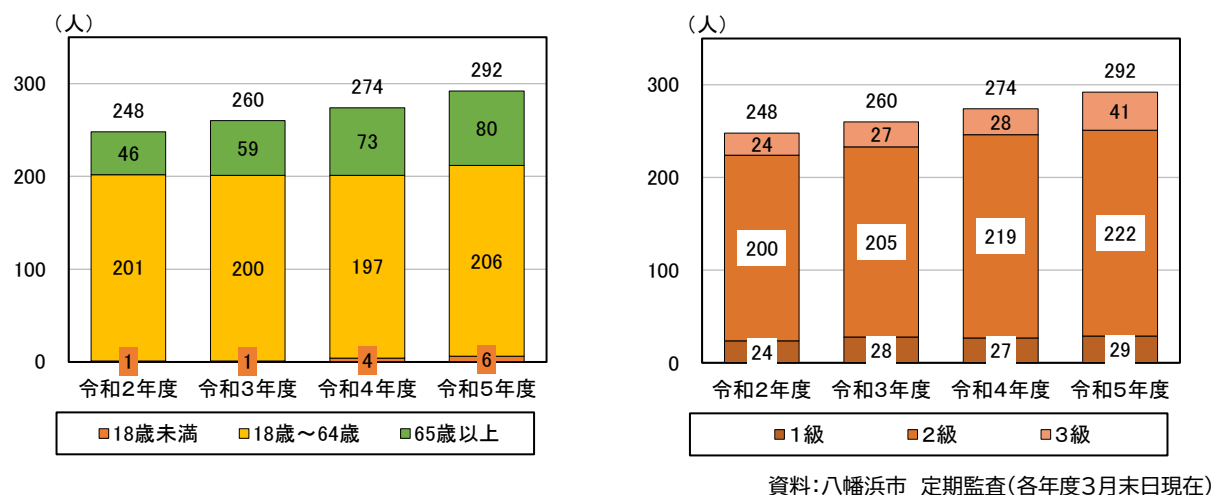


資料：八幡浜市 定期監査(各年度3月末日現在)

精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳保持者数の推移をみると、年齢別では、18歳未満と65歳以上で増加傾向にあります。等級別では、いずれの等級もゆるやかに増加しています。

■精神障害者保健福祉手帳保持者数の推移(年齢別・等級別)

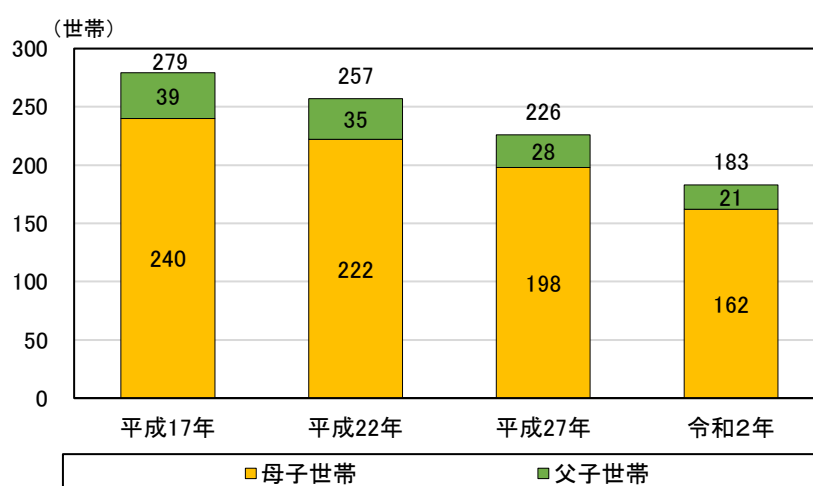


(6)その他の支援を要する人の状況

ひとり親世帯

ひとり親世帯数の推移をみると、母子世帯・父子世帯ともに減少傾向にあり、令和2(2020)年は母子世帯162世帯、父子世帯21世帯となっています。

■ひとり親世帯数の推移



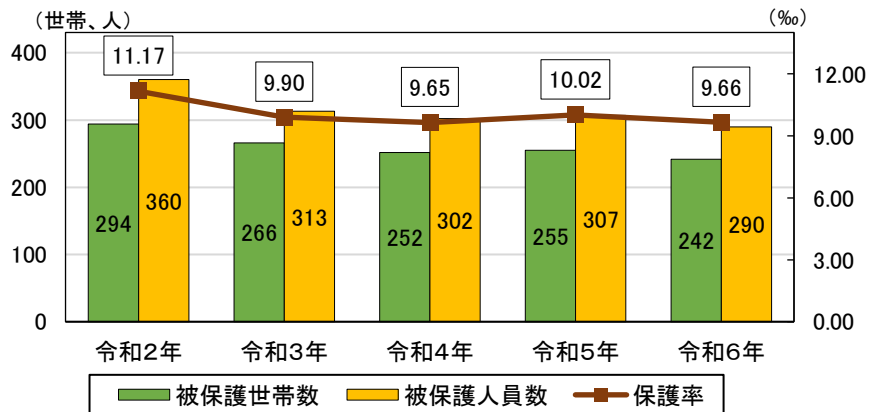
補足)国勢調査におけるひとり親世帯とは、「核家族のうち未婚、死別又は離婚の女親又は男親とその未婚の20歳未満の子どものみからなる一般世帯」とされています。

資料:国勢調査

生活が困窮している人

生活保護世帯数・人員数の推移をみると、令和5（2023）年に一時増加したものの減少傾向が続いており、令和6（2024）年には被保護世帯数 242 世帯、被保護人員数 290 人、保護率 9.66%となっています。

■生活保護世帯数・人員数の推移

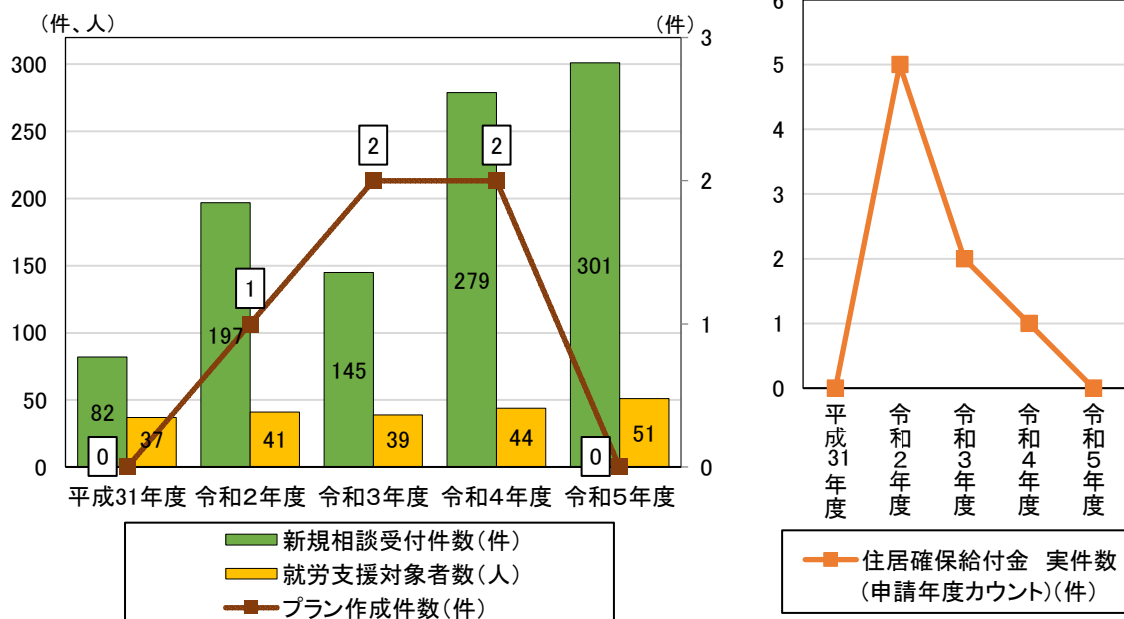


補足)保護率は千分率である‰(パーミル)で表記しています。

資料:八幡浜市 定期監査(各年4月1日現在)

生活困窮者に関する支援状況の推移をみると、新規相談受付件数は増加傾向にあり、令和5（2023）年度で 301 件となっています。一方で、個別プラン作成に至った件数は0～2件で推移しています。就労支援対象者数は緩やかに増加しており、令和5（2023）年度で 51 人です。住居確保給付金の実件数は、令和2（2020）年度に 5 件まで増加したもののその後減少し、令和5（2023）年度は0件です。

■生活困窮者に関する支援状況の推移

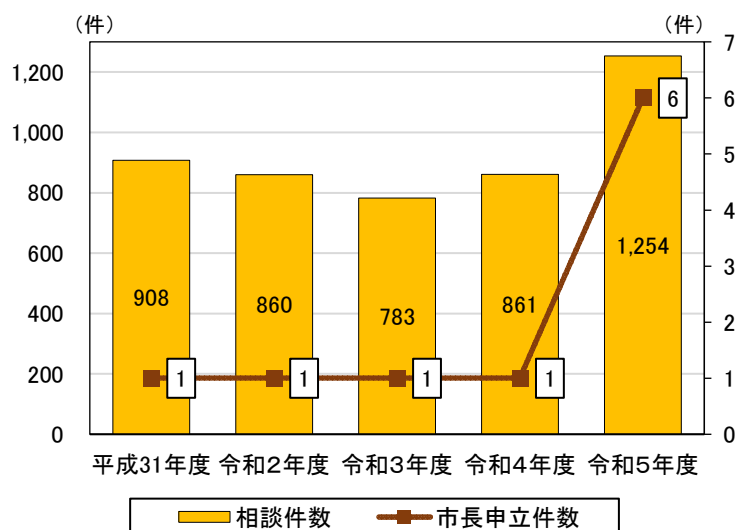


資料:八幡浜市 社会福祉協議会(各年度3月末日現在)

成年後見制度

成年後見制度の利用状況についてみると、令和3（2021）年度以降は相談件数が増加しており、令和5（2023）年度で1,254件となっています。市長申立件数は、令和4（2022）年度まで1件でしたが、令和5（2023）年度で6件に増加しています。

■成年後見制度利用状況の推移

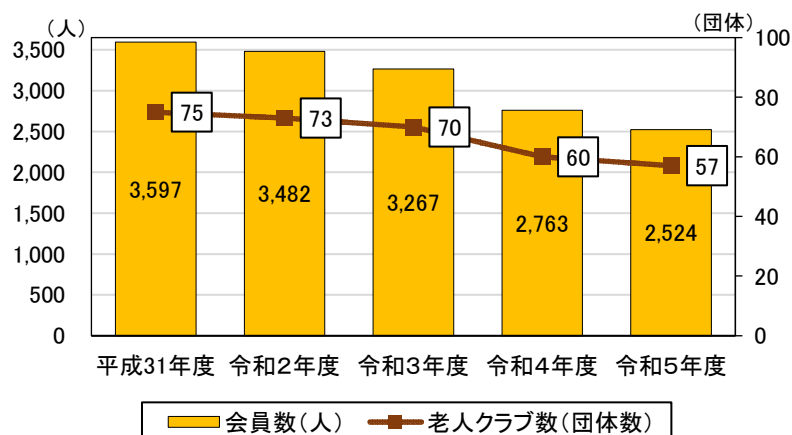


資料：八幡浜市 主要な施策の成果説明書（各年度3月末日現在）

(7)地域活動の状況

老人クラブ会員数・団体数の推移をみると、会員数・団体数ともに減少が続いています。新型コロナウイルス感染症の影響で活動が停止し、その後復活していない状況が見受けられます。

■老人クラブ会員数・団体数の推移

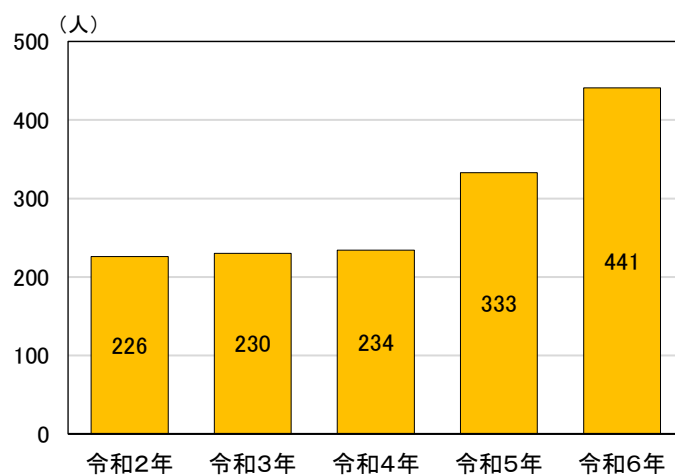


資料：八幡浜市 保健センター（各年度4月1日現在）

(8)在留外国人の状況

在留外国人数の推移をみると、令和2（2020）年から令和4（2022）年にかけては微増傾向でしたが、令和5（2023）年からは大きく増加し、令和6（2024）年には441人となっています。

■在留外国人数の推移



資料：住民基本台帳（各年度1月1日現在）

2 アンケート調査からみる八幡浜市の現状

本計画の策定に当たり、住民が感じている地域の現状や課題、地域福祉に関する考えを把握し、施策の立案等に活用することを目的に、アンケート調査を実施しました。

調査の概要は以下のとおりです。

住民アンケート	
調査対象者	八幡浜市在住の18歳以上の方(無作為抽出した2,000名に配布)
調査期間	令和6年11月15日～11月29日
調査方法	郵送による配布・回収及びWEBでの回答
回収件数	829件(郵送:732件、WEB:97件)(回収率41.5%)

団体アンケート	
調査対象者	八幡浜市の地域福祉を担う関係団体(218団体に配布)
調査期間	令和6年11月15日～11月29日
調査方法	郵送による配布・回収及び手渡しでの配布
回収件数	136件(回収率62.4%)

調査結果の見方

- 回答結果の割合「％」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、本計画書内の分析文、グラフ、表においても反映しています。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、又は回答の判別が困難なものです。
- 図表中の「n (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- 本文中の設問の選択肢は簡略化している場合があります。

(1)市民アンケート

地域について

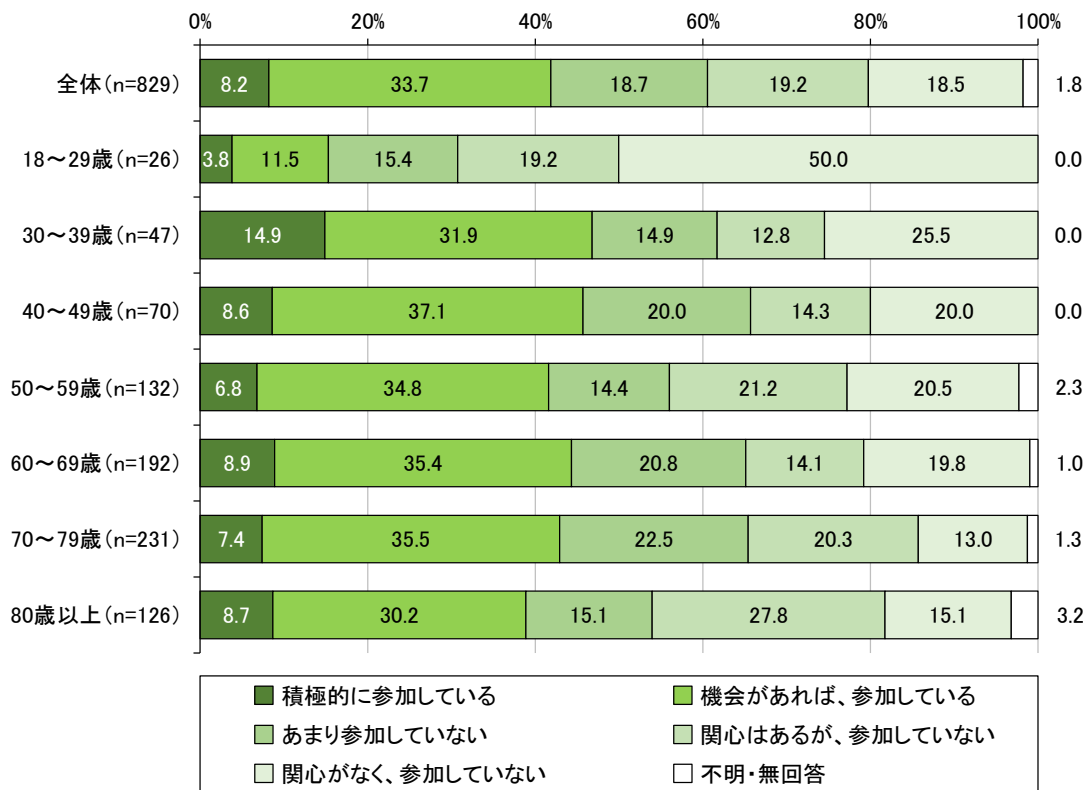
《地域活動の参加状況》

地域の行事や活動等への参加状況についてみると、全体では、「機会があれば、参加している」が33.7%と最も高く、次いで「関心はあるが、参加していない」が19.2%、「あまり参加していない」が18.7%となっています。

年齢別にみると、18～29歳では「関心がなく、参加していない」、30歳以上では「機会があれば、参加している」が最も高くなっています。

【地域の行事や活動等に参加していますか】(単数回答)

年齢別



なお、「関心はあるが、参加していない」を選択した人の不参加理由としては、40～69歳では「仕事が忙しくて時間がない」、70歳以上では「健康や体力に自信がない」が最多となっていました。

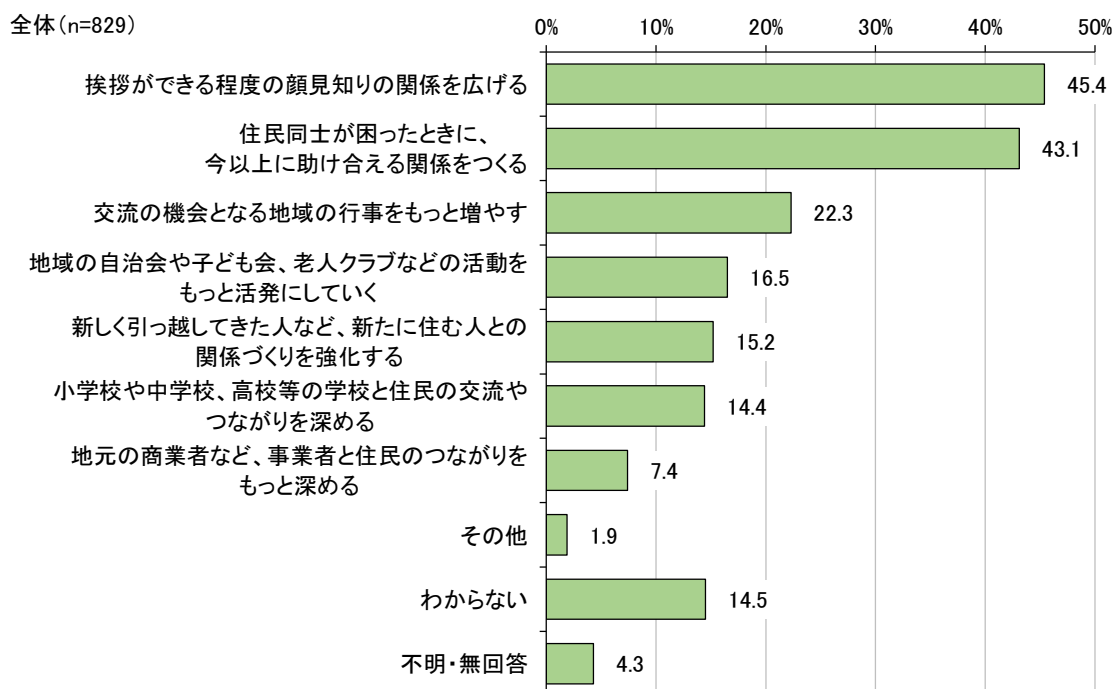
Point

参加している割合が30代以降に高まるのは、子育て等を通して地域に関わる機会が増加することなどが要因として考えられます。また、70代・80代では、健康や体力の問題で、関心があるにもかかわらず参加を見送る人が増加していると推察されます。

《地域活動の活発化》

地域における活動や行事がもっと活発に行われるようにしていくため大切だと思うことについては、「挨拶ができる程度の顔見知りの関係を広げる」が45.4%と最も高く、次いで「住民同士が困ったときに、今以上に助け合える関係をつくる」が43.1%となっており、関係性の構築が重視されていることがうかがえました。

【地域における活動や行事の活発化に大切だと思うこと】(複数回答)



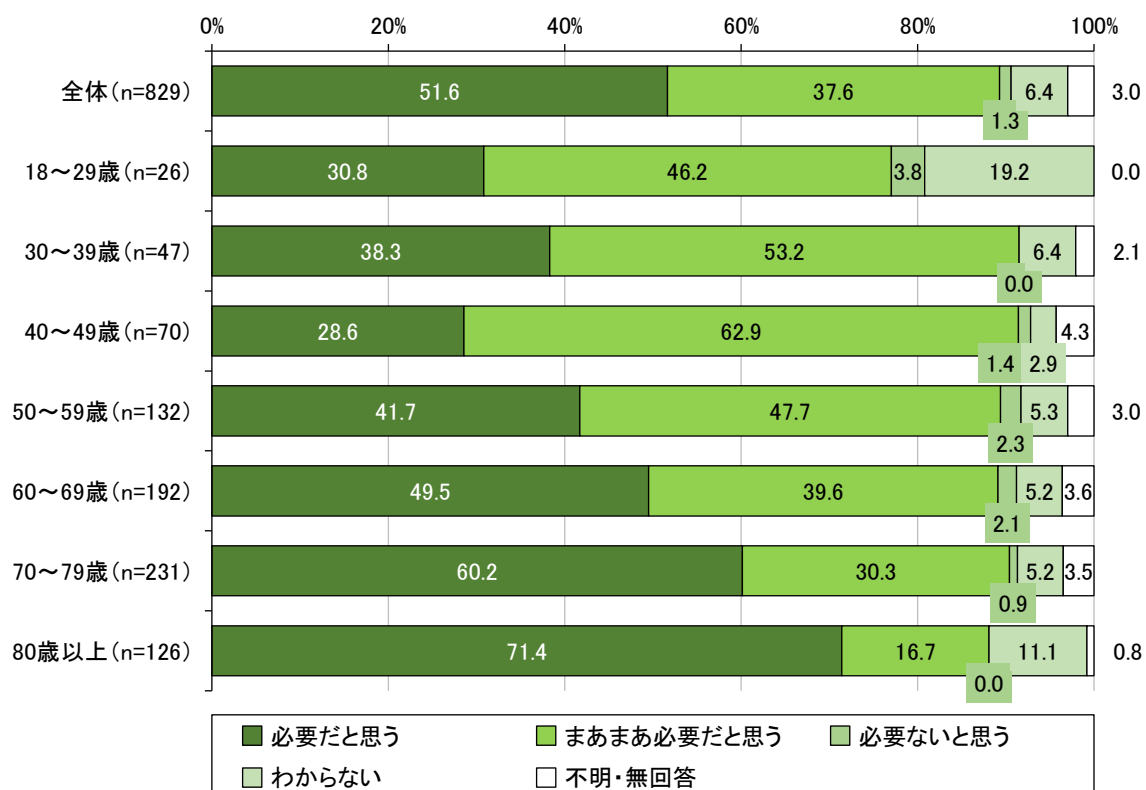
単位: %		挨拶ができる程度の顔見知りの関係を広げる	住民同士が困ったときに、今以上に助け合える関係をつくる	交流の機会となる地域の行事をもっと増やす	地域の自治会や子ども会、老人クラブなどの活動をもっと活発にしていく	新しく引っ越してきた人など、新たに住む人との関係づくりを強化する	小学校や中学校、高校等の学校と住民の交流やつながりを深める	地元の事業者など、事業者と住民のつながりをもっと深める	その他	わからない	不明・無回答
全体 (n=829)		43.1	45.4	22.3	16.5	15.2	14.4	7.4	1.9	14.5	4.3
性別	男性 (n=356)	36.8	47.5	25.0	17.4	14.9	15.4	7.9	1.4	13.8	5.9
	女性 (n=465)	47.5	43.9	20.6	13.8	17.6	13.5	7.1	2.4	15.1	3.2
年齢別	18～29歳 (n=26)	30.8	61.5	30.8	11.5	23.1	34.6	11.5	7.7	11.5	3.8
	30～39歳 (n=47)	38.3	42.6	21.3	12.8	12.8	17.0	12.8	4.3	14.9	4.3
	40～49歳 (n=70)	31.4	50.0	24.3	11.4	18.6	34.3	10.0	2.9	7.1	1.4
	50～59歳 (n=132)	40.2	48.5	17.4	18.2	13.6	16.7	9.1	0.8	18.9	1.5
	60～69歳 (n=192)	43.2	44.3	24.5	18.2	15.1	12.5	7.3	2.1	15.1	2.6
	70～79歳 (n=231)	50.2	46.8	22.1	16.0	18.6	9.5	4.8	0.9	12.6	4.8
	80歳以上 (n=126)	42.9	36.5	22.2	10.3	15.9	7.1	6.3	2.4	16.7	11.1

《地域との関わりの必要性》

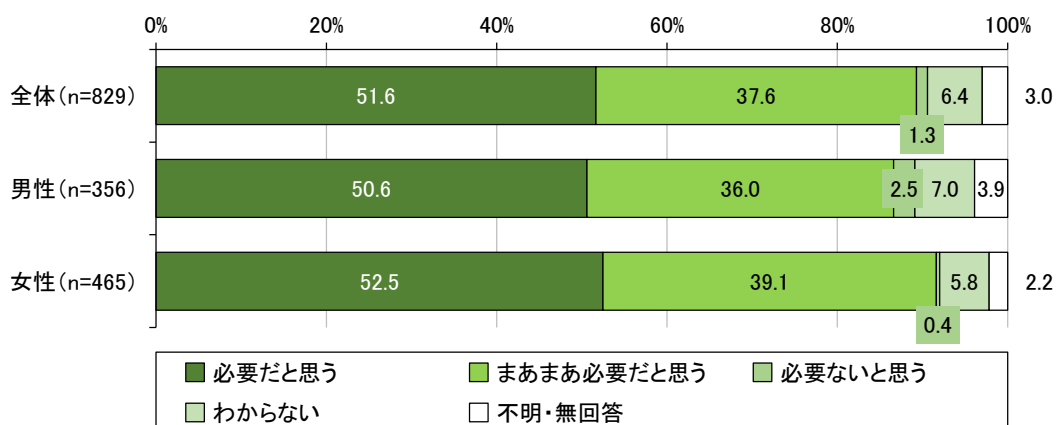
地域での人との付き合いや関わり、助け合いについては、8割以上の人「必要だと思う」又は「まあまあ必要だと思う」と考えています。「必要だと思う」の割合は、50歳以降、年齢層が上がるにつれて高まっています。

【地域での人との付き合いや関わり、助け合いが必要だと思いますか】(単数回答)

年齢別



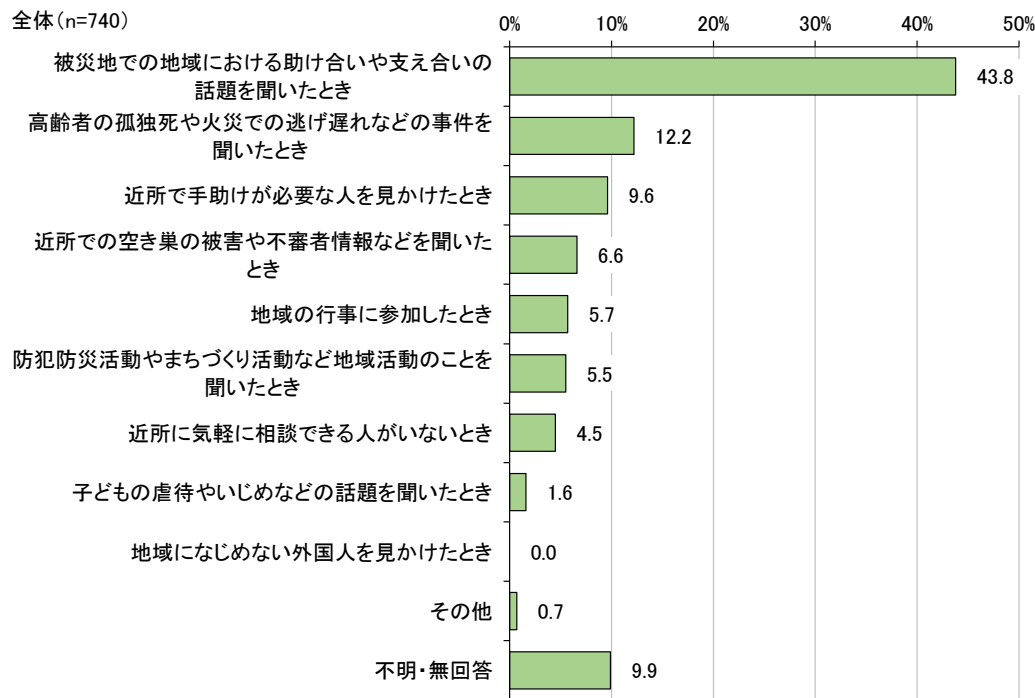
性別



《地域との関わりが必要な場面》

地域との関わりや助け合いの必要性を感じる際には、「被災地での地域における助け合いや支え合いの話題を聞いたとき」が43.8%と最も高く、次いで「高齢者の孤独死や火災での逃げ遅れなどの事件を聞いたとき」が12.2%でした。

【どのようなときに地域との関わりや助け合いの必要性を感じますか】(単数回答)

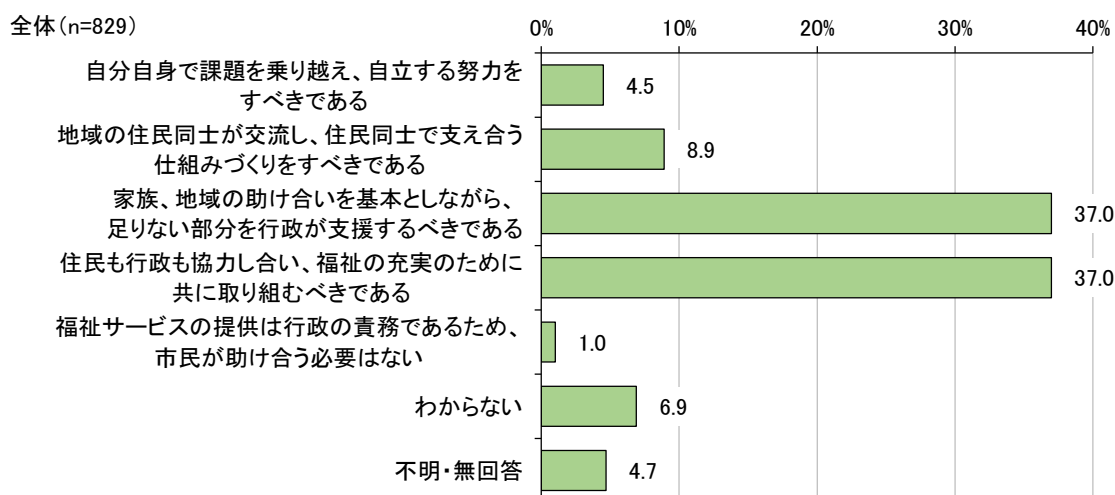


単位：%		の話を聞いたとき	被災地の地域における助け合いや支え合い	高齢者の孤独死や火災での逃げ遅れなどの事件を聞いたとき	きなどの話題を聞いたとき	子どもなどの虐待やいじめなどの話題を聞いたとき	近所での空き巣の被害や不審者情報などを聞いたとき	近所で手助けが必要の人を見かけたとき	近所に気軽に相談できる人がいないとき	近所の防災活動やまちづくり活動など地域活動のこを聞いたとき	地域の行事に参加したとき	地域になじめない外国人を見かけたとき	その他	不明・無回答
全体 (n=740)		43.8	12.2	1.6	6.6	9.6	4.5	5.5	5.7	0.0	0.7	9.9		
性別	男性 (n=308)	43.2	7.1	1.6	6.2	8.4	4.9	6.8	8.1	0.0	1.3	12.3		
	女性 (n=426)	43.7	16.0	1.4	7.0	10.6	4.2	4.7	4.0	0.0	0.2	8.2		
年齢別	18～29歳 (n=20)	50.0	15.0	0.0	5.0	10.0	0.0	0.0	10.0	0.0	0.0	10.0		
	30～39歳 (n=43)	53.5	4.7	0.0	14.0	4.7	2.3	0.0	9.3	0.0	2.3	9.3		
	40～49歳 (n=64)	54.7	6.3	4.7	6.3	7.8	4.7	4.7	6.3	0.0	0.0	4.7		
	50～59歳 (n=118)	48.3	5.9	1.7	5.9	9.3	5.1	5.1	4.2	0.0	0.0	14.4		
	60～69歳 (n=171)	49.7	11.7	1.8	4.7	7.0	2.3	7.0	2.9	0.0	0.6	12.3		
	70～79歳 (n=209)	37.8	14.8	1.4	5.7	12.4	4.3	7.7	8.1	0.0	0.0	7.7		
	80歳以上 (n=111)	29.7	19.8	0.9	9.9	11.7	9.0	3.6	4.5	0.0	2.7	8.1		

《市民と行政の関係》

市民と行政の関係はどうあるべきかについては、「家族、地域の助け合いを基本としながら、足りない部分を行政が支援するべきである」「住民も行政も協力し合い、福祉の充実のために共に取り組むべきである」が37.0%と最も高くなっています。

【地域における福祉について、市民と行政の関係はどうあるべきですか】(単数回答)



単位: %		きえ自 で、分 あ自 る自 立身 す 課 題 力 を 乗 り 越	あ仕地 る組、域 み住の づ民住 く同民 り士同 をで士 す支が べえ交 き合 流 でう	べい基家 き部本族 で分と、 あるをし 行政の が助 支、け 援足 すり るな を	共い住 に、民 取福も り祉行 組の政 む充も べ実協 きの力 でたし あめ合 るに	民政福 がの祉 助責サ け務ー 合でビ うあス 必るの 要た提 はめ供 な、は い市行	わ か ら な い	不 明 ・ 無 回 答
全体(n=829)		4.5	8.9	37.0	37.0	1.0	6.9	4.7
性別	男性(n=356)	5.6	7.9	34.8	39.0	2.0	5.6	5.1
	女性(n=465)	3.7	9.9	38.3	35.7	0.2	7.7	4.5
年齢別	18～29歳(n=26)	3.8	11.5	11.5	53.8	0.0	19.2	0.0
	30～39歳(n=47)	2.1	10.6	29.8	44.7	0.0	8.5	4.3
	40～49歳(n=70)	2.9	5.7	42.9	38.6	1.4	5.7	2.9
	50～59歳(n=132)	3.8	4.5	46.2	37.1	0.8	6.1	1.5
	60～69歳(n=192)	4.2	6.8	38.0	38.5	2.6	4.2	5.7
	70～79歳(n=231)	5.2	9.1	39.0	33.8	0.4	6.9	5.6
	80歳以上(n=126)	6.3	17.5	27.0	33.3	0.0	9.5	6.3

Point

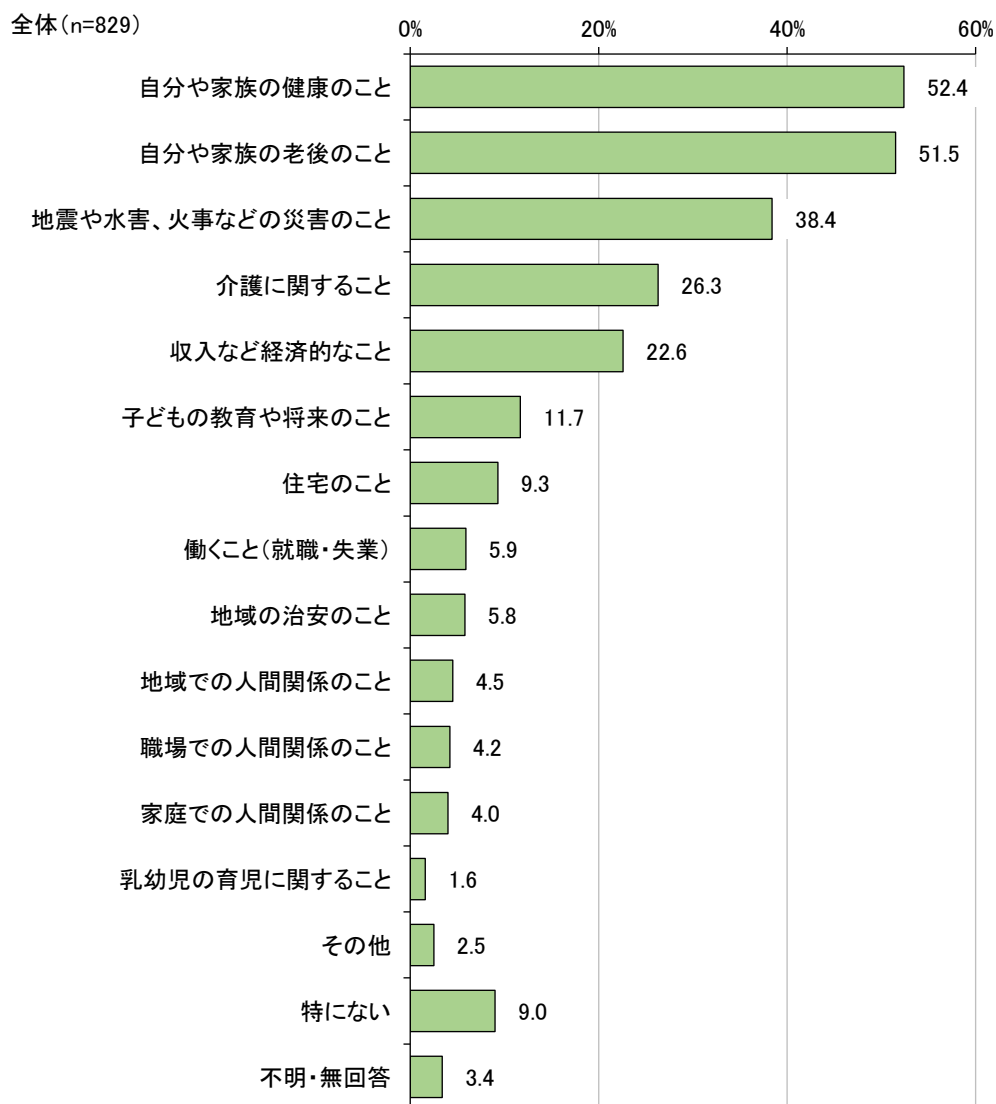
自分自身のみ又は行政のみで福祉を行うべきと回答した人の割合は、いずれの年代・性別においても1割未満であり、極めて低くなっています。助け合い・支え合いの重要性が広く認識されているとうかがえます。

生活の悩みや不安、地域の課題について

《日頃の生活の悩み・不安》

日頃の生活でどのようなことに悩みや不安を感じているかについては、「自分や家族の健康のこと」が52.4%と最も高く、次いで「自分や家族の老後のこと」が51.5%、「地震や水害、火事などの災害のこと」が38.4%となっています。

【日頃の生活で感じている悩みや不安】(複数回答)



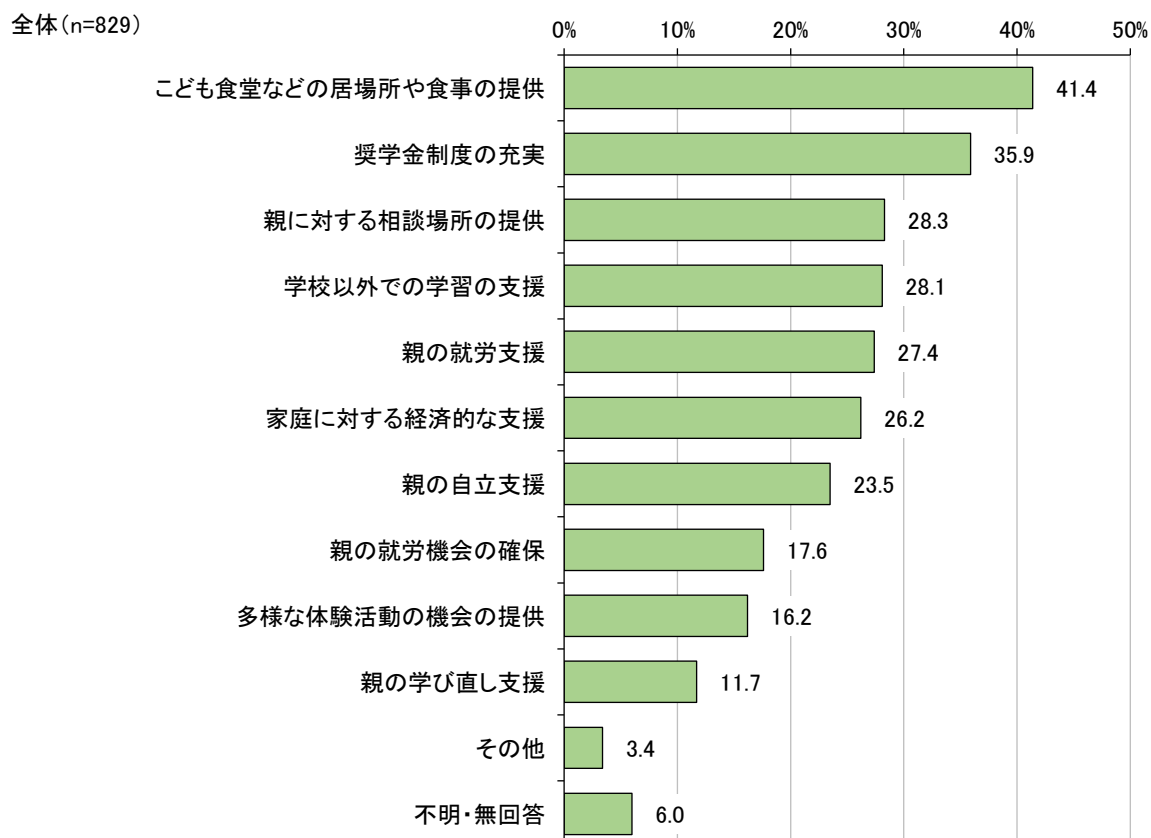
Point

60代以上の回答者が全体の6割を超えている影響もあり、健康・老後に関する悩みや不安が高くなっています。令和元(2020)年実施の前回調査と比較して、災害に対する不安が4.4ポイント上昇しています。災害への警戒の高まりがみられます。

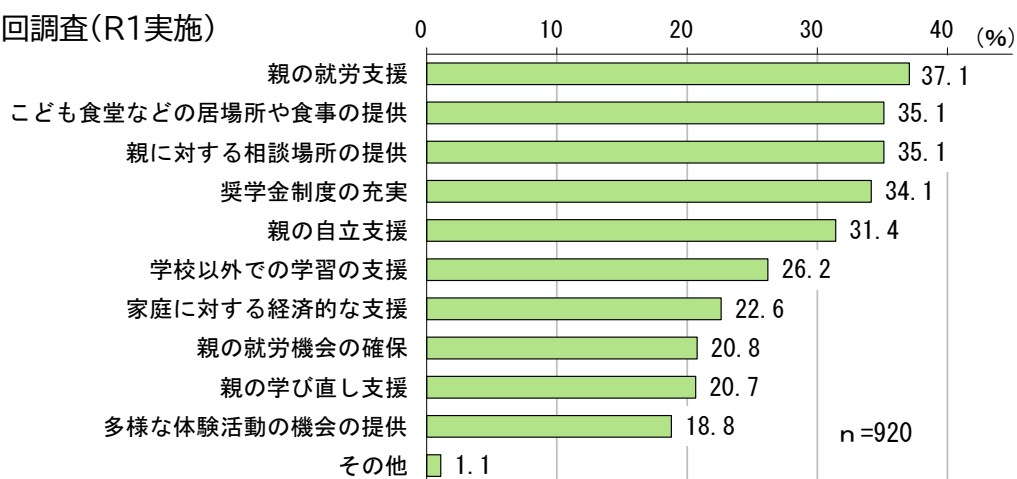
《子どもの貧困に必要な支援》

子どもの貧困問題にどのような支援が必要だと考えるかについては、「こども食堂などの居場所や食事の提供」が41.4%と最も高く、次いで「奨学金制度の充実」が35.9%、「親に対する相談場所の提供」が28.3%となっています。

【子どもの貧困に必要な支援】(複数回答)



■参考 前回調査(R1実施)

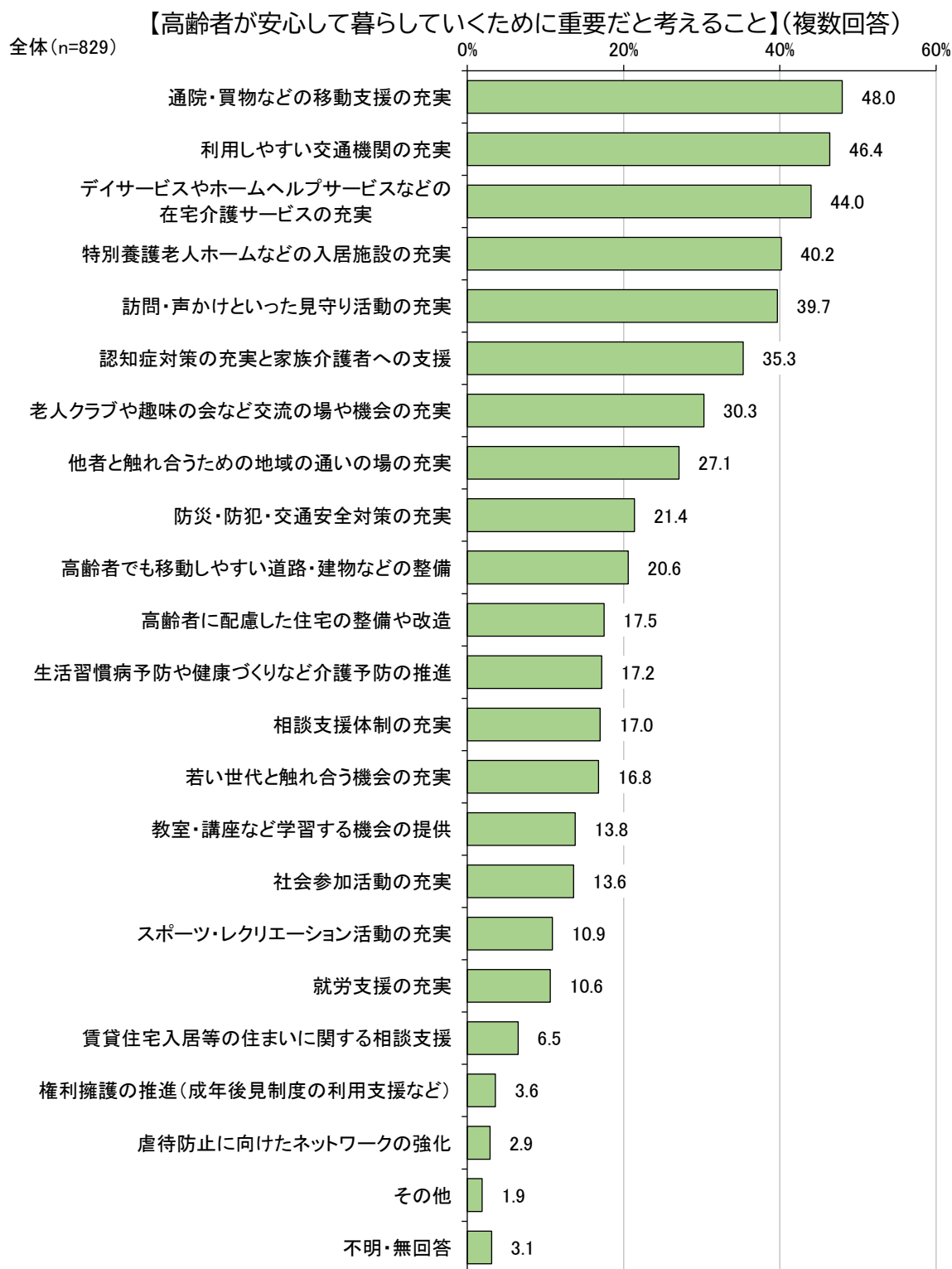


Point

前回調査結果と比較して、傾向に変化がみられます。今回調査結果では、親の就労支援よりも、居場所や食事の提供といった子どもの生活に直結する支援が重視されています。

《高齢者の安心な暮らし》

高齢者の安心な暮らしに重要だと考えることについては、「通院・買物などの移動支援の充実」が48.0%と最も高く、次いで「利用しやすい交通機関の充実」が46.4%となっています。



様々な支援制度・取組について

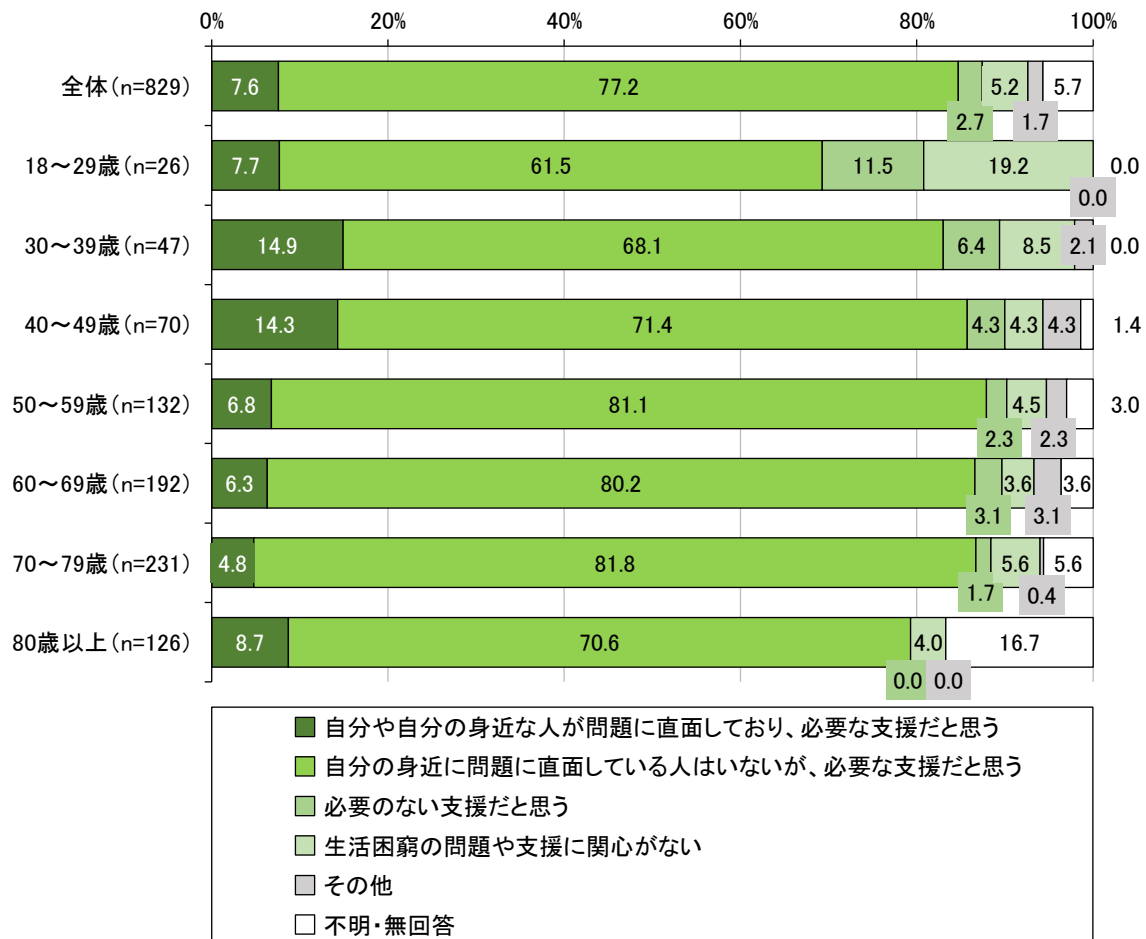
《生活困窮者自立支援制度》

生活困窮の問題や支援について、どう思うかについてみると、全体では、「自分の身近に問題に直面している人はいないが、必要な支援だと思う」が77.2%と最も高く、次いで「自分や自分の身近な人が問題に直面しており、必要な支援だと思う」が7.6%、「生活困窮の問題や支援に関心がない」が5.2%となっています。

必要な支援については、「就労支援」という意見が多くみられました。

【生活困窮の問題や支援について、どう思いますか】(単数回答)

年齢別



Point

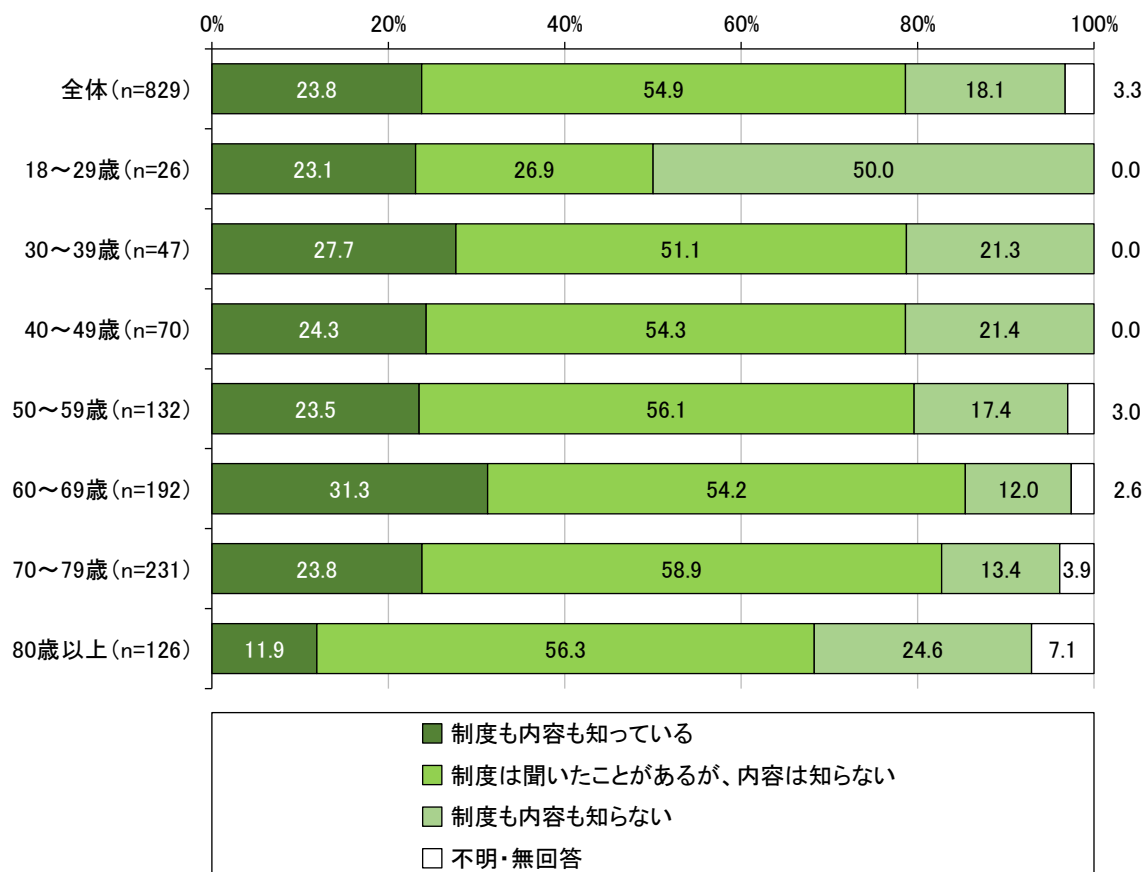
30代・40代の現役世代で「自分や身近な人が問題に直面している」割合が高くなっています。物価高の影響などで生活が困窮していると推察されます。全体の8割以上の人が必要の支援を感じており、支援ニーズの高さがうかがえます。

《成年後見制度》

成年後見制度に関してどのくらい知っているかについてみると、全体では、「制度は聞いたことがあるが、内容は知らない」が54.9%と最も高く、次いで「制度も内容も知っている」が23.8%、「制度も内容も知らない」が18.1%となっています。

【成年後見制度についてどのくらい知っていますか】(単数回答)

年齢別



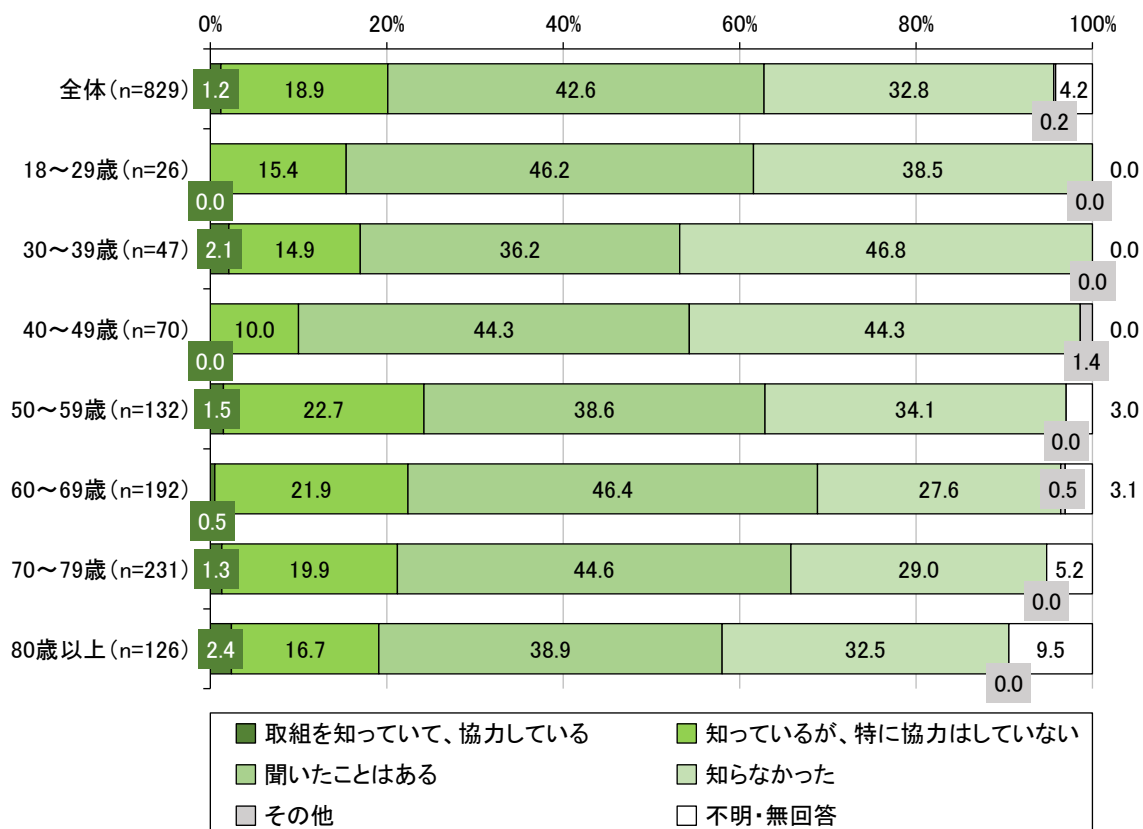
Point

30代以降で「制度は聞いたことがある」人の割合が増加しています。「制度も内容も知っている」人の割合について、年齢別では、80歳以上で最も低くなっています。成年後見制度の周知に取り組んでいるものの、伝わっていない層がいると考えられます。

《再犯防止の取組》

再犯防止の取組が進められていることを知っているかについてみると、全体では、「聞いたことがある」が42.6%と最も高く、次いで「知らなかった」が32.8%、「知っているが、特に協力はしていない」が18.9%となっています。「取組を知っていて、協力している」と答えた人は全体の1.2%にとどまっています。

【再犯防止の取組が進められていることを知っていますか】(複数回答)



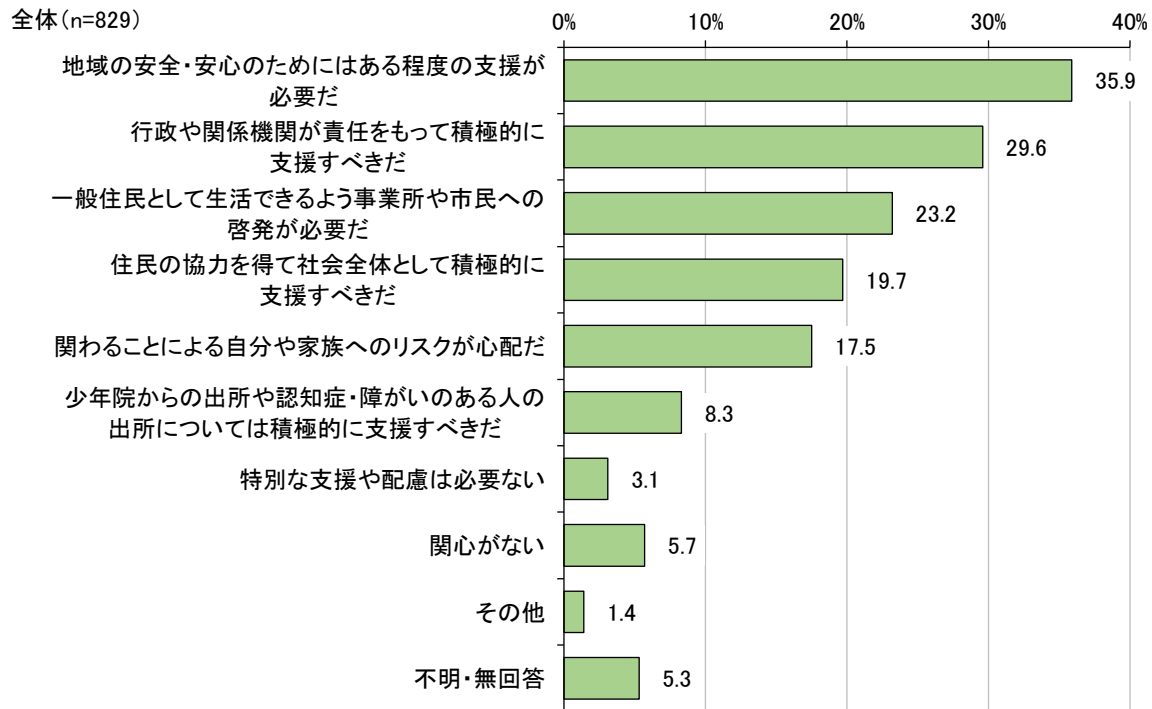
Point

現状は「取組を知っていて、協力している」人の割合が極めて低くなっています。再犯を防止し、安全な地域を維持するためには、周知啓発を推進し、地域住民の協力を仰いでいく必要があります。

《社会復帰支援についての考え》

刑務所や少年院を出た人が円滑に社会復帰できるよう支援することへの考えについては、「地域の安全・安心のためにはある程度の支援が必要だ」が35.9%と最も高く、次いで「行政や関係機関が責任をもって積極的に支援すべきだ」が29.6%、「一般住民として生活できるよう事業所や市民への啓発が必要だ」が23.2%となっています。

【刑務所や少年院を出た人に対する社会復帰支援についての考え】(複数回答)



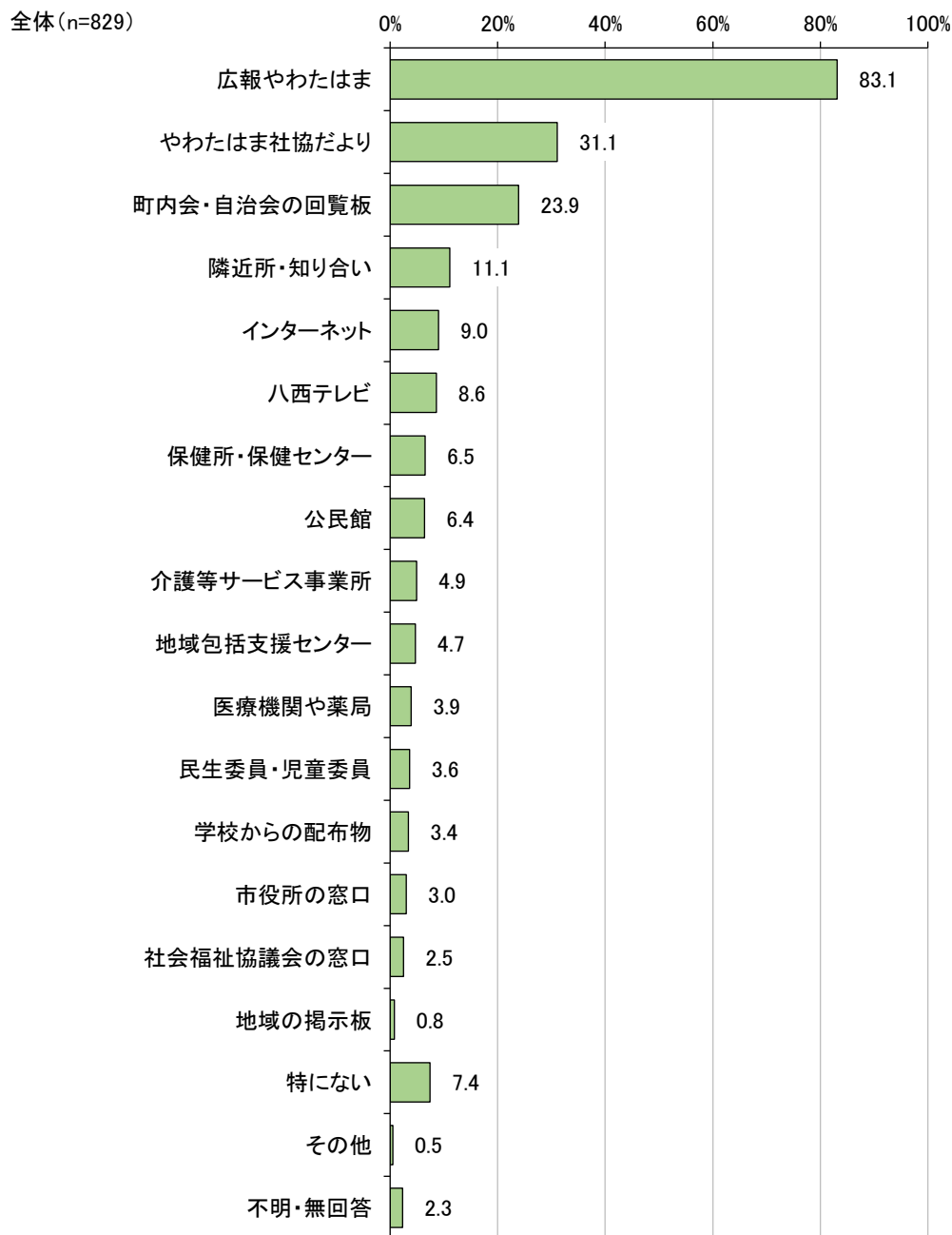
単位: %		援全住	すを政	的の知	少年院	へ一般	き啓	がめ地	要特	配や関	関心	その他	不明・無回答
		す体民	も政	の症	の院	の般	の啓	域の安	ない支	だ家わ	がない		
		の協	つや	に援	所・	住	発	はあ	な支	族るこ			
		力を	関	すづ	障	と	が	全	援	のり			
		積得	係機	いの	の	必	事	程・	や配	にス			
		てに	的	き	出	要	所	度安	慮は	く			
		に社	に	だ	はあ	だ	や	心	必	が自			
		支会	支責	は積	所や	市	生	支		心分			
			任	人認	民	で		た					
全体(n=829)		19.7	29.6	8.3	23.2	35.9	3.1	17.5	5.7	1.4	5.3		
性別	男性(n=356)	20.5	30.3	6.5	23.3	32.6	5.3	19.1	7.3	1.7	4.5		
	女性(n=465)	19.4	28.6	9.7	23.2	38.9	1.5	16.1	4.5	1.3	5.6		
年齢別	18～29歳(n=26)	7.7	34.6	3.8	15.4	30.8	3.8	30.8	11.5	3.8	7.7		
	30～39歳(n=47)	12.8	27.7	8.5	10.6	29.8	12.8	46.8	4.3	0.0	0.0		
	40～49歳(n=70)	18.6	32.9	5.7	15.7	34.3	1.4	31.4	7.1	4.3	0.0		
	50～59歳(n=132)	14.4	31.8	11.4	19.7	34.8	3.8	19.7	6.1	1.5	5.3		
	60～69歳(n=192)	21.4	28.1	6.8	24.0	39.1	4.2	17.2	4.7	2.1	2.1		
	70～79歳(n=231)	24.2	30.7	8.2	29.0	37.2	1.7	10.8	4.8	0.4	6.1		
	80歳以上(n=126)	20.6	25.4	10.3	24.6	35.7	0.8	7.1	7.1	0.8	11.1		

八幡浜市の福祉サービスについて

《福祉情報の入手先》

福祉サービスや福祉活動に関する情報をどこから入手しているかについては、「広報やわたはま」が83.1%と最も高く、次いで「やわたはま社協だより」が31.1%、「町内会・自治会の回覧板」が23.9%となっています。

【福祉サービスや福祉活動に関する情報をどこから入手していますか】(複数回答)

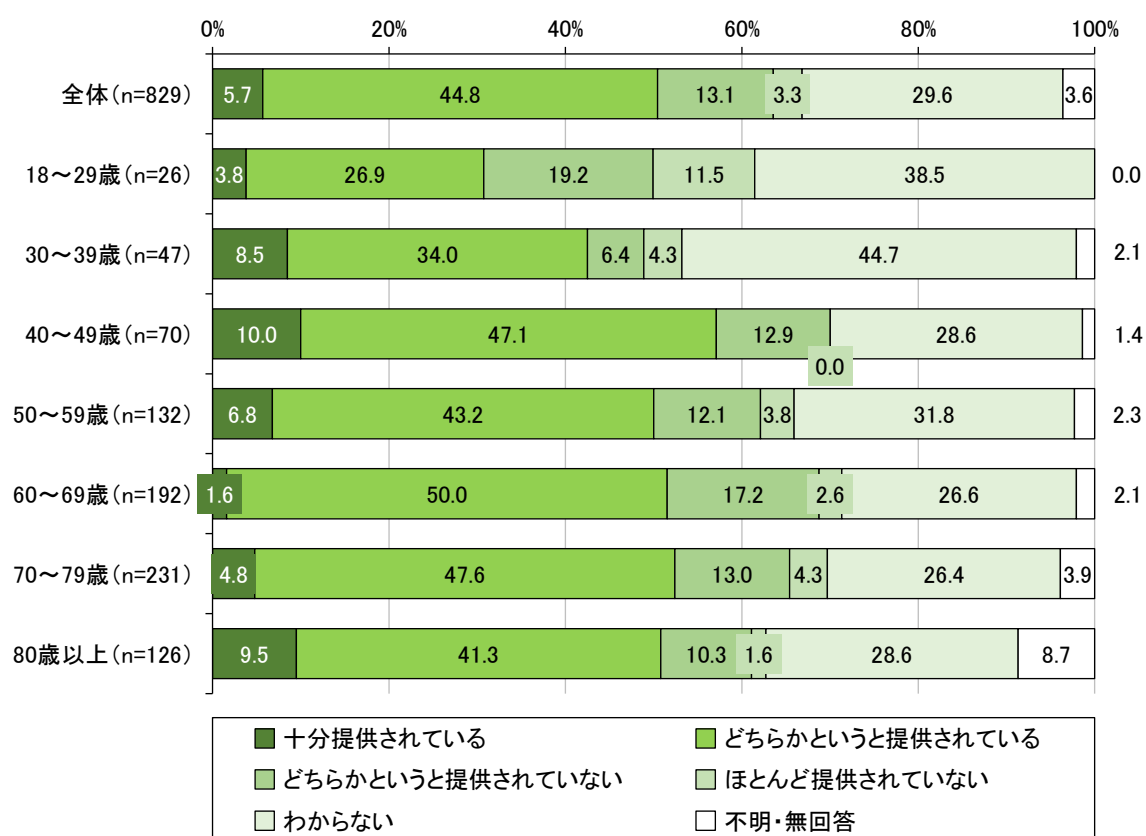


《情報提供がされているか》

本市の福祉サービスや福祉活動の情報提供についてみると、全体では、「どちらかという」と提供されている」が 44.8%と最も高く、次いで「わからない」が 29.6%、「どちらかという」と提供されていない」が 13.1%となっています。

年齢別にみると、18～39 歳では「わからない」、40 歳以上では「どちらかという」と提供されている」が最も高くなっています。

【八幡浜市の福祉サービスや福祉活動について情報提供がされていますか】(単数回答)
年齢別



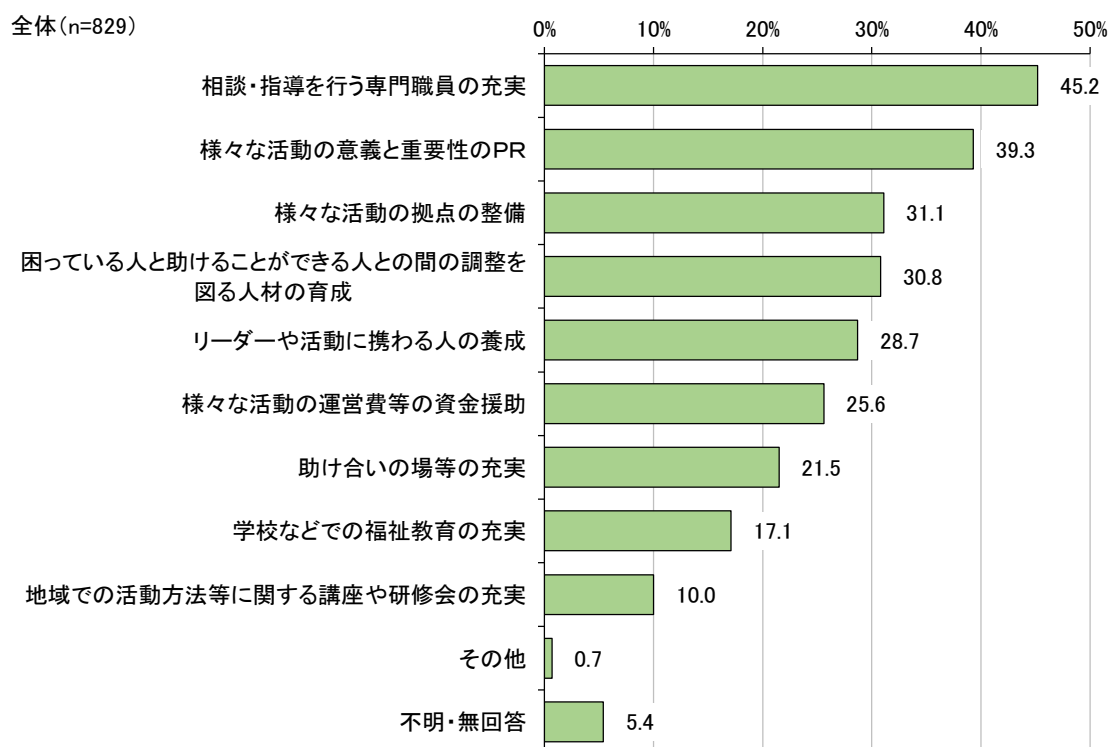
Point

「提供されていない」と感じている人よりも、「わからない」と感じている人の割合が高くなっています。そもそも本市にはどのような福祉サービスや福祉活動があるのかについて、関心を向けられていない可能性があります。

《地域福祉の推進に重要な取組》

地域福祉を推進していくには、地域活動の活発化及びに地域のニーズに対応したサービスの提供や施策の展開が求められることを前提とした上で、重要だと思う取組については、「相談・指導を行う専門職員の充実」が45.2%と最も高く、次いで「様々な活動の意義と重要性のPR」が39.3%、「様々な活動の拠点の整備」が31.1%となっています。

【地域福祉を推進していくために重要だと思う取組】(複数回答)



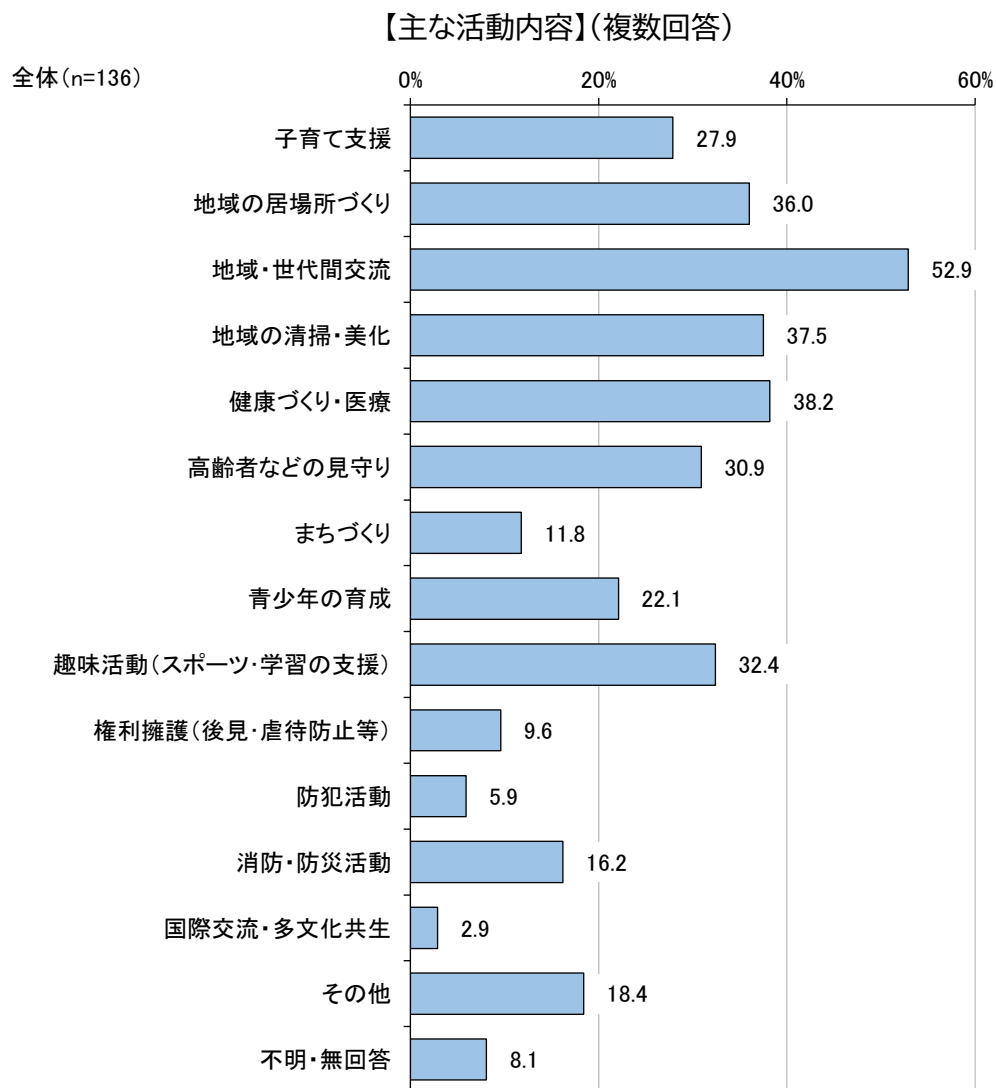
単位: %		様々な活動の意義と重要性のPR	様々な活動の拠点の整備	資金援助	様々な活動の運営費等の	人の養成	リーダーや活動に携わる	相談・指導を行う専門職員の充実	助け合いの場等の充実	困っている人と助け合える人との間の調整を図る人材の育成	地域での活動方法等に関する講座や研修会の充実	学校などでの福祉教育の充実	その他	不明・無回答
全体(n=829)		39.3	31.1	25.6	28.7	45.2	21.5	30.8	10.0	17.1	0.7	5.4		
性別	男性(n=356)	41.0	33.7	24.2	28.4	42.1	19.9	31.7	8.7	16.0	0.3	5.3		
	女性(n=465)	37.6	29.2	26.9	29.0	48.0	22.4	30.1	11.0	17.8	1.1	5.4		
年齢別	18～29歳(n=26)	53.8	15.4	19.2	11.5	38.5	34.6	19.2	7.7	46.2	3.8	0.0		
	30～39歳(n=47)	31.9	27.7	25.5	17.0	44.7	21.3	34.0	4.3	23.4	0.0	2.1		
	40～49歳(n=70)	27.1	38.6	35.7	17.1	32.9	17.1	25.7	1.4	17.1	0.0	4.3		
	50～59歳(n=132)	43.2	39.4	28.8	30.3	53.8	26.5	21.2	9.1	20.5	0.0	1.5		
	60～69歳(n=192)	39.1	31.3	25.0	33.3	50.5	20.3	37.0	10.9	18.2	0.5	2.1		
	70～79歳(n=231)	42.4	31.2	26.0	30.7	43.7	19.9	32.9	9.5	15.2	0.4	6.5		
	80歳以上(n=126)	36.5	23.0	18.3	31.0	41.3	19.8	31.0	17.5	7.9	2.4	15.1		

(2)団体アンケート

団体について

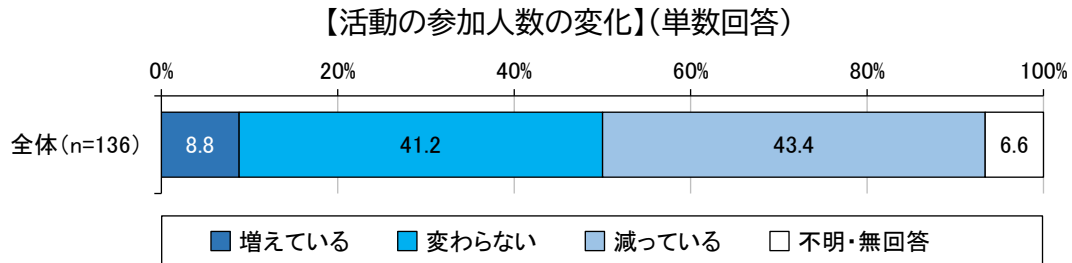
《主な活動内容》

主な活動内容については、「地域・世代間交流」が52.9%と最も高く、次いで「健康づくり・医療」が38.2%、「地域の清掃・美化」が37.5%となっています。



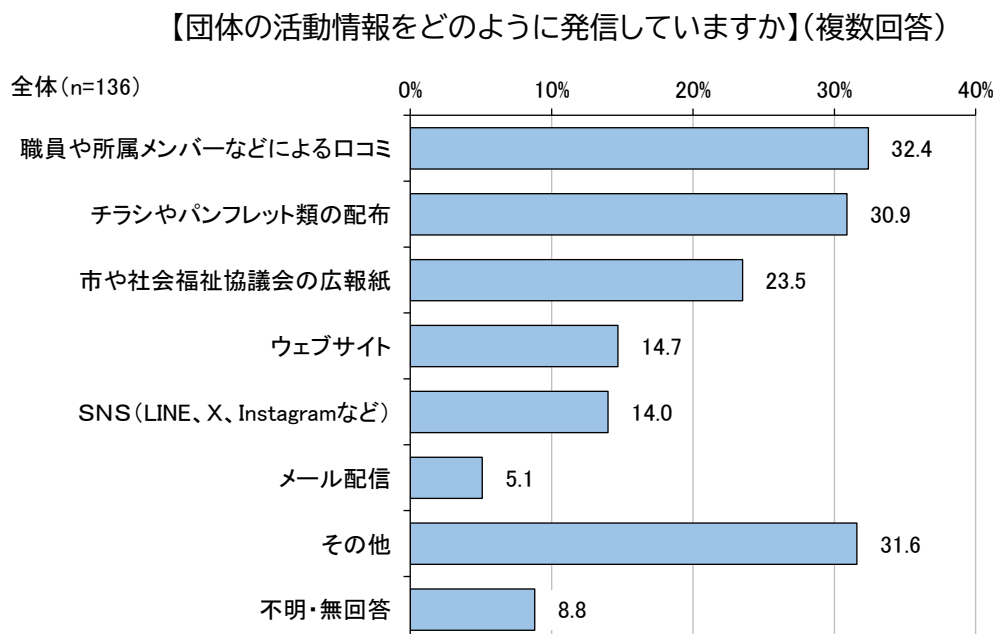
《参加人数》

活動の参加人数については、「減っている」が43.4%と最も高く、次いで「変わらない」が41.2%、「増えている」が8.8%となっています。



《情報発信》

団体の活動情報をどのように発信しているかについては、「職員や所属メンバーなどによる口コミ」が32.4%と最も高く、次いで「チラシやパンフレット類の配布」が30.9%、「市や社会福祉協議会の広報紙」が23.5%となっています。

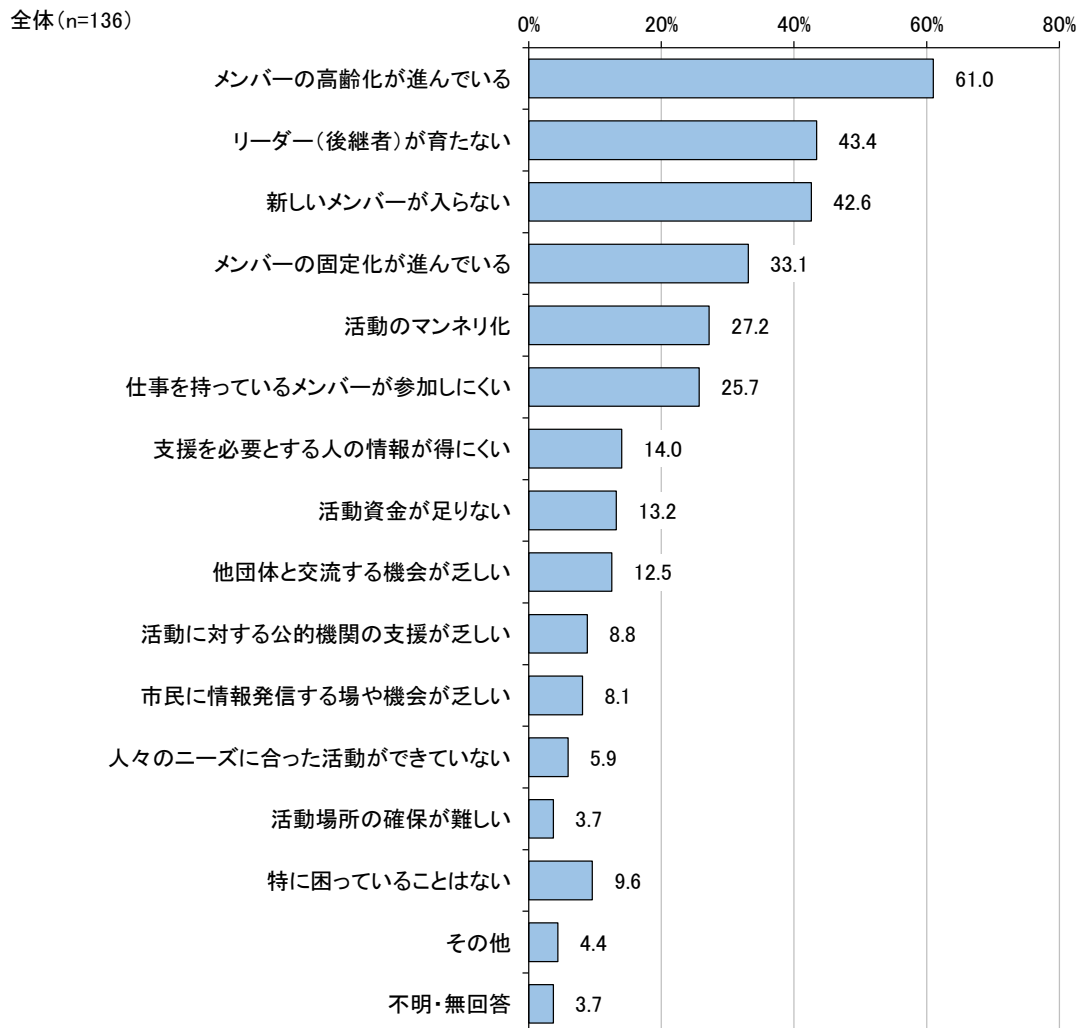


その他（一部抜粋・要約）	
発信していない	ハ西CATV、他民放テレビによる放映
独自の広報紙(校報、公民館報など)	マイク放送

《困っていること》

活動を行う上で困っていることについては、「メンバーの高齢化が進んでいる」が61.0%と最も高く、次いで「リーダー（後継者）が育たない」が43.4%、「新しいメンバーが入らない」が42.6%となっています。

【活動を行う上で困っていること】(複数回答)



なお、困っていることについての取組として、次のような回答がありました。

(一部抜粋・要約)

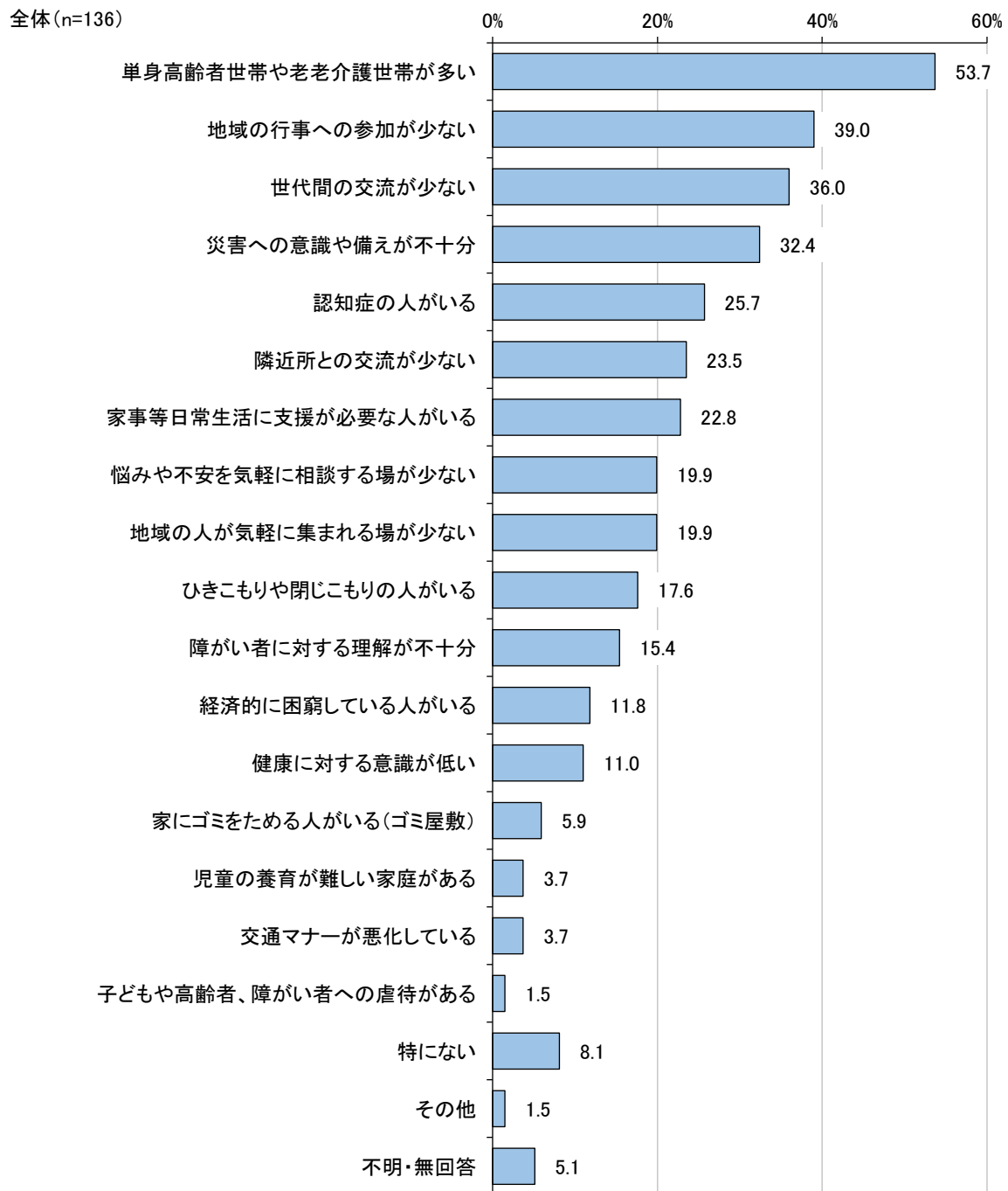
- ・事務局に依存状態から脱却を図り、組織の自立に向けて取り組んでいる。
- ・活動内容を見直し、リーダーやメンバーの負担軽減に努めている。
- ・老人クラブにおいて、会員確保のため、88歳以上の人からは会費を取らない。
- ・活動の規模を縮小した。
- ・住民と積極的に交流し、活動への参加を呼びかけ、メンバーを確保する。
- ・ホームページやSNSを用いて情報発信に取り組む。

活動を通してみえる地域の状況について

《地域における課題》

地域の人々が抱える日常の困りごと、手助けの必要な問題については、単身高齢者世帯や老老介護世帯が多い」が53.7%と最も高く、次いで「地域の行事への参加が少ない」が39.0%、「世代間の交流が少ない」が36.0%となっています。

【地域の人々が抱える日常の困りごと、手助けの必要な問題】(複数回答)



3 前回計画の評価

第1期計画における施策の実施状況と課題について、基本目標ごとに整理しました。

(1)誰もが地域福祉の主体となる基盤づくり

実施状況

意識の醸成 支え合いの	● 小中学校の総合的な学習の時間や職場体験学習で福祉施設に訪問 ● 「広報やわたはま」及び市ホームページでの福祉事業の周知 ● 障がい者団体及びボランティアグループが集まり、ミニ運動会を実施 ● 介護予防教室や認知症サポーター養成講座等の実施
・人材の育成 団体の活性化	● 地域活動団体に補助金を給付 ● 地域福祉に関わる活動について、広報・市ホームページ及び地域の回覧板などで周知 ● 生活支援コーディネーター中心に、第一層及び第二層協議体の会議や活動支援により地域の支え合い活動を推進、第二層協議体を6箇所設置
の参加促進 市民一人一人	● 広報紙や市ホームページ、SNSを活用し、ボランティアに関する情報を発信 ● 市ボランティア協議会のネットワークを活用したボランティア活動の活性化 ● 地区社協だよりによる各地域への情報発信 ● 各地区公民館や地域スポーツクラブ等で三世代交流イベントを実施
拠点の充実 地域の交流	● 八幡浜みなとが令和5（2023）年1月に累計来場者1,000万人を達成、県内屈指の観光地かつ市民の集う場所として定着 ● 公共施設等のバリアフリー化の整備を実施

取組の中でみえた課題

- 自治会や老人クラブ等の地域活動における役員及び会員のなり手不足が深刻。活動への補助金等を実施するも、活性化や人材の育成にはつながっていない。
- ボランティアに関心がある新たな稼働世帯に情報が届いていない。

今後の方向性

- 福祉教育や交流会、各種媒体での情報発信を通し、地域における支え合い・助け合いの意識醸成を行います。
- コミュニティソーシャルワーカーの設置や市民活動指針の作成を検討し、地域福祉を担う団体の活性化・人材の育成に取り組みます。
- 各種団体と連携して情報を発信し、市民に地域福祉への参加を促します。

(2)誰もが安心して暮らせる相談・支援体制づくり

実施状況

生活困窮者への支援の充実	● 生活困窮者自立支援法に基づいて自立支援事業・家計改善支援事業・就労準備支援事業を実施 ● 手帳の取得、障害年金の手続き、生活保護への同行訪問など、関係部署と連携して事業を推進
情報共有・発信の充実	● 社会福祉協議会の情報発信において「広報やわたはま」や市ホームページ、SNSを活用 ● 個人情報の適切な管理・運用を徹底 ● 視覚障がいのある方に向けた「声の広報」「声の年賀状」の送付、市ホームページへの掲載 ● 市政懇談会などで行政全般の情報を発信
多様な交流の促進・ネットワークづくり	● 団体力向上セミナー等の実施 ● みなと交流館にて、ヘルプライン開設やメルマガ配信、各団体のイベント等の情報を収集・発信及びSNSでの代行発信を実施 ● みなと交流館にて、地域団体による市民向け活動紹介と団体同士の交流の場である「八のカン詰め」を毎年6月に開催 ● 介護支援専門員連絡会、通所事業所連絡会、訪問介護事業所連絡会、医療介護ネットワーク連絡会の開催 ● 災害支援ネットワーク「トロール会議」の設立、「八幡浜ソーシャルビジネスチャレンジコンペ」「一食一善プロジェクト」等の実施
生活課題解決の仕組みづくり	● 老朽化が進んでいる場合は所有者等を特定して除却を促し、利活用が可能であれば八幡浜市空き家バンクへの登録を促すなど、空き家の利活用を推進 ● 地域運営組織と連携し、高齢者の移動手段の確保や子育て家庭への支援を実施（公共交通空白地における有償運送事業の実施、「子ども第三の居場所 あむ」の運営など）

取組の中でみえた課題

- 福祉の専門的知識が必要となる人材の確保及び職員の技能向上に取り組めていない。
- 高齢化の進行等に伴い顕在化した、制度の狭間にある課題への対応が困難。

今後の方向性

- 福祉関係の専門的知識を持つ人材の確保等、様々な相談に適切に対応できる体制の構築を検討します。
- 国のモデル事業等を参考に、現状では対応が難しい課題についても対応が可能になるよう、検討を進めます。

(3)地域福祉を推進するための仕組み・環境づくり

実施状況

防災対策の充実	● 市災害対策本部の設置体制、各関係機関との連携・情報共有体制を整備 ● 自主防災会運営費補助金の給付による備蓄品等の購入支援や、防災士資格取得に対する助成を実施 ● 八幡浜市避難行動要支援者名簿や、名簿に基づく個別避難計画を作成し、自主防災会や民生委員等との協定を締結することで、平時からの情報共有を実施
生活環境の整備・充実	● 市管理の公共施設等を新築・改修する際、バリアフリー化を心がけた整備を実施 ● 公共交通空白地有償運送事業等に係る車両取得や運行経費への支援制度を整備 ● 国・県及び関係団体等と連携し、障がいや理由とする差別の諸要因の解消を図る啓発活動や、「福祉のつどい」など障がいのある人に対する理解を深める活動を実施
地域での見守りの充実	● 虐待が疑われる事案の発生時における相談・通報体制を整備し、担当部署による事実確認及び虐待の有無の判定を行い、関係機関と連携して当事者を支援 ● 地域の見守り推進員による、独居高齢者宅への定期的な訪問
権利擁護の仕組みづくり	● 権利擁護センターが中心となり、高齢者サロンや福祉事業所に成年後見制度に関する研修や終活講座を実施 ● 権利擁護の意識を高めるため、予防的な視点から、障がいのある人や中高生を対象として、社会保障に関する出前講座を実施

取組の中でみえた課題

- 八幡浜市避難行動要支援者名簿に基づいて作成した個別避難計画の内容を充実させていく必要がある。
- 既存公共施設や歩道、公園の中にはバリアフリー化できていない施設も多い。
- 現在の支援制度では、市内各地に存在している公共交通空白地帯の解消につながっていない。また、ドライバーの高齢化が進んでいる。
- 人材の確保が困難となりつつあり、見守り推進員のいない地域がある。一方で、身寄りのない高齢者や、近くに家族や親族がいない高齢者の相談は増えている。

今後の方向性

- 各事業においてリーダーシップを発揮できる人材の育成を図ります。意識の啓発や支援の拡充を検討し、なり手不足の解消を図ります。
- 福祉に関する講座や研修を開催し、正しい理解を深める機会を設けます。

4 地域福祉の課題

統計資料やアンケート調査、前回計画の評価などを踏まえ、本市の地域福祉が抱える課題を下記の3点に整理しました。

課題1 地域活動の活性化、地域における関係性の構築

少子高齢化などの進行により、支援を必要とする人が増加しているのに対し、支援する人が減少しています。地域における支え合い・助け合いの礎を築くには、地域の人と関わりをもつことが重要です。しかしながら、市民アンケートで地域活動に「積極的に参加している」と回答した割合は全体の1割を切っており、地域活動の衰退、地域における関係性の希薄化がうかがえます。また、地域活動の主体を担う団体のなり手不足も深刻になっています。前回計画の施策では、町内会等の地域活動団体に補助金交付を実施しましたが、なり手不足の解消には至りませんでした。

地域活動に参加する人の減少の背景には、現役世代においては仕事や家事・育児による忙しさ、高齢者層においては自身の体力への不安があることが考えられます。また、退職する年齢が高齢化したことも要因となっています。地域活動の活性化、ひいては地域共生社会の実現には、現役世代が支え合い・助け合いの重要性を認識し「我が事」と捉えることと、高齢者層が元気に生き生きと活躍することが必要です。地域活動の活性化を通し、地域における関係性の構築を図ります。

課題2 支援の手を必要な人に行き渡らせる

本市は県内でも少子高齢化の進行が顕著であり、既存の仕組みでは対応できない問題（独居・身寄りのない高齢者や障がいのある人の身元保証支援、死後事務支援等）が浮上、顕在化しています。障害者手帳の保持者数、生活困窮者や成年後見制度に関する相談件数等は増加傾向にあり、あらゆる支援の需要が高まっています。一方で、福祉の専門知識を持つ人材や職員は不足し、支援体制の維持・拡大が難しくなっている現状です。支援の手を必要な人に行き渡らせるには、既存の仕組みを見直し、現在の状況に対応しており、かつ持続可能なものにしなければなりません。

また、必要な人を早期に支援できるように、支援制度や相談窓口に関する情報発信を行うことも重要です。市民アンケートによると、福祉サービスや福祉活動に関する情報の入手元は「広報やわたはま」が83.1%となっているものの、そのほかの媒体・手段はあまり活用されていない状況がうかがえました。福祉サービスや福祉活動の情報提供について、十分提供されている、どちらかというとい提供されていると感じている人は全体の約半数にとどまっています。広報紙による情報発信を継続しながら、SNSなどその他の手段を有効活用し、新たな層に情報を届けることが必要です。

課題3 支え合う仕組みの整備

地域活動を精力的に行ったり、福祉サービスを担ったりと、地域福祉を支えている様々な団体がいます。本市の地域福祉推進になくてはならない存在ですが、団体アンケートの結果から、活動メンバーの高齢化や後継者の不在、なり手不足に困っている現状がみられました。また、団体が行政に求める支援として、補助金などの経済的支援、設備や備品の充実といった、活動を継続できる環境の整備が挙げられました。リーダー（後継者）教育支援の需要も高くなっています。活動団体の弱体化を防止し、助け合い・支え合いの意識を地域に根付かせる仕組みの整備が求められています。

一方で、市民アンケートでは、地域との関わりや支え合いの必要性を感じる場面として、「被災地での地域における助け合いや支え合いの話題を聞いたとき」が全ての性別・年齢層で最多となっていました。また、地域福祉における市民と行政の関係については、「家族、地域の助け合いを基本としながら、足りない部分を行政が支援するべきである」「住民も行政も協力し合い、福祉の充実のために共に取り組むべきである」との意見がそれぞれ約4割を占めていました。地域で支え合い助け合う必要性は認識されていることから、地域共生社会の実現をめざし、行政にはその仕組みを整備する役割が求められます。



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

「地域で支え合い、誰もが輝くまち 八幡浜」

前回計画では「誰もがつながり、地域で支え合うまち 八幡浜」を基本理念に掲げ、みんなが住み慣れた地域で生き生きと暮らしていける、地域ぐるみで助け合い支え合う地域共生社会の実現に向けた施策を展開してきました。

また、市政を進める最上位計画となる「第2次八幡浜市総合計画」（平成28（2016）年度から令和7（2025）年度）では、「過去に学び 現在（いま）を見つめ 共に創ろう 輝く未来」をめざすべきまちの将来像に掲げています。これは、地方にとって厳しい局面である現在から目をそらすことなく、市民の知恵と情熱を集結させ、市民と行政が力を合わせることで、輝く未来をめざすというものです。

地域福祉においても、急速に進行する少子高齢化やそれに伴う人材不足、社会構造の変化による新たな課題の浮上など、厳しい局面を迎えていることは目を背けられない現実です。こうした状況の中で、市民一人一人が現在を見つめ、自分のできることに取り組むとともに、様々な地域の主体が連携・協力し合いながら、地域ぐるみの支え合いを進めていく時です。

地域福祉は、健康・介護・育児・障がい・生活困窮・災害対策等、多種多様な分野にまたがります。市民一人一人が抱える問題は多様であり、家庭環境や経済的事情を背景の一つとして同じものではありません。こうした様々な課題を一人で抱え込まず、一緒になって解決の道を探ることや、潜在的な福祉ニーズを把握して組織的に対応していくことなどができる社会づくりが求められています。特に、高齢化率が40%台にある本市においては、高齢者の知識や経験を活用するなど、地域全体の力を集結することが重要です。

しかし、こうした仕組みは、行政や社会福祉協議会だけで作ることはできません。全ての八幡浜市民、事業者も一体となり、「自助」、「互助」、「共助」、「公助」の考え方にに基づきながら、それぞれが役割をもち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成することで、みんなが助け合いながら暮らすことができる「地域共生社会」を実現する必要があります。

地域共生社会の実現を通して、全ての市民が、八幡浜市に生を受け、八幡浜市で育ち、八幡浜市で人生を終えられてよかったと思えるような、夢と希望をもてる「八幡浜」をめざし、基本理念を「地域で支え合い、誰もが輝くまち 八幡浜」とします。

2 基本目標

本計画では、基本理念の実現に向けて、次の3つの基本目標を柱として取組施策を推進します。

基本目標1 誰もが地域福祉の主体となる基盤づくり

地域福祉は、地域に暮らす全ての人が主体となり、共に支え合うことで実現するものです。地域福祉の根幹となる「お互い様」の精神を育むため、日常的な交流を促進し、顔の見える関係づくりや、次世代への福祉教育・ボランティア体験を推進します。また、市民一人一人の積極的な参加を促すため、情報発信の強化、参加しやすい環境整備を行い、高齢者の社会参加や生きがいがいづくり支援にも取り組みます。加えて、地域活動を担う団体の活性化と、地域で専門知識を持つ人材の強化を図ります。そして、地域福祉を支える様々な団体や機関が連携し、情報共有することで、より効果的な支援体制を構築します。多種多様な団体間の交流促進や、多分野が連携した課題解決にも取り組みます。

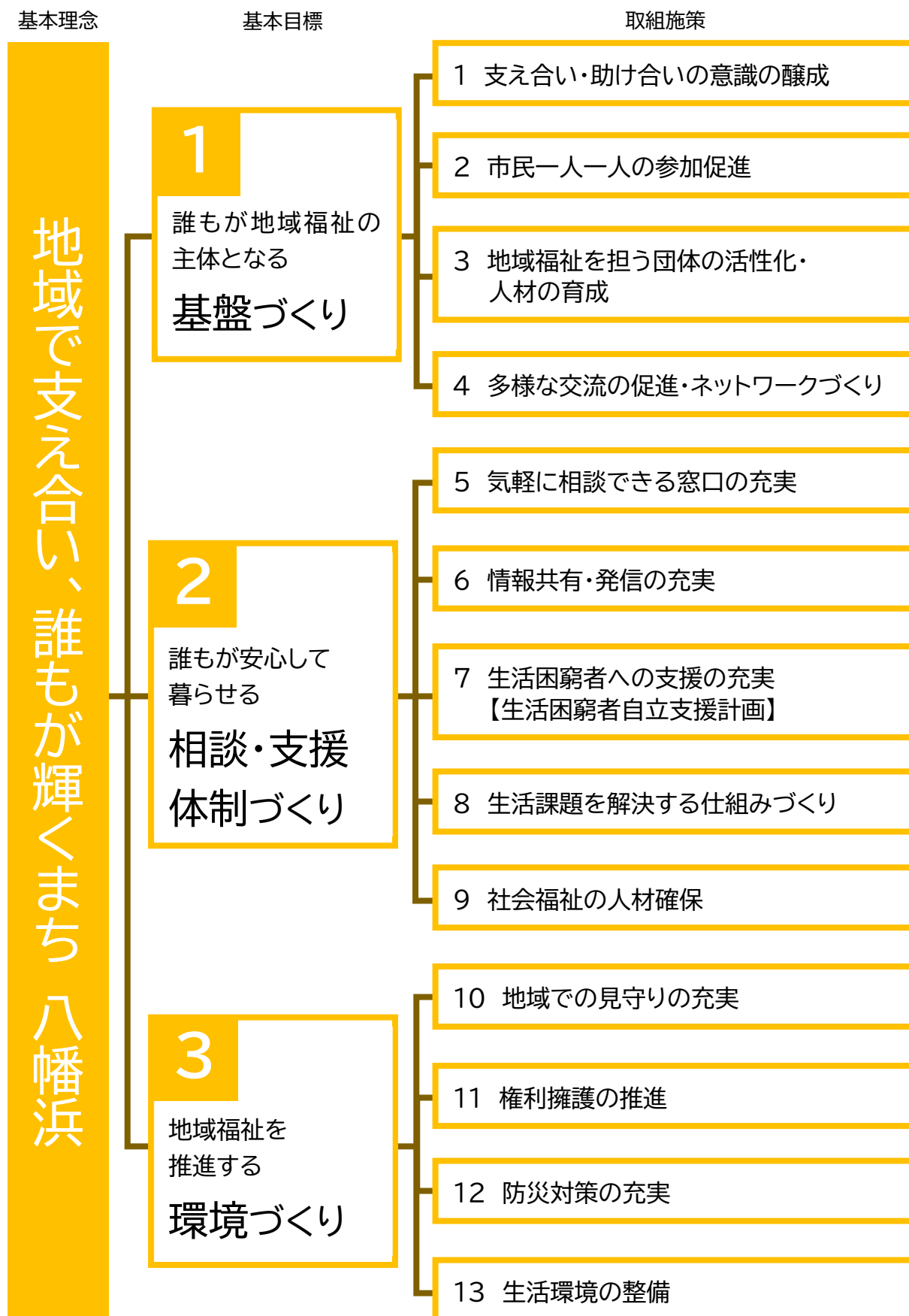
基本目標2 誰もが安心して暮らせる相談・支援体制づくり

地域で誰もが安心して暮らすためには、個々の状況に応じたきめ細やかな相談・支援体制の構築が不可欠です。そのため、専門的な知識を持つ職員による相談窓口を充実させます。さらに、複雑化する課題に対応するため、関係機関の連携を強化し、分野横断的な支援体制を構築します。また、必要な情報を的確に届けるため、広報紙やホームページ、SNSなど多様な媒体を活用した情報発信を強化します。情報弱者にも配慮し、わかりやすく、必要な情報を届けます。生活困窮者に対しては、就労支援など包括的な支援を行い、関係機関と連携し、早期支援につなげます。地域住民、行政、関係機関が協働し、生活課題の解決に向けた仕組みづくりを推進し、地域全体で支え合う体制を構築します。これらの支援を支える専門人材の育成・確保も重要です。福祉人材の専門性向上を図るとともに、働きやすい環境づくりにも取り組み、離職防止に努めます。地域全体で福祉を支えるという意識をもち、専門人材の育成と活躍を支援していきます。

基本目標3 地域福祉を推進する環境づくり

市民同士が互いに見守り、支え合う関係を構築し、高齢者や子ども、障がいのある人など、支援を必要とする人を地域全体で支えます。虐待防止に向けた人権擁護体制の充実や、成年後見制度の利用促進にも取り組み、誰もが安心して暮らせる地域をめざします。また、地域における防災力を高め、災害時にも地域住民が助け合える体制を構築します。避難行動要支援者の情報を把握し、個別避難計画を作成するとともに、避難訓練などを通して、地域全体の防災意識を向上させます。さらに、誰もが自由に外出や活動を楽しめるよう、バリアフリー化を推進し、ユニバーサルデザインに基づいた生活環境の整備を充実させます。

3 施策体系



第4章 取組施策の展開

基本目標1 誰もが地域福祉の主体となる基盤づくり

取組施策1 支え合い・助け合いの意識の醸成

現状と課題

地域福祉の基本となるのは、全ての人々の基本的人権が尊重され、互いを思いやり、助け合おうとする意識です。この支え合い・助け合いの精神こそが、地域社会を支える揺るぎない基盤となります。従来の「支え手」と「受け手」という固定的な枠組みを超え、「お互い様」という意識を地域全体で共有することが、これからの地域福祉には不可欠です。この意識を培うためには、日々の挨拶や立ち話、ちょっとした手伝いなど、日常的な交流を通じた関係性の構築が重要です。

近年、頻発する災害を背景に、地域における支え合い・助け合いの重要性は、改めて広く認識されるようになりました。しかしながら、地域福祉活動への参加経験が少ない人は、地域のニーズや、自分が地域のために何ができるのかといった具体的な情報や知識が不足している現状があります。このため、地域活動への参加を促すための情報提供や、参加しやすい環境づくりが求められます。

また、市民アンケートの結果からは、年齢の上昇とともに地域における支え合い・助け合いへの関心が高まる傾向がみられました。その一方で、若い世代の中には、「高齢者ばかりが支援されている」と不公平感を抱く層も存在します。少子高齢化の進行は、高齢者を支える世代の負担増を招き、現在の若い世代の生活に影響を及ぼしています。しかし、将来的に自分自身や家族が高齢者となる事実を考慮すれば、地域における支え合い・助け合いの仕組みづくりは、決して他人事ではありません。

取組施策の方向性

本市では、次世代を担う子どもたちが早い段階から福祉への理解を深められるよう、学校における福祉教育を推進しています。また、市社会福祉協議会が中心となって行うボランティア体験活動等を通じて、地域課題への意識を高め、地域活動への参加を促進しています。

日頃の挨拶運動の実践をはじめ、地域住民が気軽に集える交流拠点の充実によって、住民同士のつながりを深め、支え合い・助け合いの意識を更に醸成する取組を進めます。

住民や地域の取組

- 隣近所の人と挨拶を交わし、顔の見える関係を築きましょう。
- 地域の行事やイベントに積極的に参加しましょう。
- 「広報やわたはま」の地域福祉の記事を読むなど、関心を持ちましょう。

行政や関係機関の取組

- 地域福祉の考え方を広く周知し、市民の地域福祉に関する意識・関心を高めます。
- 地域における身近な支え合い・助け合いの重要性を発信します。
- 地域の交流拠点を整備して、交流の活性化を図ります。

取組や事業名	内容
学校等による福祉教育を通じた福祉意識の醸成	小学校・中学校の総合的な学習の時間及び中学2年生の職場体験学習を利用し、福祉施設の訪問等、様々な人との交流を通して、共生の精神を育む。身の周りの人や地域との関わりの中で、支え合い・助け合いの心と福祉意識の醸成を図る。
地域福祉の考え方や取組の周知	「広報やわたはま」及び市ホームページを活用し、地域福祉に関する考え方や取組を周知する。
障がいのある人の理解に向けた勉強会・交流会の開催	勉強会や交流会、イベント等、障がいのある人とない人のふれあいの場をもち交流することで、障がいに対する理解を深め、必要な配慮や手助けを学ぶ。
高齢者に多い病気に関する学習機会の提供	介護予防教室や認知症サポーター養成講座等を開講し、正しい理解と対応の学習機会を提供する。受講経験のない若い世代にも積極的に開講し、より多くの人に学ぶ機会を設ける。
心のバリアフリーの啓発	高齢者や障がいのある人等が日常生活や社会生活を安心して送るために、その人々の困難を自らの問題として認識し、社会参加に協力する「心のバリアフリー」に関する啓発を行う。国や県及び関係団体等と連携し、企業・団体をはじめ全ての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、差別解消に取り組む。
公民館活動の活用促進	公民館の活用促進に取り組み、多世代交流をはじめ地域の交流と顔の見える関係づくりを支援する。
八幡浜みなっとの整備・活用	市民の集う場として定着した「八幡浜みなっと」について、老朽化した施設の改修や、歩道の舗装などの施設整備を、利用客のニーズを洗い出して検討し、一層の利便性の向上と活用促進に努める。
挨拶運動の推進	小学校又は中学校単位で、安全指導と見守りも兼ねて、子どもの登下校時に挨拶による交流を行う。
「福祉のつどい」の開催	市ボランティア協議会が中心となって各種イベントを開催し、福祉活動の啓発等、市民の理解向上を図る。

取組施策2 市民一人一人の参加促進

現状と課題

地域福祉の推進には、市民一人一人が主体的に関わり、それぞれのライフスタイルや関心に合わせて地域活動やボランティア活動に参加することが重要です。誰もが自分らしい形で地域に関わることで、地域全体の活力向上につながります。

市民アンケート調査では、地域活動やボランティア活動に参加していない理由として、多くの人が「仕事などで忙しく時間がない」ことを挙げています。また、50代・60代においては、次に「情報不足」を理由とする割合が高くなっていました。活動に関心があっても、情報を得ることが難しい状況がみられます。

一方で、地域で活動する団体からは、新規メンバー獲得の難しさ、既存メンバーの高齢化、リーダーの育成といった、活動継続に関する課題が数多く報告されています。これらの課題を解決するためには、まずは地域活動やボランティア活動に関心をもつ人を増やし、さらに、活動に関する情報を誰もが入手しやすい状態にすることが重要です。情報発信の工夫や、参加へのハードルを下げるような取組を通じて、より多くの市民が地域活動に参加するきっかけづくりが必要です。

また、市民アンケート調査では、ふだんの地域での付き合いとして、気軽に立ち話や情報交換のできる関係を求める声が多く聞かれました。顔の見える関係づくりには、地域活動への参加が役立ちます。地域住民同士のつながり、すなわち地域の絆は、地域を支えるかけがえのない財産です。この絆を深めることは、災害時などの助け合いにもつながり、安心して暮らせる地域づくりに貢献します。

さらに、高齢者の方々が地域で生き生きと活躍するためには、社会参加や生きがいづくりを積極的に支援する必要があります。高齢者の知識や経験は、地域にとって貴重な資源です。誰もが役割をもち、地域社会に貢献できる環境を整えることで、高齢者自身の健康増進はもちろん、地域全体の活性化を促進します。

取組施策の方向性

本市では、地域で活動する様々な団体に対して、地域福祉基金による助成を行っています。この助成を通して、市民一人一人が無理なく参加できる活動の場づくりを推進しています。今後も、情報発信の強化や参加しやすい環境整備を進め、市民が地域活動を通してつながりを実感し、生きがいをもてるような地域をめざします。

住民や地域の取組

- ふだんから地域活動やボランティア活動に関心をもち、ボランティア学習の場などへ積極的に参加しましょう。
- 地域の中で、自らの知識や経験、自由な時間などを活用しましょう。

行政や関係機関の取組

- 活動団体の継続に向け、相談や助言、補助金の交付などの支援を行います。
- 市や関係機関、団体等が連携し、高齢者、障害のある人、子どもなど誰もが楽しく参加し交流できるイベントを企画します。

取組や事業名	内容
地域活動やボランティア活動の情報提供	広報紙や市ホームページ、SNSを活用するなど、誰もが入手しやすい形で地域活動やボランティア活動等の情報を提供する。また、「地区社協だより」による各地域への情報発信も行う。稼働世帯への情報発信をめざし、企業・団体と連携する。
地域福祉基金助成事業	在宅福祉等の普及・向上に関する事業、健康・生きがいづくりの推進に関する事業、ボランティア活動の活発化に関する事業、その他地域における高齢者等の保健及び福祉の増進に関するものと認められる事業を対象に、広く保健福祉全般にわたる事業増進のために行う自主的な活動に対して、活動の一部を助成する。
イベントの企画	各地区公民館や地域スポーツクラブ等における三世代交流イベントなど、市や関係機関、団体等が連携し、誰もが楽しく参加して交流できるイベントを企画する。



取組施策3 地域福祉を担う団体の活性化・人材の育成

現状と課題

地域福祉を支える上で、自治会・町内会、老人クラブ、子ども会といった地域団体は、地域におけるコミュニティ活動の要として、長年にわたり重要な役割を果たしてきました。また、ボランティア団体の活動も、本市の地域福祉にとって欠かせない存在です。しかしながら、メンバーの高齢化や若年層の加入者減少という深刻な問題に直面し、活動の維持が困難になりつつあります。

各地域団体が活動を継続していくための対策が急務となっています。まずは行政による積極的な支援（補助金交付、人材育成など）を行うとともに、各地域団体が活動内容や組織運営を見直し、時代に合った柔軟な組織体制を構築する必要があります。また、より多くの人々が参加しやすい環境の整備も望まれます。

さらに、活動を担う新たな人材の発掘が課題です。現状は地域活動への関心が低い層にも行き届くよう、活動の意義や魅力を効果的に伝える必要があります。そのためには、活動の積極的な情報発信、SNS等を使った広報活動、参加しやすいイベントの企画など、創意工夫を凝らした取組が求められます。参加意欲を高めるような仕組みを作ることも重要です。

地域福祉を担う人材が、地域の中でその能力や知識を十分に発揮できる機会も必要です。地域活動やボランティア活動を担う人材の発掘・育成を強化するとともに、地域と人材を結び付け、その能力を最大限に生かすことのできるコーディネートの役割を担う人材育成が課題です。

取組施策の方向性

本市では、あらゆる世代を対象に認知症サポーター養成講座を開催するなど、地域福祉を支える人材育成に努めています。また、防災士等、地域活動に貢献できる多様な資格や知識を有する人材も育成されています。

地域活動やボランティア活動等を担う人材の発掘・育成と、支援を通じて地域と人々とを結び付ける役割を担う人材を育成することで、地域福祉の活性化につなげていきます。

住民や地域の取組

- 自治会・町内会や老人クラブ、子ども会などの身近な地域活動やボランティア活動等に積極的に参加しましょう。

行政や関係機関の取組

- 団体の活性化や人材の育成を支援します。
- 地域活動やボランティア活動等がそれぞれの強みを生かせるように支援します。
- 福祉に役立つ知識・技能等を積極的に身に付け、活用できる地域をめざします。

取組や事業名	内容
地域活動団体の支援	自治会・町内会や老人クラブ、子ども会などの活動支援を行い、団体の活性化や人材の育成を行う地域をめざす。
広報やわたはま等を利用した地域活動への参加促進・活性化支援	「広報やわたはま」や市ホームページ、また各機関が発行する広報誌等を効果的に利用して、地域活動への参加促進や活性化に向けて支援を行い、福祉に役立つ知識・技能等を積極的に身に付け、生かし合う地域をめざす。
コミュニティソーシャルワーカーの設置検討	地域生活において課題を抱える個人や家族に対する個別支援と、生活環境の整備等を含めた総合的地域支援を担う人材となる「コミュニティソーシャルワーカー」の設置を検討する。市・市社会福祉協議会が連携し、人材・財源補助も含めて検討する。
がんばる市民応援補助金	地域づくり事業を実施する非営利活動法人、地域づくり団体、ボランティア団体等を対象に補助金を交付し、市民協働活動の活性化を図る。
認知症サポーター養成講座	講座を開講し、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る「認知症サポーター」を養成する。また、認知症サポーターのスキルアップ講座を継続して実施し、地域で実践・活躍できるように努める。
団体力向上セミナーの開催	八幡浜みなとで、地域で活動する団体を対象に、外部講師を招き、情報発信のスキルアップや資金調達のノウハウに関するセミナーを開催し、団体の強化を図る。



取組施策4 多様な交流の促進・ネットワークづくり

現状と課題

近年は、8050問題（80代の親が50代の子どもを扶養する問題）といった、原因が複雑に絡み合った課題が生じており、従来の縦割り型の支援体制では、十分な対応が難しくなっています。これらの課題を解決するためには、福祉、医療、教育、就労など、様々な分野の専門家や関係機関が連携し、分野を横断して対応していくことが必要です。当事者にとって真に必要な支援の多角的な検討が求められます。

しかしながら、各団体が抱える課題やノウハウを共有する機会が少なく、互いの強みを生かした連携が十分にできていないという課題もあります。既存の多様な福祉関係の機関や団体間でのネットワークを生かした情報共有を進めるとともに、新たな交流・連携のネットワークづくりを促進することが求められます。単に情報交換をするだけでなく、具体的な課題解決に向けて協働できる、実質的な連携体制を構築していくことが重要です。

取組施策の方向性

本市には、地域福祉を支える様々なネットワークが存在しています。民生委員・児童委員による地域の見守り活動、社会福祉協議会による福祉サービスの提供、ボランティア団体によるきめ細やかな支援、NPO法人による専門的な活動など、それぞれの組織が地域福祉の向上に貢献しています。また、福祉関係の機関や団体間においても、定例会議や情報交換会などを通じて、様々な交流が図られています。

既存のネットワークにおける関係機関や団体の交流・連携を更に活発化させ、地域全体で課題解決に取り組むことのできる、活力ある地域をめざします。地域における様々な資源を効果的に活用し、より多くの人々が安心して暮らせる地域社会の実現に向けて、今後も積極的に取り組んでいきます。

住民や地域の取組

- 地域活動に参加して積極的に交流し、顔見知りの輪を広げて、情報交換や協力のできる関係を築きましょう。
- 地域団体やイベントの情報などについて、身近な人に共有しましょう。

行政や関係機関の取組

- 地域団体間の交流・連携の場の提供を検討します。
- 地域包括支援センターの連絡会議などを軸に、福祉のネットワークを拡充します。
- 既存のネットワークに加え、縦断的・横断的な新たなネットワーク立ち上げに関する情報を集約し、提供します。

取組や事業名	内容
地域活動団体に向けた情報提供	地域活動団体を対象に、定期的に補助金情報等の実用的な情報を提供する。
社会福祉大会の開催	社会福祉関係者並びに市民各層の参加を得て、関係者の連携・協働等を再確認するとともに、多大な功績を残した人々の表彰を通じて、地域福祉の一層の充実を図ることを目的として開催する。
民生委員・ケアマネジャー交流会	民生委員・ケアマネジャー間の意見交換や情報共有を目的として開催する。担当ケアマネジャーがわかることで、民生委員が高齢者宅に訪問する際の問題点等がスムーズに共有できる。意見交換のほか、介護保険制度等に関する情報提供を行い、ネットワーク全体の専門性向上を図る。



基本目標2 誰もが安心して暮らせる相談・支援体制づくり

取組施策5 気軽に相談できる窓口の充実

現状と課題

地域で暮らす市民一人一人が、抱える多様な悩みや問題を早期に解決し、安心して生活を送るためには、専門的な相談体制の整備と、誰もが気軽に相談できる窓口の充実が不可欠です。特に近年は、社会構造の変化や価値観の多様化に伴い、市民が抱える悩みや問題も複雑化・多様化しており、よりきめ細やかな相談支援体制の構築が求められています。

市民アンケート調査においても、地域福祉の推進に重要だということとして「相談・指導を行う専門職員の充実」を求める回答が最多であったことから、専門的な知識を持った相談員による支援の重要性がうかがえます。一方で、子育て、介護、認知症、ひきこもり、経済的な困窮など、日常生活における相談件数は増加傾向にあり、気軽に相談できる場が不足しているとの指摘も寄せられています。

さらに、近年では、市民の抱える課題が複雑化しており、単一の相談窓口だけでは対応が難しく、分野横断的な対応を求められるケースが増加しています。複数の機関が連携し、多角的な視点から解決に向けて協力していくことが求められています。

取組施策の方向性

本市では、高齢者、障がいのある人、子育て世帯など、対象者別の専門相談窓口を設置し、各分野の職員がそれぞれの専門知識を生かして相談に対応しています。また、市社会福祉協議会や民生委員・児童委員による身近な相談活動も展開し、地域住民が気軽に相談できる体制づくりに努めています。

適切な福祉サービスや支援につなげるためには、関係機関の緊密な連携が非常に重要になります。連携をとって対応することで、相談を寄せる市民にとっても、複数の機関に何度も足を運ぶ必要がなくなり、負担軽減につながります。

誰もが気軽に相談でき、連携のとれた相談体制の充実に努めます。

住民や地域の取組

- 困りごとがあればすぐに相談できるよう、各種相談窓口を把握しておきましょう。
- 周りに困っている人がいたら相談に乗り、お互いに助け合える関係を築きましょう。
- 相談を受けた際には、内容に応じて、専門機関につなげましょう。また、プライバシーの保護に留意しましょう。

行政や関係機関の取組

- 各種相談支援体制の強化・充実に努めます。
- 専門的知識が必要となる様々な相談に適切に対応するため、職員等の技能向上を図ります。
- 分野横断的な課題に対応できるよう、関係機関の連携を強化します。
- 各種相談窓口や相談方法の周知を行います。

取組や事業名	内容
心配ごと相談事業	市社会福祉協議会が主催。生活上の悩みや不安、法律など、市民のあらゆる相談に相談員が対応する。相談員として弁護士や司法書士などの専門家を配置し、幅広い困りごとに対応する。
高齢者の総合相談事業	地域包括支援センターにおいて、高齢者の健康・介護・生活支障等についての相談を受け、高齢者本人や家族の状態を把握し、必要な支援や制度につなげる。また、必要に応じて訪問相談員が継続訪問を行う。
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の支援を行う。地域の子育て支援機能の充実、子育ての不安感の緩和等を図り、子どもの健やかな育ちを支援する。
障がいに関する相談支援体制の強化・充実	障がいのある人やその家族が安心して地域で暮らせる体制を整えるため、相談体制の充実・強化を図る。相談支援機関、障害福祉サービス事業所、保健センター、地域包括支援センター等と連携を深め、障がいの特性や当事者の状況に応じた相談支援を行えるよう、身近な相談支援体制の構築に向けた取組を進めるとともに、基幹相談支援センターの設置も含めた関連部署の連携に努める。
相談体制の連携強化	複雑化・多様化している課題に対応するため、各分野の相談窓口・関係機関の連携を強化し、分野横断的な対応を図る。また、福祉に関する幅広い知識を持った職員の確保・育成に努める。
相談窓口の周知	困りごとを抱えた人がすぐに相談窓口につながるよう、各種相談窓口・相談方法について、「広報やわたはま」や市ホームページ等で周知する。

取組施策6 情報共有・発信の充実

現状と課題

地域福祉を推進するために、支援を必要とする人に必要な情報を的確に届けなければなりません。情報提供は、市民が抱える課題の早期発見や、適切な支援への早期アクセスにつながります。また、地域活動やボランティア活動に関心をもつ人々に対する積極的な情報発信は、地域社会の活性化にも結び付きます。

市民アンケートの結果では、全体の 83.1%もの人が「広報やわたはま」から福祉関連の情報を得ていると回答しており、広報紙が重要な情報源となっていることがうかがえます。しかしながら、福祉関連の情報が提供されていると感じている人の割合は、全体の半分にとどまっているという現状があります。情報を届けたい層に、必ずしも情報が届いていない可能性があります。

支援を必要とする人を早期に発見したり、複数の機関が連携して支援したりするために、支援に必要な情報を地域全体で共有する取組も必要です。しかし、個人情報保護の観点から、情報の取扱いに慎重にならざるを得ない側面もあります。個人情報の保護に十分に配慮した情報共有の仕組みが求められています。

取組施策の方向性

本市では、福祉に関する情報を届けるため、「広報やわたはま」をはじめ、市ホームページ、SNS「ハちゃんねる」など、多様な媒体を活用して情報発信を行っています。また、必要に応じてチラシやパンフレットなどで情報提供を行い、様々な手段で情報が届くよう努めています。

広報紙を活用した情報発信の継続に加え、その他の有効な手段を検討し、積極的な活用に取り組めます。加えて、高齢者や障がいのある人など、情報弱者と呼ばれる人にも配慮し、わかりやすい言葉・多様な媒体で情報を届けることに留意します。

住民や地域の取組

- 「地域福祉」の大切さを理解し、必要な情報の収集を自主的に行いましょう。
- 一人一人が情報発信の担い手になり、地域の情報を積極的に伝えましょう。
- 行政や関係機関の情報発信に対し、改善策などのフィードバックを行いましょう。
- インターネットを使用しない高齢者など、情報にアクセスしにくい人が身近にいた場合は、情報伝達のサポートを積極的に行いましょう。

行政や関係機関の取組

- 市や社会福祉協議会の取組をこれまで以上に広く周知します。
- 情報が届きにくい人々に配慮した情報提供に努めます。
- 地域懇談会など、地域で福祉に関する情報を発信・共有する機会づくりを行います。
- 災害時などに支援が必要となる人の個人情報を適切に管理・運用します。

取組や事業名	内容
市や市社協の取組の周知	「広報やわたはま」や市ホームページのほか、SNSも積極的に活用して取組を周知する。また、地区社協の「地区社協だより」で各地域への情報発信も行う。ボランティアに関心がある稼働世帯への情報発信をめざし、企業・団体と連携して取り組む。
個人情報の適切な管理・運用	個人情報を適切に管理・運用するため、目的外の使用は最小限度にとどめる。
声の広報・声の年賀状	視覚障がいのある人に向けて、ボランティア団体作成の「声の広報」を毎月送付する。年末には「声の年賀状」を録音し、市ホームページへの掲載や個別送付を行う。
地域福祉情報の発信・共有の機会づくり	地域の座談会などで積極的に情報発信を行うとともに、地域の福祉に関する課題等を抽出し、その対応策等を協議・検討する機会をもつ。

コラム

声の広報

八幡浜市では、目の不自由な方にも市政の動きを知っていただくため、「広報やわたはま」をカセットテープやCDに吹き込み、希望者に配布しています。

なお「声の広報」は、朗読ボランティアどんぐりの協力によって作成しています。



収録風景

取組施策7 生活困窮者への支援の充実【生活困窮者自立支援計画】

現状と課題

近年の物価高騰や、新型コロナウイルス感染症の流行による経済への打撃など、複合的な要因が重なり、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することが困難になるおそれのある生活困窮者が増加しています。生活困窮者の状況は、複数の問題が複雑に絡み合った状況にあることが少なくありません。そのため、単一の支援策だけでは根本的な解決が難しく、包括的な支援体制の構築が求められます。

子どもの貧困問題も深刻化しています。貧困は、子どもたちの教育機会を奪い、将来の可能性を狭めるだけでなく、心身の発達にも悪影響を及ぼす可能性があります。また、貧困が世代を超えて連鎖する傾向もあり、この連鎖を断ち切るためには、保護者の就労支援、子どもの学習支援、そして心身の健康をサポートする包括的な対策が必要です。

生活困窮者は、経済的な困窮だけでなく、必要な医療や介護を受けられないなど、日常生活全般に問題を抱えている可能性があります。健康問題が悪化すれば、更に経済状況も悪化し、結果として社会から孤立してしまうおそれがあります。市民アンケートでは、生活困窮者への支援として「就労支援」が最も必要だとする意見が過半数を占めており、経済的な自立支援の重要性が示唆されています。生活困窮の状態を放置すれば、問題が更に複雑化し、解決が困難になる場合もあるため、早期支援につなげる取組が重要です。

また、ニートやひきこもりなど、困難を抱える子ども・若者への支援や、ひとり親家庭の自立支援も重要な課題となっています。加えて、生活困窮状態にある方は、自ら支援を求めることが難しい場合も多く、そのような人に対しては、地域に出向き、積極的に働きかけるアウトリーチ活動を行う必要があります。

取組施策の方向性

市の関係部署・関係機関が緊密に連携し、生活保護に至る前の段階で、適切な相談・支援につなげる体制を構築します。また、相談窓口での相談支援に加え、アウトリーチ活動を強化し、潜在的な支援ニーズを掘り起こし、早期発見・早期支援に取り組みます。

住民や地域の取組

- 地域でできる支援について考えましょう。
- 正しい理解を深め、生活困窮者も地域社会の一員として受け入れましょう。
- 気になることがあれば、民生委員や地域の相談窓口に連絡し、情報提供を行いましょう。

行政や関係機関の取組

- 生活困窮者自立支援法に基づく各種支援について、社会福祉協議会等と連携して実施します。
- 市の関係部署、関係機関との連携強化を図り、気軽に相談できるようにします。
- 相談員等の資質向上を図るなど、適切な相談支援ができる体制づくりに努めます。
- ハローワークにおける就労支援や、そのほかの就労支援の充実を図ります。

取組や事業名	内容
生活困窮者自立支援制度に基づく各種支援事業	自立支援事業・家計改善支援事業・就労準備支援事業を実施。相談の受付で終わらず、個別プランの作成につながるよう粘り強く支援に取り組む。
関係部署・関係機関との連携強化	手帳の取得、障害年金の手続き、生活保護への同行訪問など、市の関係部署・関係機関と連携を図りながら事業を推進する。
就労支援	ハローワークなどの関係機関と連携し、就労について、高齢者や障がいのある人、ひきこもりなどの課題を抱える人への情報提供を行うとともに、就労に向けた支援を実施する。
アウトリーチ型生活支援	ひきこもり状態や病気などによって社会的な孤立に苦しむ人に対し、訪問での相談を行い、社会参加や段階的な就労に向けたサポートを行う。

コラム

アウトリーチ支援って？



「アウトリーチ支援」とは、支援が届いていない人や、支援につながることに拒否的な人に対し、支援する側の積極的な働きかけによって、必要な支援を届けることです。「手を伸ばすこと」という意味の英語（outreach）が元になっています。

孤立や困難を抱えながらも支援につながらず、問題が深刻になる原因として、本人や世帯が問題に気づいていない場合や、どこに相談するべきかわからずに問題が放置されている場合などが考えられます。相談に来るのを待つ往來のスタンスでは、時間の経過とともに問題が深刻化してしまうおそれがあります。

アウトリーチ支援は、そうした状況を打破し、誰一人取り残さない社会を実現するための重要な取組です。問題の深刻化を防ぎ、早期の解決を実現することが期待されます。

取組施策8 生活課題を解決する仕組みづくり

現状と課題

住み慣れた地域で誰もが安心して日常生活を送るためには、福祉、保健、医療といった専門的なサービスだけでなく、買い物支援、移動支援、ゴミ出し支援、子育て支援など、日常生活に関わる多様な分野のサービスや支援が必要です。

本市においても、地域住民の生活に直結する様々な課題が顕在化しています。高齢者の買い物の際の移動手段の確保やゴミ出し支援、障がいのある人の自立支援、子育て家庭への支援、空き家の増加による防犯上の問題など、日常生活の課題は多岐にわたります。

様々な課題に対応するためには、生活のあらゆる分野で相互に連携し、切れ目のない支援体制を構築する必要があります。多角的な視点による支援が、より効果的な課題解決につながります。また、どのようなサービスを利用できるのか、どこに相談すれば良いのかなど、必要なサービスに辿り着けるように、情報をわかりやすく発信することも重要です。

取組施策の方向性

多くの生活課題の解決に向けて、地域住民、行政、関係機関が一体となり、協働していくための具体的な仕組みづくりが求められます。地域住民が主体的に活動できるような環境を整備し、各地域の実情に合わせた柔軟な支援体制の構築に努めます。

福祉サービスの質の確保と向上を図るために、第三者評価制度なども活用していきます。

住民や地域の取組

- 地域で生活する中で、困っていること、不便だと感じていることの解決に向けて、意見を出し合しましょう。
- 買い物代行やゴミ出し支援などの助け合い活動に参加しましょう。

行政や関係機関の取組

- 市民参画と協働による地域づくりを推進します。
- 「八幡浜市空き家等対策計画」に沿って、空き家の適正な管理と利活用の促進を図ります。
- 医療・介護・健康づくり、介護予防・生活支援を担う関係機関をはじめ、住居の提供などあらゆる生活分野に携わる人たちが連携し、高齢者、障がいのある人、介護者、子育て中の人など、支援を必要とする人たちを切れ目なく支える仕組みづくりを行います。

取組や事業名	内容
空き家の適正な管理と利活用の促進	「八幡浜市空き家等対策計画」に沿って、空き家の適正な管理と利活用の促進を図る。危険性が高い空き家については、所有者等を早急に特定し、八幡浜市老朽危険空き家除却事業の活用を促し、空き家の適正管理を図る。
八幡浜市乗合タクシー	交通不便地域における高齢者等の移動手段を確保するため、市街地と対象地域を結ぶ予約制による乗合タクシーを運行する。条件を満たす人に対し、利用料金の助成券(タクシー券)を発行する。
公共交通空白地有償運送事業等の整備	市民が利用しやすい公共交通空白地有償運送事業等の整備に努める。各地区において、事業主体としてリーダーシップを発揮できる人材や、ドライバーの育成を図る。
市民参画と協働による地域づくり	地域住民が主体となり地域の課題解決に取り組む地域運営組織との連携により、高齢者の移動手段の確保や、子育て家庭への支援を実施する。既存事業に対する継続的な支援に加え、他の地域における潜在的なニーズの掘り起こしを行い、更なる協働を推進する。
第三者評価制度	質の高い福祉サービスを事業者が提供するために、保育所、指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、障害者支援施設、社会的養護施設などにおいて実施される事業について、公正・中立な第三者機関による専門的・客観的な立場からの評価を受ける。
「地域包括ケアシステム」の構築	生活支援体制整備事業における生活支援コーディネーターが中心となり、第一層及び第二層協議体の会議や活動支援により地域の支え合い活動を推進する。第一層協議体では、高齢者の移動の問題やゴミ出し支援等地域課題について検討を継続するとともに、第二層協議体の活動支援や新たな設置に向けて取り組む。 ※第1層…市町村区域 第2層…中学校区域

取組施策9 社会福祉の人材確保

現状と課題

地域で誰もが安心して暮らすためには、福祉サービスの質の向上は不可欠です。その根幹を支えるのが、専門的な知識や技術、そして温かい心をもった社会福祉人材の確保と育成です。少子高齢化が急速に進む現代では、福祉サービスの需要はますます高まっています。そして、質の高い福祉サービスを安定的に提供するために、十分な数の人材の育成が急務となっています。

本市においても、様々な分野で多くの人材が活躍し、専門的な知識や技能を駆使し、地域住民の生活を支える重要な役割を担っています。しかしながら、アンケート結果では、福祉分野の専門的な人材が不足している現状や、離職率の高さなどが指摘されています。福祉人材の育成だけでなく、育成された人材が地域で活躍できるような環境づくりも重要です。

誰もが安心して福祉サービスを利用できるよう、福祉サービスの質の向上を図るとともに、福祉サービスを支える人材の確保と育成は、社会全体で取り組むべき重要な課題です。また、せっかく専門知識や技能を身に付けた人が安心して働き続けられるような労働環境の改善や、処遇改善、キャリアアップ支援なども、同時に進めていく必要があります。

取組施策の方向性

本市では、福祉人材の専門性向上を図るため、県や関係機関と連携しながら情報提供等を行っています。また、深刻化する介護人材不足に対応するため、介護人材の養成にも力を入れています。今後も、地域全体で福祉を支えるという意識をもち、専門人材を育成し、活躍を支援していきます。

住民や地域の取組

- 福祉に関するイベントや講座に積極的に参加し、福祉の現場について学びましょう。
- 福祉サービスを利用している人は、福祉施設の職員に感謝の気持ちを伝えましょう。

行政や関係機関の取組

- 地域福祉に関わる知識・技能を身に付ける人材養成講座の開催や、身に付けた市民が能力を生かせる環境づくりを行います。
- 福祉の専門的人材が、離職することなく長期にわたって活躍できるよう、雇用環境の改善に努めます。

取組や事業名	内容
介護人材発掘育成事業	市社会福祉協議会にて実施。学生や介護の仕事に就きたい人など、地域住民に介護の魅力を伝え、福祉への理解を広げ、介護人材を養成し、介護職員不足の解消を図る。
介護雇用プログラム推進事業	求職活動を行っている人を新規に雇用し、介護施設に紹介予定派遣を行い、介護業務に従事させるとともに、同施設で働きながら、介護職員初任者研修を修了とする事業。介護人材の確保と育成を図る。
保育人材確保・資質向上の推進	保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の確保に向け、合同就職説明会や職業体験の機会の提供等を行う。また、保育士、保育教諭、幼稚園教諭等向けの講演や公開保育・研究協議等の研修を実施し、資質の向上を図る。
求人情報の掲載	市が介護施設等の求人情報発信を行う。



基本目標3 地域福祉を推進する環境づくり

取組施策10 地域での見守りの充実

現状と課題

地域社会での見守り活動は、高齢者や障がいのある人、子どもを含め、誰もが安心して暮らすための重要な取組です。核家族化や地域のつながりの希薄化が進む現代において、その重要性はますます高まっています。特に本市では、高齢単身世帯の割合が年々増加傾向にあります。ひとり暮らしの高齢者に何かあった場合、異変に気づきにくく、発見の遅れにつながる可能性があります。また、認知症や健康不安を抱える高齢者は、悪質な詐欺の標的になりやすく、生活基盤を揺るがすリスクも存在します。孤立死のおそれも深刻な問題です。ほかにも、子どもやひきこもりの人がいる家庭など、継続的な見守りや支援を必要とする世帯が存在しています。

見守り活動は、住民同士の自然な声かけや挨拶から、専門機関やボランティア団体による組織的な活動まで、多岐にわたります。活動内容は、安否確認、生活相談、緊急時の対応、情報提供など様々です。独居高齢者の自宅を訪問し、体調や生活状況を確認したり、話し相手になることで孤独感を軽減したりします。また、地域のイベントや交流会への参加を促し、社会的なつながりを構築する支援も行います。

見守り活動の効果を高めるためには、地域住民一人一人の意識向上が不可欠です。「何かおかしい」と感じたら、ためらわずに声をかけたり、関係機関に連絡したりする勇気が求められます。また、行政や社会福祉協議会、NPO法人などが連携し、地域の実情に合わせた見守り体制を構築することも重要です。

見守り活動は、単に異変を早期発見するだけでなく、地域住民同士の交流を促進し、支え合いの精神を育む効果も期待できます。誰もが安心して暮らせる地域社会の実現に向けて、見守り活動はますます重要な役割を担っていくと考えられます。

取組施策の方向性

本市では、「独居高齢者等見守りネットワーク事業」を推進し、地域における見守り支援活動を積極的に展開しています。安否確認にとどまらず、子どもや高齢者を事故や犯罪から守るため、民生委員・児童委員をはじめとする関係機関・団体との連携を強化し、地域の防犯体制の向上を図ります。地域全体で子どもや高齢者を見守る意識をもち、安心して暮らせる地域社会をめざします。

住民や地域の取組

- 日常生活の中で、困っている人を見つけたり、何か問題があると感じたりしたら、みんなで相談に乗りましょう。
- 地域全体で子育てをする気持ちで、一人でいる小さい子どもを見かけたときなどは、危険や困っていることがないか気かけましょう。
- 身近で虐待などの異変を感じたら、すぐに相談機関に連絡しましょう。

行政や関係機関の取組

- 民生委員・児童委員をはじめとする地域の見守りの担い手への支援を充実します。
- 虐待などが疑われる場合、関係機関と連携し迅速な対応を図ります。

取組や事業名	内容
独居高齢者等見守りネットワーク事業	各小地域で「見守り推進員」を確保・育成し、独居高齢者や高齢者のみの世帯、見守りが必要と思われる人を定期的に訪問するなど、見守り・声かけ活動を行う。
地域の見守りの担い手への支援充実	民生委員及び見守り推進員が連携して実施している見守り活動について、なり手不足が深刻化している。なり手不足に対応するため、人材の確保や支援の拡充について検討する。
虐待などの早期発見・早期対応	虐待が疑われる事案が発生した場合、それを把握した機関(警察、社会福祉協議会、居宅介護支援事業所、介護事業所、介護施設、医療機関、民生委員等)や地域住民から、市の担当部署に相談、通報が寄せられる。担当部署により事実確認、虐待の有無の判定を行い、関係機関と連携して当事者の支援(被虐待者の一時保護や施設入所、適切な介護サービスの利用、養護者の相談支援等)を行う。



取組施策 11 権利擁護の推進

現状と課題

全ての人がある人らしく、尊厳をもって生きるためには、人々の権利が尊重され、誰もが安心して暮らせる社会でなければなりません。しかしながら、現実には、高齢者、障がいのある人、子どもなど、社会的に弱い立場に置かれやすい人々に対する虐待や差別が依然として後を絶たず、深刻な社会問題となっています。

児童虐待防止法、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法、障害者差別解消法といった関連法が整備され、虐待や差別の防止に向けて様々な取組が行われていますが、虐待や差別がまだまだ根強く存在し、表面化していないケースもあります。専門職を対象とした調査でも、虐待は発見が難しい課題の一つとされており、早期発見・早期対応のための地域における見守り体制の強化が急務となっています。

また、認知症、知的障がい、精神障がい等により、判断能力が十分でない人が、安心して生活を送るための支援策として、成年後見制度があります。この制度は、財産管理や身上監護など、日常生活における様々な支援を行うもので、高齢化が進む現代社会において、その重要性はますます高まっています。平成 28（2016）年には、成年後見制度利用促進法が施行され、制度の利用促進が図られていますが、依然として制度の認知度は低いのが現状です。

市民アンケート調査では、権利擁護が「高齢者が安心して暮らしていくために重要だ」と考えている人は、わずか 3.6%に過ぎません。成年後見制度の対象となる人に限らず、広く市民全体に対して、権利擁護の重要性を周知していく必要があります。

取組施策の方向性

虐待や差別の防止に向けて、市民、団体、事業所など、地域社会全体で理解を深め、虐待や差別のない社会をめざします。虐待は、被害者の心身に深い傷跡を残すだけでなく、社会全体の信頼関係を損なう行為であり、決して許されるものではありません。地域住民一人一人が、虐待や差別に関する正しい知識を持ち、その兆候に早期に気づき、適切な行動をとることが求められます。そのためにも、虐待等の実態把握と、虐待や差別に関する情報発信に努めます。

また、成年後見制度利用促進基本計画を推進し、判断能力が十分でない人の権利擁護に努めます。

住民や地域の取組

- 地域住民が互いに見守り、虐待の兆候に気づくことができるように、声かけ運動や情報交換などを実施しましょう。
- 差別的な言動や行為を見かけた際には、注意を促し、差別のない地域をめざしましょう。

行政や関係機関の取組

- 法人後見や市民後見等の仕組みづくりや、市長申立て等の利用補助を行うとともに、成年後見制度利用促進基本計画に沿って、成年後見制度の普及促進を図ります。
- 権利擁護の意識を高めるため、普及啓発に努めます。

取組や事業名	内容
権利擁護の意識向上のための普及・啓発	障がいのある人や中高生を対象とした出前講座の実施など、尊厳をもち、その人らしく地域で生活できるよう、権利擁護意識の普及・啓発を推進する。
成年後見制度の普及促進	権利擁護センターが中心となって、高齢者等サロンや福祉事業所に成年後見制度に関する研修を実施し、正しい理解を深める機会を設ける。
虐待などの早期発見・早期対応【再掲】	虐待が疑われる事案が発生した場合、それを把握した機関（警察、社会福祉協議会、居宅介護支援事業所、介護事業所、介護施設、医療機関、民生委員等）や地域住民から、市の担当部署に相談、通報が寄せられる。担当部署により事実確認、虐待の有無の判定を行い、関係機関と連携して当事者の支援（被虐待者の一時保護や施設入所、適切な介護サービスの利用、養護者の相談支援等）を行う。



取組施策 12 防災対策の充実

現状と課題

近年、地震、台風、豪雨など、自然災害が頻発化・激甚化しており、いつどこで災害が発生してもおかしくない状況となっています。このような状況下で、地域住民の生命を守るためには、行政だけでなく、地域住民一人一人が防災意識を高め、災害に備えるための具体的な行動の実践が重要です。災害時に支援が必要な人の把握と、支援に向けた対策を進めることはもちろん、地域における自主防災力を高めるなど、地域ぐるみの取組を進めることが求められます。

市民アンケート調査では、日頃の生活で感じている悩みや不安として、健康・老後に次いで災害を挙げている人の割合が高く、防災対策の重要性が浮かび上がりました。地域における助け合いの必要を感じる場面についても、災害時だとする回答が最も多く、災害時の支え合いを期待していることがうかがえます。

令和3（2021）年の災害対策基本法の改正により、市町村では避難行動要支援者ごとに個別避難計画を作成することが努力義務化されました。災害時に支援を必要とする人の把握と、早めの避難につながる避難訓練の実施など、地域ぐるみで災害時の安全確保に向けた取組の推進が求められます。地域住民が主体的に防災活動に参加し、互いに助け合う体制づくりを強化していく必要があります。

取組施策の方向性

本市では、地震や風水害等の災害に備え、地域防災計画を策定し、食料等の備蓄や資機材の配備、避難所の整備など、様々な防災・減災対策に取り組んでいます。また、災害発生時に迅速かつ適切な行動がとれるよう、訓練や研修会を実施するとともに、「八幡浜市避難行動要支援者名簿」（災害時に支援が必要となる高齢者や障がいのある人などの情報をまとめたもので、地域における避難支援に活用）や各種マニュアル等の作成を行い、防災意識の向上に努めています。加えて、名簿に基づく個別避難計画を作成し、自主防災会や民生委員等との協定を締結することで、平時からの情報共有を実施しています。今後も防災対策の充実に継続して取り組みます。

住民や地域の取組

- ふだんからみんなで防災に対する意識をもちましょう。
- 隣近所で声を掛け合いながら、避難訓練などに参加しましょう。

行政や関係機関の取組

- 消防や警察、学校等と連携し、災害時の対応力強化に努めます。
- 自主防災組織の活性化のため、地域における防災・減災活動を支援します。
- 地域の防災活動を担う個人や団体が、相互に連携できるよう支援します。

取組や事業名	内容
市災害対策本部設置の体制整備	各関係機関との連携を密にし、情報の共有をしっかりと行い、災害発生時に対応に遅れが生じないように取り組む。
防災・減災活動の支援	自主防災組織の活性化のため、地域における防災・減災活動を支援する。各地区自主防災会へは、自主防災会運営費補助金を出すことで、それぞれの地区に必要な備蓄品等の購入などを支援する。また、防災士資格取得に対する助成を実施する。
個別避難計画の作成と相互連携支援	八幡浜市避難行動要支援者名簿や、名簿に基づく個別避難計画を作成する。また、個別避難計画をより実行的で充実した内容にする。自主防災会や民生委員等との協定を締結して、平時からの情報共有を行う。



取組施策 13 生活環境の整備

現状と課題

地域で誰もが安心して快適に暮らすためには、生活環境の整備が必要です。特に、高齢者や障がいのある人、子育て世帯など、様々な人々のライフスタイルやニーズに合わせる視点を持たなければなりません。公共施設をユニバーサルデザインに基づいて設計することなどが求められます。ユニバーサルデザインとは、年齢、性別、障がいの有無に関わらず、誰もが利用しやすいように、最初から配慮してデザインされたものです。

また、誰もが気軽に外出や活動を楽しむために、道路、公園、施設、公共交通などのバリアフリー化が求められます。これは、単に物理的なバリアを取り除くだけではなく、情報へのアクセスやコミュニケーションのバリアを取り除くことも含みます。例えば、公共施設や公共交通機関での情報提供をわかりやすくしたり、障がいのある人へのコミュニケーション支援を行ったりすることもバリアフリー化に該当します。

令和6（2024）年4月から、障害者差別解消法の改正によって、事業者による合理的配慮の提供が義務化されました。合理的配慮とは、障がいのある人が、他の人と平等に生活を送るために必要な配慮を意味します。周知・啓発を徹底し、不平等をなくしていくことが重要です。

取組施策の方向性

本市では、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するため、公共施設の整備に当たっては、その考え方を積極的に取り入れています。段差の解消、手すりの設置、多目的トイレの設置など、誰もが利用しやすいように配慮した設計を行っています。

生活環境の整備を進め、誰もが安心して暮らすことができ、また社会に参加できる地域をめざします。

住民や地域の取組

- 事業者や商店などは、建物のバリアフリー化を推進し、可能な限り駐車場などにおける障がい者スペースの確保に努めましょう。
- 道路の段差や通行に危険な場所を見つけたときには、危険箇所の情報を地域で共有するとともに、各管理者へ連絡しましょう。

行政や関係機関の取組

- ユニバーサルデザインに基づくまちづくりを推進します。
- 市民が利用しやすい公共交通空白地有償運送事業等の整備に努めます。
- 市庁舎や公共施設における合理的配慮の提供を徹底します。

取組や事業名	内容
公共施設のバリアフリー化	市が管理する公共施設等を新築・改修する際、室内の段差解消(スロープ設置等)や多機能トイレの設置など、可能な限りバリアフリー化を心がけて整備する。施設を管理する部署と施設整備を監督する建設課が協力しながら、バリアフリー化やユニバーサルデザインの推進に取り組む。
公共交通空白地有償運送事業等の整備【再掲】	市民が利用しやすい公共交通空白地有償運送事業等の整備に努める。各地区において、事業主体としてリーダーシップを発揮できる人材や、ドライバーの育成を図る。
合理的配慮の提供	行政機関等と事業者が、その事務・事業を行うに当たり、個々の場面で、障がいのある人から「社会的なバリアを取り除いてほしい」旨の意思の表明があった場合に、その実施に伴う負担が過重でないときは、社会的なバリアを取り除くために必要かつ合理的な配慮を講ずる。

コラム

合理的配慮って？

「合理的配慮」とは、障がいのある人が、他の人と平等に生活を送るため、個別の状況に応じて行われる配慮のことです。障がいのある人から「社会的なバリア（障がいのある人の活動を制限してしまっている要因）を取り除いてほしい」という意思が示された場合には、その実施に伴う負担が過重でない範囲で、バリアを取り除くために必要かつ合理的な対応をすることとされています。例えば、車椅子を利用している人が階段しかない建物に入るためにスロープを設置したり、聴覚に障がいのある人に会議で手話通訳を提供したりすることが挙げられます。

合理的配慮は、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会の実現に向けた重要な要素です。事業者は、障害者差別解消法によって、合理的配慮の提供が義務づけられています。しかし、事業者に過度な負担を強いるものではありません。障がいのある人と事業者が話し合い、互いに理解し合いながら、共に対処案を検討することが大切です。



第5章 成年後見制度利用促進基本計画

1 計画策定の趣旨

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人の権利や財産を守るための支援制度です。ひとり暮らしや認知症の高齢者の増加が今後とも見込まれていることから、権利擁護支援の重要性が高まっています。

本市では、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく「八幡浜市成年後見制度利用促進基本計画」を第1期計画と一体的に策定し、取組を進めてきました。地域に暮らす権利擁護を必要とする人を引き続き支援するため、本計画においても、八幡浜市成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本計画を定めます。

2 現状と課題

(1)成年後見制度とは

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない人に代わって、家庭裁判所から選任された援助者（成年後見人等）がその人の預貯金の管理等（財産管理）や日常生活での様々な契約等（身上監護）の支援を行う制度です。

家庭裁判所に申立てをし、後見人などを選任してもらう「法定後見制度」と、本人がまだ判断能力のあるうちに、あらかじめ任意後見契約を締結し、判断能力が不十分になったときの任意後見人を定めておく「任意後見制度」があります。「法定後見制度」には、本人の判断能力に応じて「補助」「保佐」「後見」の3種類があり、支援の範囲が異なります。なお、成年後見人等になれるのは、本人の親族や市民後見人、専門職（社会福祉士、司法書士、弁護士など）や福祉関係の法人等です。

法定後見制度			任意後見制度
家庭裁判所により選任			判断能力があるうちに将来に備えて自分で選任
補助	補佐	後見	
一部の 契約・手続きの 同意・取り消し、代理	財産上の 重要な契約等の 同意・取り消し、代理	全ての 契約等の 代理・取り消し	

(2)現状と課題

本市は、平成 25（2013）年 5 月に権利擁護センターを開設し、八幡浜市社会福祉協議会に委託して相談支援、広報・啓発、研修会開催、担い手養成、権利擁護推進協議会の開催等の事業を行っています。

本市の令和 6（2024）年 1 月時点における総人口は 30,739 人、65 歳以上の高齢者は 12,757 人であり、高齢化率は 41.5%となっています。今後、総人口が減少していく中、高齢化率はますます上がると推測されます。「第 2 章 八幡浜市の現状と課題」に示したとおり、要支援・要介護高齢者、知的障がい者、精神障がい者の割合は増加傾向にあります。また、成年後見に関する相談件数も増加しており、権利擁護支援の必要性が高まっています。

一方で、市民アンケートで過半数の人が「制度は聞いたことがあるが、内容は知らない」と答えているように、成年後見制度の認知度が高いとはいえません。制度を周知できず、支援につながっていない人がいると考えられます。こうした状況を背景に、支援体制の整備や制度の周知、利用促進が求められます。

また、市長申立て等、制度を利用するための手続きに時間を要する場合があります。迅速な対応をするための体制整備が必要です。需要の一層の増加に備え、市民後見人等の人材育成も課題となります。

3 取組施策

(1)八幡浜市権利擁護センターの活用

八幡浜市権利擁護センターは、平成 25（2013）年 5 月に県下で最初の権利擁護センターとして開設し、地域における成年後見制度の利用促進の中核的な役割を担ってきました。今後は更にその機能を強化し、地域連携ネットワークの中心として、相談支援、広報・啓発、研修会開催、担い手養成といった活動を推進します。

権利擁護センターは、中核機関として、受任者調整会議の整備や、後見活動支援ができるように権利擁護推進協議会を活用し、地域連携ネットワークづくりを推進します。また、地域の後見活動支援、法人後見事業と福祉サービス利用援助事業を一体的に実施し、保証サービスなど、既存の法や機関では対応できない市民の生活課題にも取り組みます。

(2)制度の広報・普及

成年後見制度の利用を促進するためには、市民への広報・啓発活動を強化し、制度の理解を深める必要があります。福祉事業所の利用者や高齢者サロンなどを対象に、制度に関する研修や、司法書士等の専門職の協力の下で終活講座を実施し、正しい理解を深める機会を設けます。また、クリアファイルや付箋等の啓発グッズを配布し、周知啓発を行います。

講座・研修においては、制度の概要だけでなく、具体的な事例を紹介し、制度のメリッ

トや利用方法をわかりやすく説明します。また、専門職や福祉職に対しても、制度に関する研修会を定期的で開催し、実務知識や連携を深めます。

認知症高齢者や障がいのある人の家族など、制度利用を検討している可能性のある層に重点を置いた広報活動を展開します。SNS等の活用を検討し、若い世代にも情報が届くように工夫します。また、地域住民が身近な場所で情報に触れることができるよう、自治会や町内会、地域包括支援センターなどの協力を得ながら、広報活動を実施します。

(3)相談支援機能の強化

成年後見制度の利用の相談体制を拡充し、市民が相談しやすい環境づくりを行います。また、権利擁護センターの相談機能を強化し、相談者の状況やニーズに応じて、適切な情報提供やアドバイスを行います。

市（権利擁護センター）と市社会福祉協議会、関係機関と定期的な協議の場を設け、それぞれの機能を生かした適切な役割分担を構築し、連携して支援体制を整備します。

権利擁護センターの専門職等による相談会を開催し、専門的な知識やアドバイスを求める市民のニーズに対応します。また、相談支援に関わる職員のスキルアップのため、相談対応の様式の検討や事例検討会を開催し、相談対応能力の向上を図ります。

(4)制度の担い手の育成

成年後見制度を安定して運用するため、成年後見利用促進事業として生活支援員・後見支援員の養成講座を開催し、人材の確保・育成に努めます。養成講座の修了後も、継続的な研修や情報交換の場を提供し、スキルアップを支援します。市民後見人の活動をサポートするため、専門職後見人との連携や、相談できる体制を構築します。

また、法人後見の推進のため、法人後見の担い手となり得る団体に対し、参入意向等の実態把握を行います。法人後見に関する研修会や情報交換会を開催し、法人後見のノウハウを提供します。さらに、市民後見人や法人後見に関する情報を地域住民に周知し、理解を深め、社会全体で後見活動を支える体制を構築します。

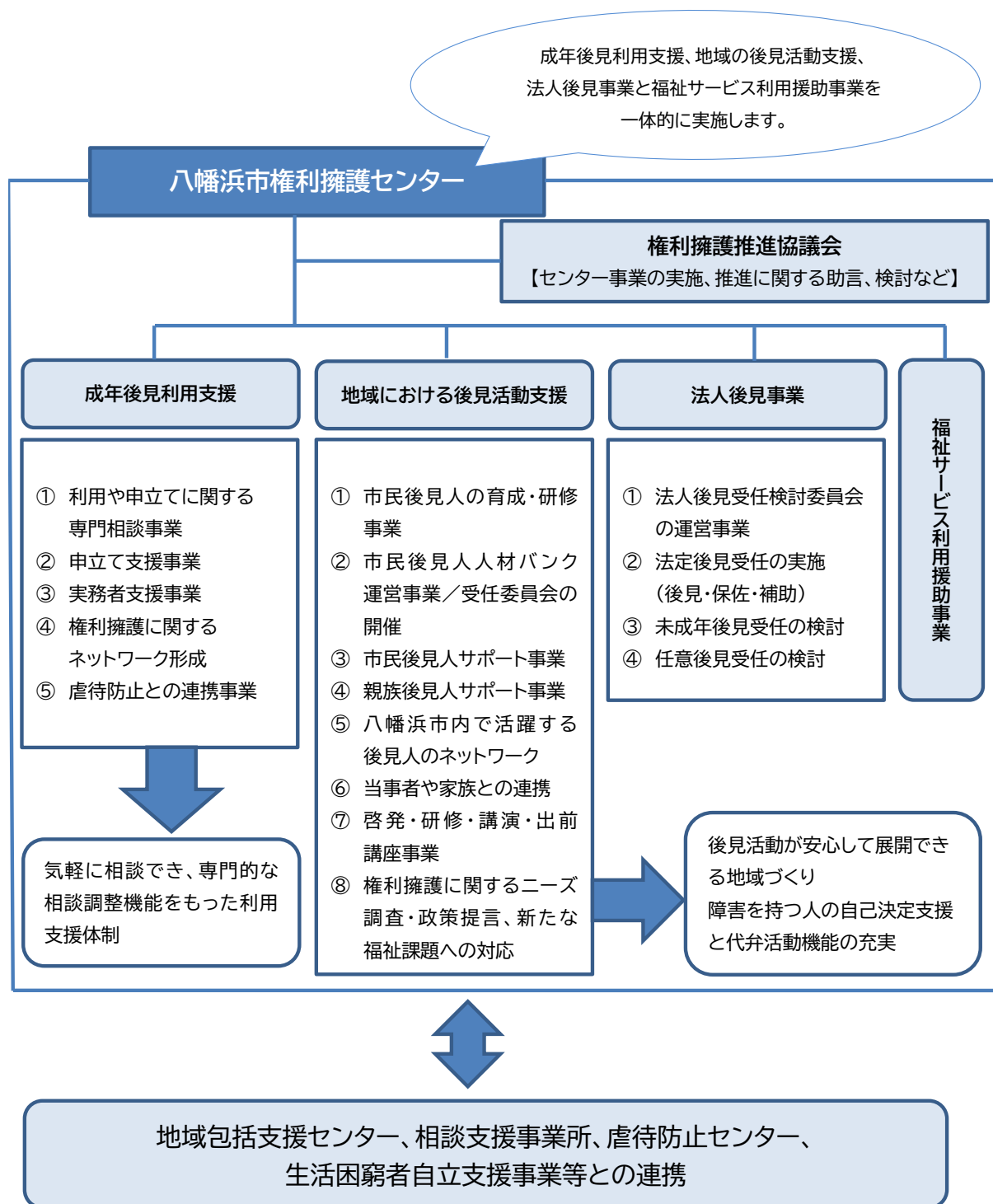
(5)利用者が安心して利用できる体制づくり

財産管理だけでなく、利用者である認知症高齢者や障がい者の意思決定支援、身上監護を大切にするために、複数後見や法人後見等、利用者の特性や支援ニーズに応じた選任がされるよう努めます。

本人が経済的に困窮している場合や申立てをする親族がいない等の場合には、報酬助成制度や市長申立て制度の利用につなげられるよう、必要なときに制度が利用できる体制を強化します。市長申立てに期間を要しているため、迅速に行えるよう体制整備に努めます。

また、親族後見人やその他の地域の担い手をサポートする体制を整えます。

■権利擁護センターの運営体制イメージ図



第6章 再犯防止推進計画

1 計画策定の趣旨

全国の刑法犯の認知件数は、警察庁「令和5年の刑法犯に関する統計資料」によると、平成15（2003）年以降は減少が続き、令和3（2021）年には戦後最少の約56万8千件となっていました。しかし、現在は増加傾向に転じており、令和5（2023）年では70万3千件あまりとなっています。同じく警察庁「犯罪統計書 令和5年の犯罪」によると、刑法犯総数183,269人のうち再犯者は86,099人であり、再犯者率（刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率）は47.0%となります。安全・安心な社会を実現するために、再犯の防止等に取り組むことが重要です。

国では、平成28（2016）年12月施行の「再犯の防止等の推進に関する法律」（再犯防止推進法）に基づいた再犯防止施策が推進されており、令和5（2023）年3月に「第二次再犯防止推進計画」が策定されました。これを受け、立ち直りを決意した人を受け入れていくことができる地域社会づくりを担うため、「八幡浜市再犯防止推進計画」を定めます。

2 現状と課題

（1）再犯防止の取組とは

再犯を防止し、誰もが安心して暮らせる安全な社会を実現するためには、犯罪や非行をした人が地域社会において孤立することなく、社会の一員として受け入れられる地域づくりを進めるとともに、円滑に社会復帰ができるよう支援することが必要です。

国の「第二次再犯防止推進計画」では、以下の7つの重点課題が示されています。

【7つの重点課題】

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等
- ⑥ 地域による包摂の推進
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備等

市町村は、地域住民に最も身近な基礎自治体として、保健医療・福祉等の各種行政サービスを必要とする人等が安定して生活できるよう支援に努めることと、立ち直りを決意した人を受け入れられる地域社会づくりを担うことが求められています。

(2)現状と課題

県では、令和2（2020）年2月に「愛媛県再犯防止推進計画」を策定し、刑務所等を出所する高齢者や障がいのある人の福祉サービス利用をサポートするほか、就労先のマッチングや住居確保に向けた支援など、多様な分野で犯罪をした者等に対する支援に取り組んできました。令和6（2024）年3月には「第2次愛媛県再犯防止推進計画」を策定し、更に実効的な再犯防止施策の推進に努めています。

本市においても、保護司等の関係機関と連携し、犯罪や非行の防止と立ち直りを支援してきました。毎年7月には「社会を明るくする運動」の強調月間として、保護司会及びに更生保護女性会等のボランティア団体と連携して、市内で街頭啓発パレードを行う等の取組を行っています。

しかしながら、市民アンケートによると、再犯防止の「取組を知っていて、協力している」と答えた人は全体の1.2%にすぎず、地域住民全体での協力体制は築けていない状況です。また、本市及び伊方町を活動区域とする八幡浜地区保護司会は、定員数を割る状況が続いており、更生保護の担い手を幅広く確保することが課題となっています。住民の理解を得て、犯罪や非行をした人が孤立することなく、地域全体で温かく支援する体制の構築が必要です。

3 取組施策

(1)関係機関の連携強化

犯罪や非行をした人が地域社会で孤立することなく、必要な支援につながるよう、包括的な支援体制を構築します。保護観察所、更生保護施設など、既存の支援機関との連携を強化し、情報共有を密に行うことで、効果的な再犯防止対策を推進します。

また、保護司を対象として年に4回の定期研修を実施するなど、各機関の支援の強化に努めます。

(2)就労・住居確保等の社会復帰支援

就労・住居の確保等については、保護観察所から帰住先の環境調整として、保護司が調査を行い、報告書を作成して確保に努めると同時に、協力雇用主として地域の企業訪問を実施して、働く場の確保に努めています。

ハローワーク等の関係機関と連携して、個々のスキルや適性を把握し、職業訓練や就職先の斡旋を行うだけでなく、職場への定着支援も行うことで、安定した就労を支援します。

また、市内の企業に対して、犯罪や非行をした人の雇用に関する理解を促進し、雇用機会を創出するための協力を呼びかけ、企業側の不安を解消するとともに、雇用の促進を図ります。

(3)保健医療・福祉サービスの利用促進

再犯者の中には、精神疾患や障がい、高齢などの問題を抱えている人が少なくありません。そのため、必要だと思われる人に対し、保健医療・福祉サービスの利用を促進します。

福祉、医療、介護などの分野の関係機関と連携し、犯罪や非行をした人が、適切な保健医療・福祉サービスを受けられるよう、支援体制の強化を図ります。

(4)地域における啓発活動の推進

再犯防止のためには、犯罪や非行をした人を、地域社会全体で受け入れる包容力が不可欠です。地域住民に対する啓発活動を積極的に行い、再犯防止への理解と協力を促進する必要があります。広報紙、市ホームページ、SNSなどを活用し、再犯防止の重要性や取組について情報発信を行います。

また、犯罪や非行をした人に対する偏見や差別をなくすための人権啓発活動も重要です。毎年7月に開催される「社会を明るくする運動」の強調月間で、保護司会・更生保護女性会等のボランティア団体と連携して、市内で街頭啓発パレードを行います。

コラム

更生保護の担い手



安全安心な地域社会を実現するには、犯罪や非行をした人が過ちを繰り返さないようにすることが大切です。そのためには、犯罪や非行をした人を排除・孤立させるのではなく、地域で受け入れて、立ち直りを支えていくことが重要です。この活動を「更生保護」といいます。

更生保護には、多くの人や団体などが関わっています。代表的な3つの団体をご紹介します。

- 保護司：支援対象者と面接を行い助言や指導をするほか、生活環境の調整等を行う
- BBS会：非行少年等の立ち直りを、兄や姉のような立場で支援する
- 更生保護女性会：地域の犯罪予防活動や更生支援を行う女性ボランティア団体

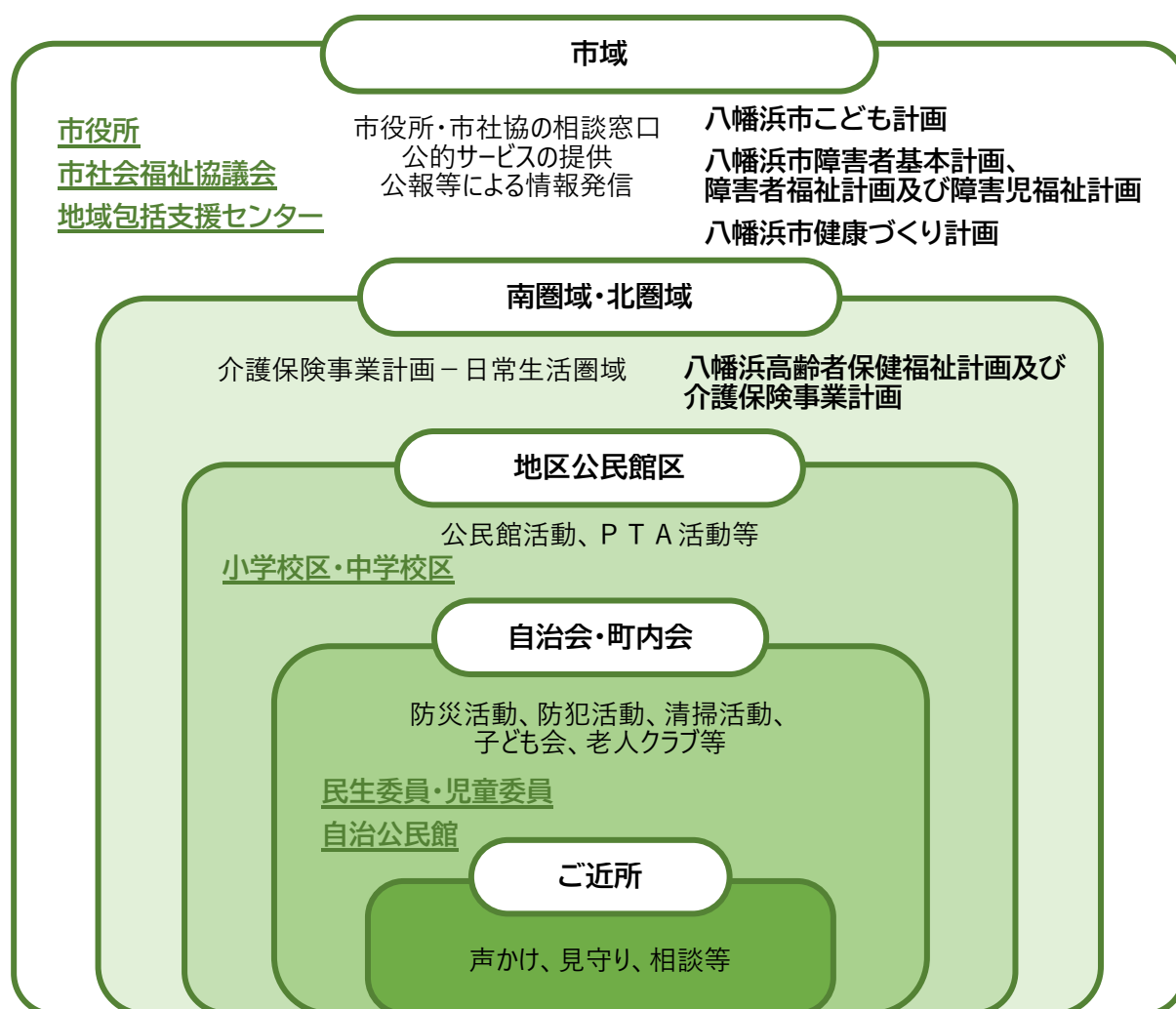
上記の団体だけでなく、更生保護施設や、就労支援に携わる協力雇用主など、たくさんの人々が立ち直りを支えています。

第7章 計画の推進

1 支え合うための地域の範囲

本計画における「圏域」の考え方は、隣近所や小中学校区を含む地区公民館区圏域を基本とします。また、「市全域」などのより広い範囲での圏域を設けることで、課題を段階的に共有し、新たな活動につなげていきます。このように重層的な圏域を設定することにより、サービスの提供やボランティア活動の展開、ネットワーク構築など、公民協働による地域福祉活動の一層の推進をめざします。

■圏域と関係団体、提供サービス等の関係イメージ



2 住民及び関係機関などとの連携・協働

地域の多様な生活課題やニーズに対応するためには、地域住民をはじめとした地域を構成する様々な主体と行政が連携して、潜在している福祉ニーズに対応していくことが必要です。

住み慣れた地域で支え合い、助け合いながら安全で安心して暮らせる地域の福祉コミュニティを形成するため、地域住民をはじめ、民生委員・児童委員、自治会・町内会、ボランティア、NPO、福祉施設・福祉関係事業者、社会福祉協議会と行政がそれぞれの役割を担い、協力し、協働する地域の仕組みを構築することによって、本計画の推進を図ります。

(1)地域住民の役割

市民一人一人が福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一人であることを自覚することが大切です。

地域で支え合える関係をつくっていくため、地域社会の構成員の一人として、声かけや挨拶、ちょっとした手伝いなど自分がすぐにでも取り組めることから始め、地域での集まり、地域活動、ボランティア活動等へ積極的に参加するなど、支え合い活動へつながる第一歩を踏み出していくことが期待されます。

(2)民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、地域の人々が自立して暮らすための様々な支援を行うとともに、安心して暮らせるまちづくりを進める役割を果たしてきました。

民生委員・児童委員には「社会福祉に関する活動を行う者」として地域福祉の推進に努めることが期待されています。

また、虐待や暴力、ホームレス等の問題をはじめ、対応が困難な問題を抱えている人などを早期発見・相談・支援へとつなぐ、より地域に密着した身近な地域福祉の担い手として期待されています。

(3)自治会・町内会の役割

地域福祉を推進していく上で、地域の防災・防犯活動や住民相互の親睦を深める交流活動などについては、自治会・町内会の役割がより一層重要となり、より安全で住みよい、魅力あふれる地域づくりに取り組むことが期待されています。

(4)ボランティア、NPOの役割

ボランティア、NPOには、市民が地域福祉活動への第一歩を踏み出すためのきっかけを提供することが期待されています。また、地域で様々な福祉活動を行っている団体と連携を図り、活動内容の充実とサービスの多様化を図り、地域の福祉ニーズへの対応を図る活動団体としての役割が期待されています。

(5)福祉施設・福祉関係事業者の役割

福祉関係事業者は、福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供及び公開、他のサービスとの連携等に取り組むことが求められています。また、福祉施設等にあつては、施設や施設利用者と地域との距離がより縮まるよう、積極的な発信を行うとともに、各サービス事業者間や地域との連携を図り、地域福祉の拠点となることが期待されています。

また、今後、ますます多様化する福祉ニーズに対応するため、すでに実施している社会貢献事業の今以上の充実や新しいサービスの創出を図るとともに、地域の一員として地域活動へ参加し、より一層の交流や相互の理解が深まることが望まれます。

(6)社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉計画の根拠法である社会福祉法において、地域福祉を推進する中心的な団体として位置づけられています。

そのため、行政と協働して今回の計画を推進するとともに、その推進において地域住民や各種団体、行政との調整役として大きな役割を担っています。

(7)行政の役割

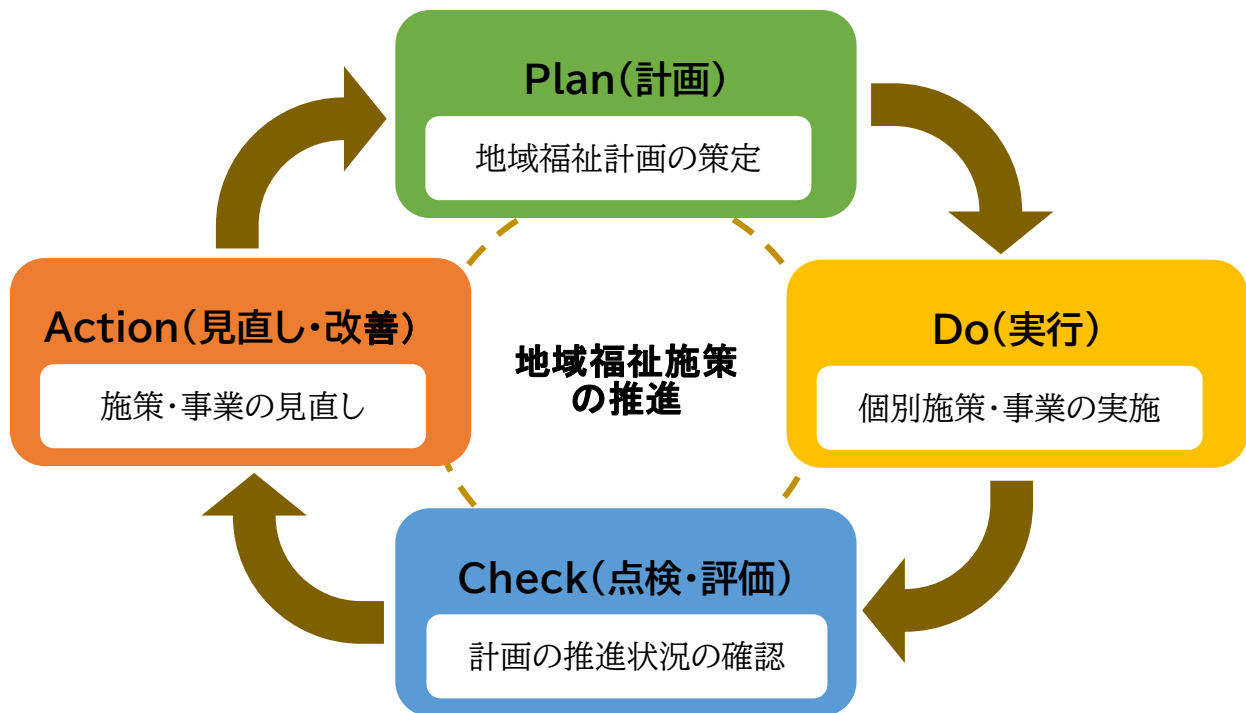
地域福祉の推進に当たっては、地域住民や関係団体等の自主的な取組が重要な役割を担います。そして、行政は住民福祉の向上をめざして福祉施策を総合的に推進していく役割を担っています。

地域住民や関係団体等の自主的な取組を様々な形で支援するため、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、社会福祉協議会、福祉関係事業者などのそれぞれの役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図り、地域の福祉活動を促進させるための支援を行っていくことが必要となります。

また、社会環境（人口減少、少子高齢化、地方分権等）の変化に伴い福祉ニーズも急激に変化してきていることから、それらに対応しながらも、施策の狭間にある福祉課題へ対応するため、高齢者、障がい者、児童福祉施策など各部門施策間の整合性を高め、福祉施策全体としてより効果が見込めるよう、庁内の連携体制を構築することが重要となっています。

3 計画の進捗管理

本計画の推進に当たっては、『PDCAサイクル』による進行状況の点検・評価を行い、改善・見直しを行います。



資料編

(1)八幡浜市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき八幡浜市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定するため、八幡浜市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討及び協議を行い、策定した地域福祉計画を市長に提出するものとする。

- (1) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) その他地域福祉計画の策定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は20人以内の委員で構成し、委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係団体関係者
- (3) 地域関係団体関係者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱し、又は任命された日から第2条に定める任務を完遂する日までとする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年10月21日から施行する。

(最初の会議に係る特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行後の最初の会議は、市長が招集する。

(2)八幡浜市地域福祉計画推進委員会委員名簿

区分	所属団体	役職等	氏名
学識経験者	八幡浜市議会民生文教委員会	委員長	新宮 康史
	八幡浜市教育委員会	主幹	河野 文俊
	八幡浜医師会	副会長	森岡 明
	八幡浜地区保護司会	会長	木村 謙児
福祉関係	八幡浜心身障害者(児)団体連合会	会長	西園寺 純一
	八幡浜市社会福祉協議会	常務理事	菊池 益夫
地域関係	八幡浜市公民館連絡協議会	会長	木下 恵介
	八幡浜市民生児童委員協議会	会長	徳島 守
	八幡浜市老人クラブ連合会	会長	和田 泰則
	八幡浜市保育協議会	会長	川口 博子
	八幡浜市小中学校PTA連合会	会長	竹葉 一也
	八幡浜市女性団体連絡協議会	会長	菊地 千鶴
	八幡浜市ボランティア協議会	会長	猪石 壮
行政機関	八幡浜市市民福祉部	部長	福岡 勝明

第2期八幡浜市地域福祉計画

発行年日：令和7年4月

発 行：八幡浜市

編 集：八幡浜市 市民福祉部 社会福祉課

〒796-8501 愛媛県八幡浜市北浜一丁目1番1号

電話：0894-22-3111(代表) FAX：0894-24-7700